

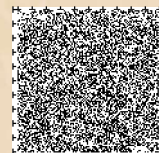
鎌倉市地域福祉計画

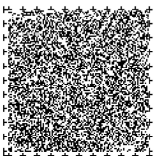
令和8年度（2026年度）▶令和15年度（2033年度）

すべての人が、安心して・自分らしく・
ともに暮らせるまちがまくら

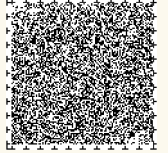


令和8年3月
鎌倉市





はじめに



本市では、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、市民一人一人が互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会と関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現に向けて歩みを進めています。

令和2年3月には、条例の理念を反映した鎌倉市地域福祉計画を策定し、令和7年度までの6年間、地域の皆さまや関係機関とともに地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



この間、令和4年度には、社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業を開始し、制度の狭間にある困りごとにも対応できるよう包括的な支援体制の構築と、地域全体で支え合う仕組みづくりに取り組んでまいりました。

一方で、高齢や障害等を理由に援助を必要とする親族などに対して、日常生活上の世話をするケアラーの問題や、コロナ禍によって顕在化した孤独・孤立の問題など、従来の枠組みでは十分な支援が行き届かない新たな課題も明らかになってきました。

こうした課題に対応するため、令和6年度には「鎌倉市ケアラー支援条例」を制定し、ケアを担う方と支援を必要とする方を一体的に支える仕組みづくりに着手しました。また同年には、鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「ここかま」を創設し、地域で活動する団体や事業者と行政が連携して、孤独・孤立対策を進めていくための環境整備にも取り組んでいます。しかし、これらの取組はいまだ道半ばであり、地域福祉の充実に向けて、引き続き取組みを強化していく必要があります。

本市においては、将来的に総人口や年少・生産年齢人口が減少し、高齢化の進展が見込まれています。人と人とのつながり方も多様化する中で、地域での見守りや助け合いを維持していくための仕組みづくりや、切れ目のない包括的支援の必要性はますます高まっています。

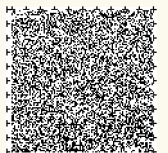
そこで本計画では、「地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進」「包括的な支援体制と協働ネットワークの構築」「制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進」の三つを計画目標に掲げました。令和8年度からは、この計画を元に、地域の多様な主体の皆様とともに、誰もが安心して暮らせる鎌倉を築けるよう、地域福祉の推進にますます取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にご尽力いただいた推進委員会の皆さま、関係団体、そして市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和8年(2026年)3月

鎌倉市長

松尾 崇



目次

第1章

計画の概要

1	地域福祉計画とは.....	1
2	計画の目指す姿.....	3
3	計画策定の背景と趣旨.....	6
4	計画の位置付け.....	8
5	計画の期間.....	14
6	地域福祉計画における圏域の考え方.....	15

第2章

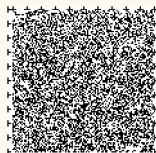
地域福祉を取り巻く現状と課題

1	鎌倉市の概況.....	16
2	鎌倉市の共生社会推進の概要.....	18
3	鎌倉市の統計データからみえる現状.....	20
4	アンケート調査結果から見える現状.....	30
5	ワークショップから見える現状.....	50
6	現状や調査からみえる課題.....	52

第3章

計画の構成

1	施策体系.....	54
2	本計画書の読み方（第4章以降部分の説明）.....	56



第4章

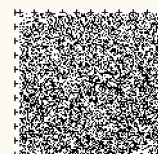
具体的な取組の紹介

- 目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進..... 58
- (1) 誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援
 - (2) 地域における活動機会・居場所の創出と人材育成
 - (3) 住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支えあいの仕組みづくり
- 目標2 包括的な支援体制と協働ネットワークの構築..... 71
- (1) 包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の体制づくり
 - (2) 庁内・関係機関の連携体制の強化と重層的支援の推進
 - (3) 情報共有とICT活用による支援基盤の整備
- 目標3 制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進..... 80
- (1) 既存の制度やサービスが届きにくい人へのセーフティネットの強化
 - (2) 制度や分野の狭間にある課題への領域横断的な対応の推進
 - (3) ケアラーへの支援
 - (4) 全世代・多様な人の自立と居住を支える地域づくり
 - (5) 権利擁護にかかる専門性の向上と支援制度の理解促進
 - (6) 福祉を支える人材の育成・確保（福祉専門人材）

第5章

計画評価と推進体制

- 1 本計画の評価について..... 104



第6章

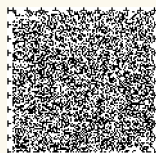
資料編

1	鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例.....	109
2	鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例施行規則.....	110
3	本計画策定における鎌倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿.....	111
4	社会福祉法（抄）.....	112
5	地域福祉計画に盛り込むべき事項（ガイドライン）（抄）.....	115
6	地域福祉の推進について（神奈川県策定）.....	117
7	鎌倉市共生社会の実現を目指す条例.....	119
8	計画の策定経緯.....	122
9	評価シート.....	123
10	用語解説.....	128

本計画書では、専門的な用語などに*（アスタリスク）を付しています。

*が付いた用語については、「用語解説」（128～137 ページ）に掲載しています。

用語解説は五十音順で整理しています。



第 1 章

計画の概要

1 地域福祉計画とは

(1) 地域福祉計画について

本計画は、地域共生社会*の実現を目的に、地域福祉の推進に向けた方向性と取り組むべき内容を示すものです。誰もが互いを尊重し合いながら、人と人とのつながりを大切に、助け合い・支え合える関係づくりを進めます。また、住民、地域団体、事業者、企業など多様な主体が共働り、地域全体で日常の暮らしを支える仕組みと役割を明確にします。

社会福祉法

(地域福祉の推進)

第四条

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援*を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域福祉とは

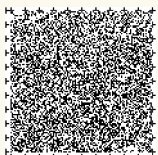
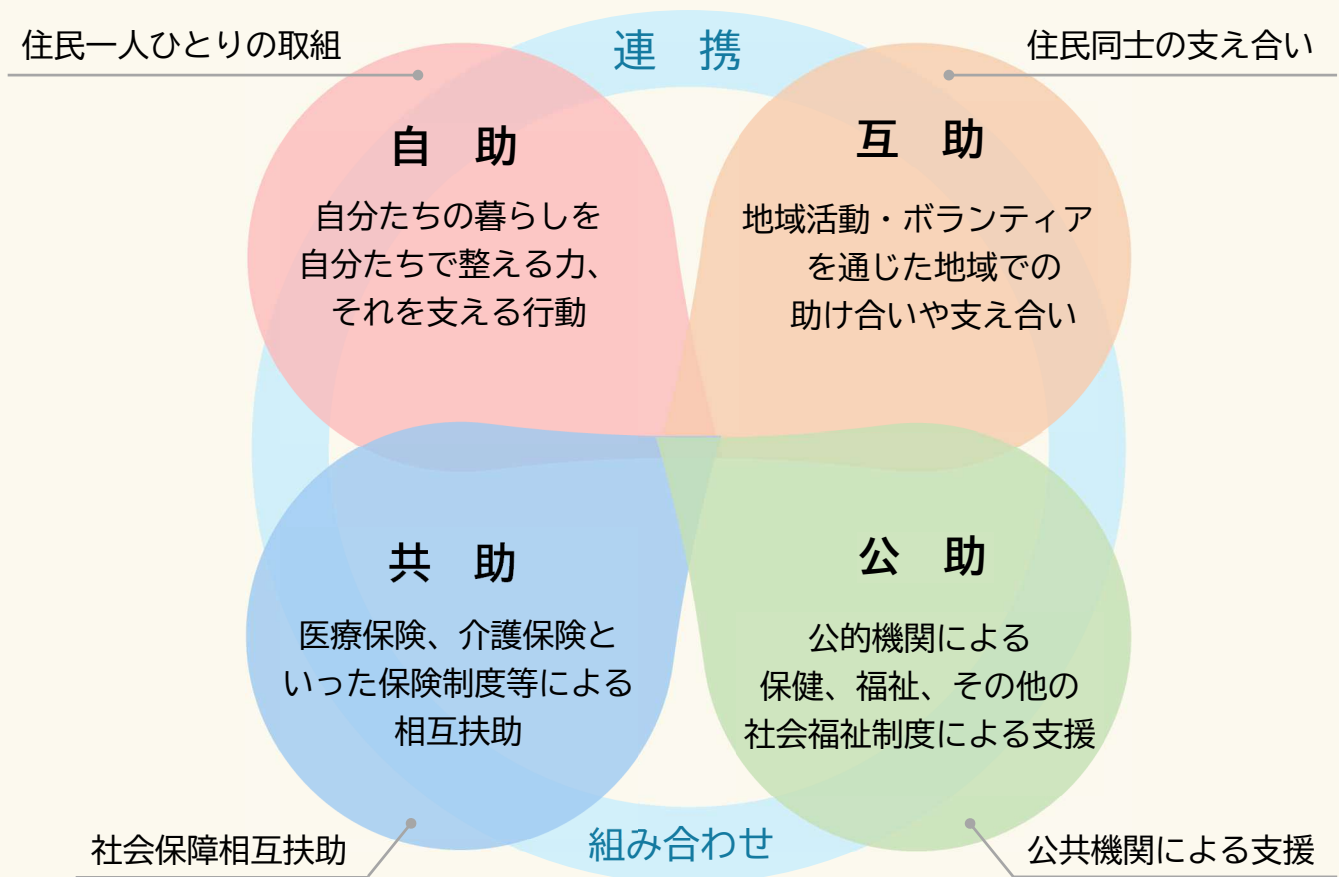
地域福祉とは、地域に暮らすすべての人が、年齢や性別、障がいの有無、家庭環境、国籍、生活背景などの違いにかかわらず、多様性を尊重しながら安心して自分らしく生活できるよう、地域の中で支え合い、助け合う仕組みを、行政と市民、関係団体が力を合わせて整えていくことです。

互いを理解し、認め合いながら、必要なつながりや支援*が届く地域のあり方を育てていくことで、だれもが望む形で社会と関わり、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会につながります。

※*が付いた用語は資料編「用語解説」
(128～137 ページ)をご参照ください。

(2) 「地域福祉」をつくる、それぞれの役割

生活課題が複雑化・複合化する中で、地域福祉の推進においては、行政施策にとどまらず、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合い（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）が役割を分担し、相互に連携して取り組むことが重要です。地域における多様な主体の連携を進め、公私のバランスの取れたセーフティネット*の充実を図ることを本計画の基本的な考えとします。



※*が付いた用語は資料編「用語解説」(128～137 ページ)をご参照ください。

2 計画の目指す姿

(1) 鎌倉市地域福祉計画の目指す姿

鎌倉市総合計画（基本構想「鎌倉ビジョン2034」及び基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」）は、福祉分野における目標とするまちの姿を「市民一人ひとりが、自らが望む形で社会との関わりを持ち、住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしているまち」と定めています。本市は、この実現に向けて、暮らしへの支援、多様な主体による支えあいの構築、参加機会の確保と社会的孤立の予防、包括的な支援体制の充実に取り組みます。

地域福祉をめぐる状況は大きく変化しています。少子・高齢化の進行や担い手不足が進むなか、つながり・参加の機会の確保、住まいの確保、事前防災など、新たな生活課題が顕在化しています。そのため、重層的支援*体制の整備、孤独・孤立対策の強化、権利擁護の推進など、国が進める方向性との整合も図りつつ、地域の実情に即した切れ目のない支援体制の構築と、それを支える地域づくりを一体的に推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市では「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」（平成31年（2019年））（「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の詳細は資料119ページを参照）や「鎌倉市ケアラー*支援*条例」（令和6年（2024年））などにより、地域福祉を推進するための枠組みや基盤の整備を進めてきました。

本計画の策定にあたっては、地区ごとのワークショップや市民アンケートを通じて市民の声を把握し、その結果、地域を基盤とした活動やネットワークの重要性、社会福祉制度の強化、さらには、それらをつなぐ場・人材・仕組みの必要性を改めて確認しました。

(2) 基本理念

以上の観点を踏まえて、本計画の基本理念を「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら」とします。計画の推進を通じて、行政、関係機関、事業者、市民などのあらゆる主体が、様々な暮らしの場において、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会の実現を図るため、本市の地域福祉を拡充していきます。（基本理念を設定した背景は、19ページのコラム「鎌倉市の共生社会の推進」を参照）

基本理念

すべての人が、安心して・自分らしく・
ともに暮らせるまち かまくら



※*が付いた用語は資料編「用語解説」
(128～137ページ)をご参照ください。

(3) 基本理念を実現するための3つの目標

本計画の基本理念、「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら」の実現を目指し、3つの基本目標を設定し、地域福祉の推進を図ります。

【目標1】地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の理念に基づき、多様な人々が地域で安心して暮らし、誰もが居場所や役割や出番を持てるまちをめざします。

日常生活における支え合いや、地域活動への参画を通して、人と人がゆるやかにつながり、必要に応じてそのつながりを深められる環境を整え、互いに尊重しあえる関係を築くことで、自分らしい生き方を実現できる環境づくりを推進します。

関連条例：鎌倉市共生社会の実現を目指す条例、つながる鎌倉条例

【目標2】包括的な支援体制と協働ネットワークの構築

複雑化・複合化する福祉課題に対応できる包括的な相談・支援・地域づくりの体制を整えます。

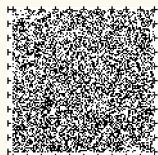
誰もが必要な支援やサービスにつながる体制を整備し、行政、社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）、福祉事業所、地域団体・ボランティア、地域住民など多様な主体が連携・協働するネットワークを構築することで、本人に切れ目のない支援を確保するとともに、支援者・地域が抱え込まずに支え続けられる仕組みを構築します。

【目標3】制度の狭間*をつくらない福祉支援と権利擁護の推進

高齢者、障害者、こども、生活困窮者*といった各福祉制度の対象者だけでなく、ケアラー*、再犯防止*が必要な人など、制度の狭間で支援を必要とする人々が、取り残されることなく、必要な支援につながる体制を整えます。

合わせて、市民の生活の安心を守り、すべての人の尊厳を守り、権利侵害のない地域を実現し、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

関連条例：鎌倉市ケアラー支援条例、鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例、鎌倉市市民のくらしをまもる条例、子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例、神奈川県みんなのバリアフリー*街づくり条例



※*が付いた用語は資料編「用語解説」
(128～137 ページ)をご参照ください。

(4) 地域福祉計画における横断的視点

本市の地域福祉計画では、「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまちかまくら」の実現に向け、3つの目標に基づく取組を進めます。あわせて、計画全体に共通して関わる重要な要素として、次の2つを「横断的視点」として位置づけます。

横断的視点は、特定の分野や個別施策に限らず、あらゆる取組に共通して求められる考え方です。これらを個別施策として整理すると、計画全体の中での位置づけや、各施策とのつながりが分かりにくくなるおそれがあります。そのため、本計画では「横断的視点」として整理し、各施策を進める際に共通して意識する観点として明確化します。

第4章「具体的な取組の紹介」では、該当箇所に横断的視点のアイコンを示します。

【横断的視点1】情報提供



地域住民や支援者が、必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、計画全体を通じて次の取組に努めます。

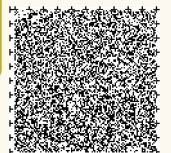
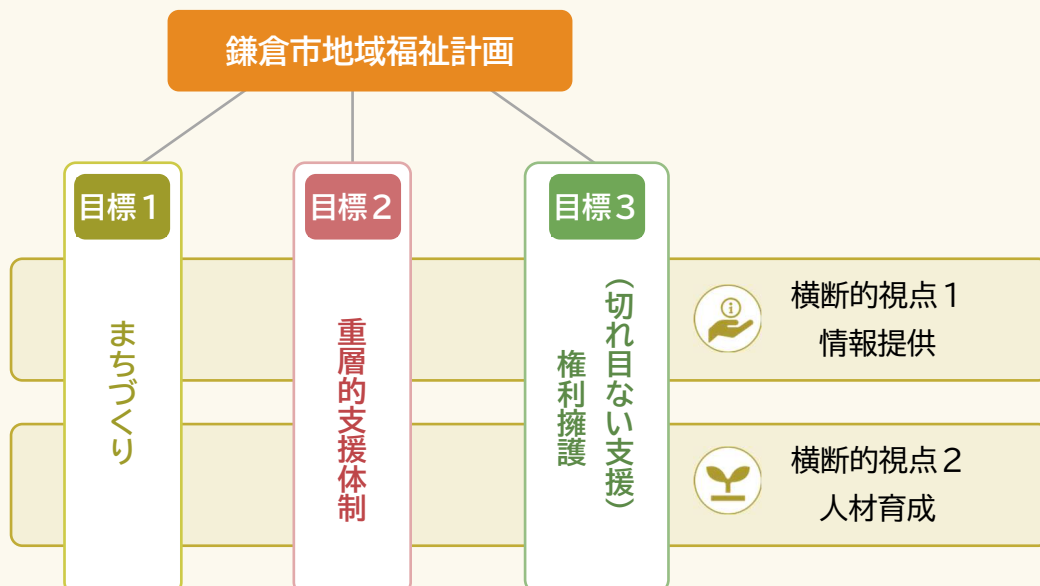
- ・ボランティアや地域活動の未経験者に対する参加促進を図る
- ・複雑化・複合化した課題を抱える住民が支援につながるための情報提供を行う
- ・支援者や地域が個別ケースを抱え込まないよう、関係者間で情報共有を進める
- ・情報共有を通じて、支援の迅速化・円滑化を図る

【横断的視点2】人材育成



地域福祉を支える人材の育成・確保に向け、計画全体を通じて次の取組に努めます。

- ・行政・社協・福祉事業所職員などの専門職、地域団体・ボランティアなど多様な担い手が、それぞれの役割を理解する
- ・多様な担い手が連携・協働して支援につなげられるようにする
- ・地域福祉の推進に必要な知識・技能を高める研修や学習機会を充実させる
- ・地域の担い手と専門職の双方を育成・確保し、支援体制を支える人材基盤を強化する





3 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉にかかる国、県の動向

少子・高齢化、単身世帯の増加、社会的孤立を背景に、8050問題*、ダブルケア*、ヤングケアラー*など制度をまたぐ課題が絡み合い、個人・世帯の課題は複雑化・複合化しています。加えて、価値観・ライフスタイル*の多様化や働き方の変化等により、地域のつながりは変化し、支え合いの担い手の偏在や負担の集中が懸念されています。

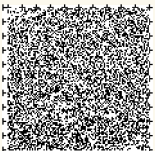
こうした状況の下で、生活困窮*、老々介護*、ひきこもり*、虐待*等の課題は一層複雑化する一方、既存の公的支援の枠組みでは十分に支援が届かない「制度の狭間」も顕在化しています。地域共生社会の理念のもと、制度化されたサービスと地域の支え合いを両輪として、一体的・重層的に展開することが求められています。

① 国の動き

国においては、平成27年（2015年）に策定された「日本一億総活躍プラン」により、誰もが活躍できる社会の実現を目指し、多様な主体が支え合いながら地域や社会の活力を高めていく方針が示され、その流れを受け、平成28年（2016年）に、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。そのなかで、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

これを踏まえ、令和2年（2020年）6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法において、地域福祉の推進は地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指して行うことが明記されました。あわせて、市町村が包括的な支援体制を整備する手段として、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業*」が位置付けられました。

また、令和5年（2023年）には「孤独・孤立対策推進法」が制定され（令和6年（2024年）4月施行）、孤独・孤立は人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得ることを踏まえ、孤独・孤立対策の基本理念や国・地方公共団体の責務、推進体制等が定められました。こうした課題に対応するため、住民に身近な地方公共団体において、行政と民間団体等が連携・協働し、情報共有や支援の強化を図る枠組みとして、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム*の構築が進められています。



※*が付いた用語は資料編「用語解説」（128～137ページ）をご参照ください。

② 神奈川県動き

神奈川県では、平成14年（2002年）に定めた「地域福祉の推進について（基本指針）」に基づき、地域福祉に関する考え方や推進方策等について整理・推進してきました。

令和5年（2023年）4月には「神奈川県地域福祉支援計画 第5期」を策定し、すべての県民が地域で安心して暮らせる社会の実現、当事者の立場に立った支援の推進、多様な主体の連携による包括的な支援体制の強化に向けた施策を展開しています。

また、平成28年（2016年）7月に「津久井やまゆり園」で発生した大変痛ましい事件を受け、同年10月には「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、ともに生きる社会の実現を目指しています。さらには、当事者目線の障害福祉を推進し、障害者のみならず誰もが喜びを実感できる地域共生社会を実現するため、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を令和5年（2023年）4月に施行しました。

また、令和6年（2024年）10月には、同条例に基づく基本計画との整合性を図るため、「神奈川県地域福祉支援計画 第5期」を見直し、当事者目線に立った支援体制の整備、複雑化・多様化する課題への対応、包括的・重層的支援体制の整備、施策の評価・推進体制の強化等を重点施策として掲げています。

（2）計画策定の趣旨

本市では、少子・高齢化が進む社会に対応し、地域で支えあいながら暮らし、地域福祉の推進を図るため、平成16年（2004年）に「鎌倉市地域福祉計画」を策定しました。さらに、平成31年（2019年）には、全ての人がお互いに人格、個性、多様な生き方などを尊重し合い、共に支え合う「共生社会*」の方向性を明文化するため、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しています。

令和元年度（2019年度）には、同条例に基づき「鎌倉市地域福祉計画（令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度））」を策定し、「お互いを尊重し、支え合いながら、ともに活きるまち かまくら」をめざして、5つの基本目標「総合的な相談体制の確立」「包括的支援体制の構築」「地域における福祉活動や人材への支援」「地域生活支援と権利擁護」「情報の収集と提供」に基づき、地域福祉の充実を図っています。また、令和6年（2024年）4月の「鎌倉市ケアラー支援条例」の制定に伴い、令和7年（2025年）3月には、計画目標6として「ケアラーへの支援」を新たに加え、福祉施策の強化を図っています。

この度、「鎌倉市地域福祉計画（令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度））」の期間満了に伴い、これまでの取組を評価するとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・複合化する生活課題に適切に対応するため、本市の地域福祉に関する基本理念・目標・取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「鎌倉市地域福祉計画（令和8年度（2026年度）～令和15年度（2033年度））」を策定します。

※*が付いた用語は資料編「用語解説」
(128～137 ページ)をご参照ください。

4 計画の位置付け

(1) 総合計画等との関係

本計画は、鎌倉市総合計画（基本構想「鎌倉ビジョン2034」及び基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」）を上位計画とし、将来目標である「生涯にわたり、誰もが安心して、自分らしく暮らせるまち＝共生社会」の実現に向けた個別計画として位置付けます。また、福祉分野の上位計画として位置づけ、他の行政計画と連携・調和を図ります。

平成31年（2019年）4月に制定された「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」は、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目的としています。

本計画においても、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の基本理念及び基本的施策に基づき、各施策の推進を図ります。

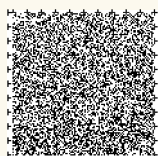
(2) 福祉分野の個別計画との関係

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定するものであり、本市の福祉施策に関する目標を定め、基本的方向性を示すとともに、権利擁護、包括的支援、参加・協働、居場所、相談支援など、高齢、障害、こども、生活困窮等福祉施策として共通して取り組むべき事項などの施策の方向性を示します。

(3) かまくらささえあい福祉プランとの関係

本市は、平成16年度（2004年度）に「鎌倉市地域福祉計画」を策定、平成18年度（2006年度）に地域福祉計画の要素を盛り込んだ「鎌倉市健康福祉プラン」を策定しました。その後、平成27年度（2015年度）からは、本市「鎌倉市健康福祉プラン」と市社協の「地域福祉活動計画」のうち「地域福祉計画」の要素を一体化した「かまくらささえあい福祉プラン」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

平成30年（2018年）4月に社会福祉法が改正され、国が示した「地域共生社会の実現」の考え方により、本市としても、従来の「福祉」の概念を超えて、他分野と連携し、「我が事・丸ごと」を理念として地域福祉を進めることとしました。また、国のガイドラインにより、計画に盛り込むべき事項が定められ、市の基本的な考え方を明確に示す必要性が生じたことから、市社協の「地域福祉活動計画」とは別に、市の行政計画としてあらためて「地域福祉計画」の策定に取り組むこととしました。

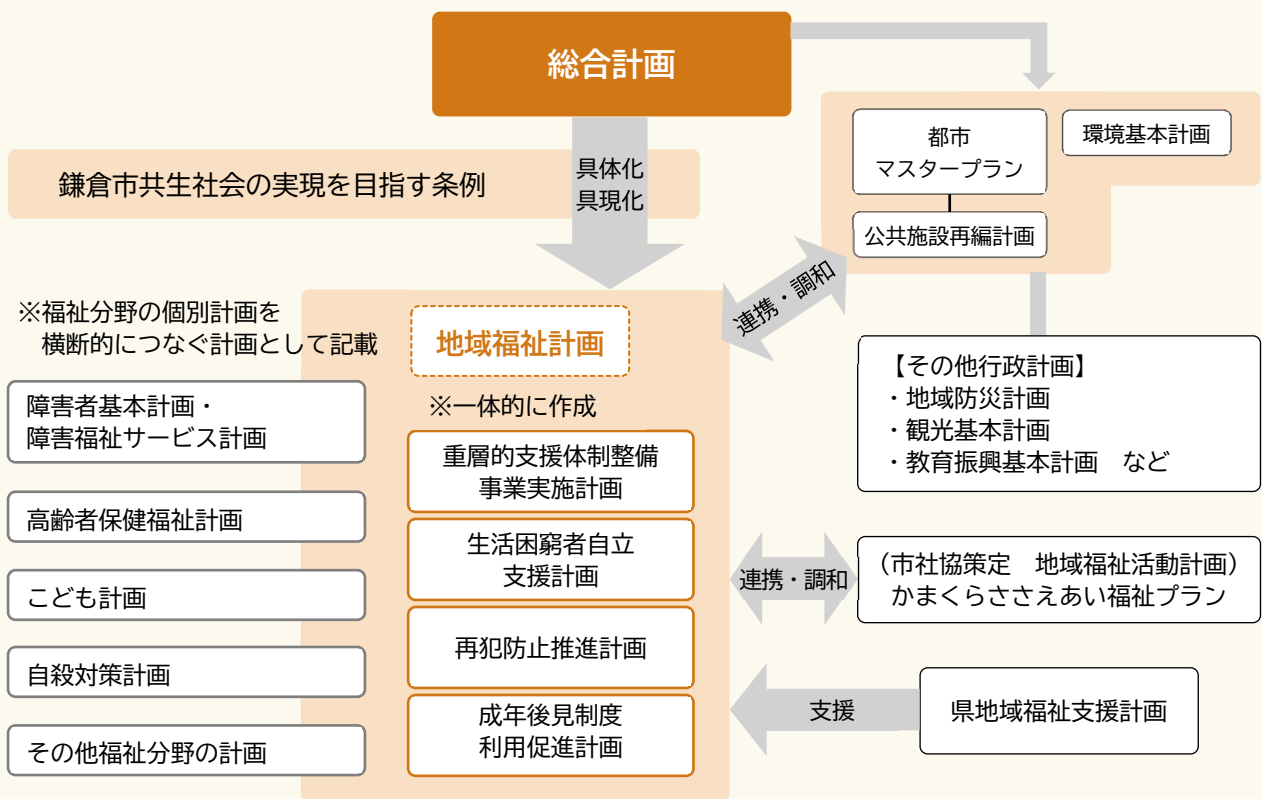


本市のこのような動向を受け、市社協では、平成31年（2019年）3月に地域福祉活動計画として「かまくらささえあい福祉プラン（第5次地域福祉活動計画）」を、さらに令和6年（2024年）3月に「かまくらささえあい福祉プラン（第6次地域福祉活動計画）」を策定しました。

地域福祉活動計画は、地域における福祉課題の解決に向けて、市社協・行政・地域団体・ボランティア・福祉事業所・市民などが協働して取り組むための行動計画となっています。

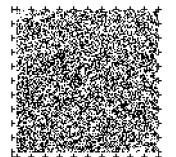
計画の位置づけ図

「総合計画」、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」、「地域福祉計画に一体的に策定する計画」や「福祉分野の個別計画」等との位置づけを図に表すと次のとおりとなります。



各計画の基本理念（等）

総合計画	鎌倉市総合計画 (基本構想「鎌倉ビジョン2034」及び基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」) 将来目標：生涯にわたり、誰もが安心して、自分らしく暮らせるまち ＝共生社会
鎌倉市共生社会の実現を目指す条例	3つの基本理念 ①個性や多様性の尊重 ②支え合い ③社会参画する機会と選択肢の確保
地域福祉計画	基本理念 すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら

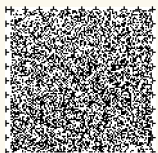


(4) 地域福祉計画に一体的に策定する計画

社会福祉法が定める、地域福祉計画に盛り込むべき「地域における高齢者・障害者・児童の福祉に関し、その他共通して盛り込むべき事項」および「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を明確化したうえで、本市では、とりわけ分野横断的な支援が必要な【包括的な支援体制の構築】【生活困窮者支援】【再犯防止】【権利擁護】の四項目について、下表のとおり本計画に包含し、一体の計画として位置づけます。

なお、それぞれの具体的な取組は、本計画第4章に記載します。

施策	計画名	位置づけ
包括的な支援体制の構築	重層的支援体制整備事業実施計画	重層的支援体制整備事業について、社会福祉法第106条の5の規定に基づく事業の提供体制を定める計画として、本計画に包含し、実施計画として位置づける。
生活困窮者支援	生活困窮者自立支援計画	「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」を踏まえ、生活困窮者自立支援方策を記載することで本計画に含有し、当該計画として位置づける。
再犯防止	再犯防止推進計画	再犯防止に関する取組を本計画に包含することで、本計画を再犯防止推進法第8条第1項に定める「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」として位置づける。
権利擁護	成年後見制度利用促進計画	成年後見制度利用促進に関する取組を本計画に包含することで、利用促進法第12条「市町村成年後見制度利用促進計画（基本計画）」として位置づける。 ※令和9年度（2027年度）以降は、高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画に位置付ける予定

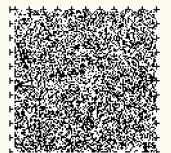


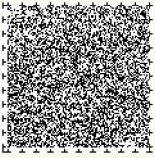
(5) 鎌倉市における福祉分野の主な法定計画等

① 計画

本市の福祉分野における地域福祉に関連する分野別計画は以下のとおりです。

計画名	根拠法令等	概要
高齢者保健福祉計画 (令和6年度(2024年度)～ 令和8年度(2026年度))	老人福祉法 介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の総合的・基本的計画 ・介護サービス基盤の整備、認知症対策、介護人材対策等について記載 ・特別養護老人ホームの整備目標を設定
障害者基本計画 (令和6年度(2024年度)～ 令和11年度(2029年度))	障害者基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立と社会参加を支援する障害者基本法に基づく計画
障害福祉サービス計画 ※障害児福祉計画を含む (令和6年度(2024年度)～ 令和8年度(2026年度))	障害者総合支援法 児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の地域生活を支援する体制整備等を図るための計画
こども計画(子ども・子育て きらきらプラン) (令和7年度(2025年度)～ 令和11年度(2029年度))	こども基本法 子ども・子育て支 援法 次世代育成支援対 策推進法	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援の総合計画 ・福祉・保健・医療・雇用・教育等にわたる施策や、人材の確保等の取組を記載
自殺対策計画 いきるをささえる鎌倉 (令和6年度(2024年度)～ 令和10年度(2028年度))	自殺対策基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な関係機関が連携を強化し、「生きるための包括的支援」として、自殺対策を推進していく
かまくらささえあい福祉プラン～地域福祉活動計画～ (令和6年度(2024年度)～ 令和10年度(2028年度))	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画と連携し、地域住民、事業者、関係団体等が、地域福祉に主体的に関わるための具体的な活動計画 〔鎌倉市社会福祉協議会策定〕

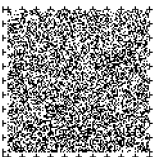




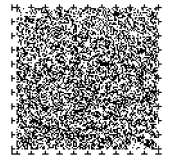
② 条例

本計画に関連する主な条例は以下のとおりです。

条例名	趣旨・目的
鎌倉市共生社会の実現を目指す条例	市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。(平成31年(2019年)4月1日施行)
鎌倉市ケアラー支援条例	ケアラーに対する支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。(令和6年(2024年)4月1日施行)
鎌倉市男女共同参画推進条例	男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。(平成19年(2007年)2月1日施行)
鎌倉市犯罪のない安全安心まちづくり条例	犯罪被害の防止等について、市の責務並びに市民、自主防犯活動団体、事業者及び土地所有者等の役割を明らかにするとともに、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって犯罪のない安全かつ安心して暮らすことができるまちづくりの実現に寄与することも目的とする。(平成23年(2011年)4月1日施行)
鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例	市民が居住する建物等における物品等の堆積による不良な状態の発生を未然防止するとともに、不良な状態の解消を図り、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。(平成30年(2018年)4月1日施行)
つながる鎌倉条例	市民活動*の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、もって市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織がお互いにつながりを大切にし、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決することで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。(平成31年(2019年)1月8日施行)
子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例	全ての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく安心して育つことができるように、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の責務や役割を明らかにし、子どもへの支援を総合的かつ継続的に推進するための基本となる施策を定めることにより、子どもの育つ環境を整えることを目的とする。(令和2年(2020年)3月13日施行)

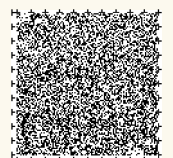


※*が付いた用語は資料編「用語解説」(128～137ページ)をご参照ください。



条例名	趣旨・目的
鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例	視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策に関する基本的な事項を定めることにより、視覚障害者及び聴覚障害者等が個人として尊重され、地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えることを目的とする。(令和3年(2021年)7月8日施行)
鎌倉市市民のくらしをまもる条例	消費者基本法第2条及び消費者安全法第3条の基本理念にのっとり、市民の消費生活に関し、市及び事業者の責務等を明らかにするとともに、消費者の権利の尊重及びその自立の支援に関する施策並びに消費者安全の確保に関する総合的な施策を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を確保し、並びに安全で豊かな消費生活の実現に寄与することを目的とする。(令和3年(2021年)4月1日一部改正・施行)
鎌倉市犯罪被害者等支援条例	犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等に対する支援について、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって誰もが安心して自分らしく暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。(令和7年(2025年)4月1日施行)
鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例	社会福祉法第107条の規定に基づく鎌倉市地域福祉計画を策定するため、鎌倉市地域福祉計画推進委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの。(平成31年(2019年)4月1日施行)
鎌倉市いじめ防止対策推進条例	いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、鎌倉市として、いじめの防止等のための対策について基本理念を定めるとともに、鎌倉市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。(令和8年(2026年)4月1日施行予定)
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	神奈川県では、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することのできる街づくりを目指し、また、ユニバーサルデザイン*の趣旨を踏まえ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)(平成18年制定)」に基づく法委任規定を盛り込むなどしながら、条例により、一定の建築物にバリアフリー化を義務付けている。あわせて、引き続き、条例に基づき、誰もが住みよい街に向けて、多くの関係者の理解と協力のもとに、ハードとソフト双方の観点から総合的・一体的な取組を進めていくこととしている。(平成20年(2008年)12月施行)

※*が付いた用語は資料編「用語解説」(128~137ページ)をご参照ください。



5 計画の期間

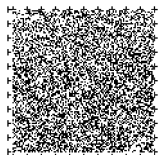
本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和15年度（2033年度）までの8年間とします。

また、福祉分野には複数の関連計画があり、とりわけ市社協が策定する地域福祉活動計画との整合を図りながら取組を進めることが重要であることから、同計画の計画期間の節目（満了予定の3年後）にあわせて、本計画の中間見直しを行うことを想定しています。中間見直しにあたっては、市と市社協が情報を共有し、地域福祉に関する現状認識や、推進に向けた視点を整理します。なお、地域福祉活動計画とは、地域における福祉課題の解決に向けて、市社協が中心となり、行政や地域団体、ボランティア、福祉事業所、市民等と連携して取り組むために策定する行動計画です。

計画期間中においても、国の動向などを踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

地域福祉計画及び関連する計画の計画期間

年度	~	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	
鎌倉市基本計画		鎌倉ミライ共創プラン 2030											
地域福祉計画		鎌倉市地域福祉計画 (令和8年度(2026年度)~令和15年度(2033年度))											
					見直し								
地域福祉活動計画 ※市社協策定		かまくらささえあい福祉プラン (第6次地域福祉活動計画)											
高齢者保健福祉計画		第9期高齢者 保健福祉計画		第10期高齢者 保健福祉計画									
障害者基本計画		第4期鎌倉市障害者基本計画											
障害福祉サービス計画 ※第3期障害児福祉計画を含む		第7期サービ ス計画											
子ども・子育て きらきらプラン		鎌倉市子ども計画 (第3期鎌倉市子ども・子育 てきらきらプラン)											
子ども・若者 育成プラン		鎌倉市子ども計画 (第3期鎌倉市子ども・子育 てきらきらプラン)											
自殺対策計画		鎌倉市自殺対策計画 いきるを支える鎌倉(第2期)											



6 地域福祉計画における圏域の考え方

本市では、地域の区分けとして、地域活動の大きなまとまりである5行政地域*を基本に各施策を展開しています。

一方、地域福祉の推進にあたっては、地域住民が福祉活動を進めるための活動の単位・範囲（地域福祉の「圏域」）を、活動内容や支援対象に応じて設定することがあります。本計画では、こうした活動の単位・範囲を「地域福祉圏域」と捉え、地区社会福祉協議会*（地区社協）の9圏域を、地域福祉を担う基礎的な圏域として位置づけます。

地域には、分野ごとに様々な圏域が存在し、日常的な見守り等の小さな単位から、協議体等で支援を調整する広い単位まで、段階（層）に応じて支援や活動が行われています。圏域によっては、コーディネーター*や関係機関の職員、地域の担い手（キーパーソン）などが関わり、支援や活動が行われています。小さな圏域は、生活課題に早期に気づき、個々の状況に応じたきめ細かな対応につなげやすい利点があります。また、その過程を通じて、新たな関係者との出会いや活動の芽生えが生まれることも期待されます。一方、単一の圏域での対応が難しい課題については、支援者が協議体等を通じて連携し、複数の圏域や、より大きな圏域で情報を共有するとともに、多様な関係者による対応につなげることが重要です。

本計画では、地区社協の9圏域を基礎に位置づけたうえで、図のとおり、他分野の圏域との重なりを踏まえながら、日常のゆるやかなつながりづくりから、県や近隣自治体との広域連携まで、圏域ごとの役割・機能を整理し、段階的に明確化します。これにより、各主体が互いの活動を尊重しつつ、圏域の重層的なつながりを通じて連携を深め、個人への支援から地域づくりまで、地域住民に必要な取組を進め、地域福祉を推進します。

また、地域福祉圏域を以下の図のように捉え、計画期間中、日常のゆるやかなつながりづくりから、県や近隣自治体との広域連携まで、複数の圏域ごとの役割・機能を整理し、段階的に明確化します。これにより、各主体が互いの活動を尊重しつつ、重層的な圏域を通じて連携を深め、地域福祉を推進します。

■ 「地域福祉圏域」の重層的イメージ



※*が付いた用語は資料編「用語解説」(128～137 ページ)をご参照ください。



第 2 章

地域福祉を取り巻く現状と課題

1 鎌倉市の概況

本市は、三方を山地に囲まれ、東側は相模湾に面する地形を有し、自然・歴史的景観と都市機能が共存する特性を持っています。東京駅から電車で約1時間という首都圏からの近接性を背景に、丘陵や海といった自然環境、古都の歴史風土、海浜レクリエーション、良質な居住環境などが重層する多面的な都市という性格を有しています。この地理的条件は、景観保全、防災、観光振興、住環境の調整など、多様な観点からのまちづくりを求める要因となっています。

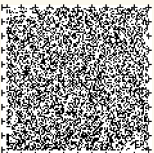
歴史的には、古都として中世からの歴史・文化資源を数多く有しており、武家政権の中心地としての歴史的価値は、現在の都市景観や地域文化、観光資源に大きな影響を与えています。また、明治時代には首都圏近郊の別荘地として発展し、鎌倉文士による地域貢献活動が活発に行われたほか、高度経済成長期以降は、鶴岡八幡宮の景観を宅地開発から守ろうと市民が団結した御谷騒動（日本初のナショナル・トラスト運動や古都保存法の制定につながる市民運動）、特定非営利活動促進法（以下、NPO法）施行を契機とした日本初の公設民営によるNPOセンターの開設などがあり、各時代の歴史的背景は、市民生活における支え合いや地域活動の場づくり等の基盤となっています。

市内の市街地の分布を見ると、旧市街地と新市街地の二極構造がみられます。一方で、丘陵が多く平地が少ないことから、市街地は緑に囲まれて分節化し、慢性的な渋滞や狭隘な道路、歩道整備率の低さといった移動上の課題が生じやすい状況です。沿岸部では、津波災害を含む切迫性のある災害リスクが身近な課題です。避難・安否確認・要配慮者支援等を円滑に行うためには、平時からの支え合い（事前防災）を進めることが重要ですが、担い手の高齢化や参加の減少により、地域の支え合いの基盤を維持することが難しくなっています。

平坦地に限られ、流通する不動産も希少なため、新たな「居場所」の整備は物的制約を受けやすい一方、需要は高く、多様な主体が継続的に活動できる地域拠点は相対的に不足しています。地域福祉の観点からは、既存拠点の有効活用と面的なネットワーク化が課題です。

地球温暖化に伴う気候変動により、猛暑日や豪雨など極端な気象現象の発生が増えています。平均気温の上昇に伴い、夏場の極端な高温も起こりやすくなり、外出を控えるなど生活への影響が出始めています。特に高齢者や障害者は体温調節や移動に困難を抱えている場合も多く、熱中症対策や災害時の避難などにこれまで以上の対応が求められるなど、環境の変化に適応していく方策を探る必要に迫られています。

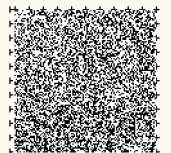
このように、本市は自然・歴史・居住・観光といった多様な要素が重なり合う都市です。そうした魅力を背景に、居住者や来訪者の属性・価値観も多様であることから、オーバーツーリズムによる日常生活への影響も含め、多様な人々がともに暮らすための配慮と工夫が求められます。

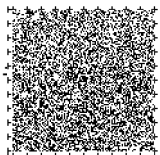


市の地理的・歴史的特性を踏まえ、生活圏ごとに5つの地域圏域に整理すると、それぞれの地域が個別の課題を有しており、地域特性を踏まえた包括的な支援体制の構築が重要となります。

行政地域	地域特性
鎌倉地域	鎌倉駅周辺に歴史・文化施設や観光資源が集中。駅前の利便性の高い地区と、交通が不便な地域が二極化。地域全体において、オーバーツーリズムによる混雑で日常生活が脅かされる課題がある中、高齢者・障害者の生活利便性向上に加え、住民生活を守るサービス確保、多世代交流の場づくり、コミュニティ*強化が求められる。
腰越地域	海岸沿いの住宅地と漁業・観光が共存する地域。エリアにより、古くからの漁師町と大手開発による区画整理の新興住宅地が併存。人口構成や生活様式の異なる地域間でのコミュニティ形成・交流促進が課題。津波・高潮などの災害リスクへの備えと、高齢者・障害者の避難支援、日常の生活サービス確保が求められる。近年、オーバーツーリズムによる混雑が課題。
深沢地域	市西部の郊外住宅地で、子育て世帯が多い。生活利便性の向上、交通アクセスの改善、学校・医療機関へのアクセス確保が課題。自然環境保全と地域福祉施策の両立が求められる一方、丁寧な調整・配慮が必要。深沢地域整備事業用地では、新拠点形成に向けた土地区画整理事業が進捗中。
大船地域	大船駅を中心に住宅地が広がる地域で、医療・福祉・教育の拠点が集中。首都圏のベッドタウンとしての性格が濃く、商店街も活発。地域の範囲が広く、駅周辺は都心通勤に便利な一方、戦後造成の住宅地には交通が不便な場所もある。高齢者の通院・買い物支援、移動手段の確保、医療・介護の連携強化が求められる。
玉縄地域	市北西部の住宅地と山間部を含み、緑豊かで落ち着いた生活環境が特長。エリアとして比較的コンパクトで、地域福祉を構成する重層的な各圏域が揃いやすく、横断的な取組が行われやすい。交通利便性の課題から、地域コミュニティを基盤とした高齢者や障害者の生活支援が求められる。

※*が付いた用語は資料編「用語解説」
(128～137 ページ)をご参照ください。





2 鎌倉市の共生社会推進の概要

本市は、平成31年（2019年）4月の「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の施行を契機として、共生社会の実現に向けた取組を制度・分野を横断して推進してきました。分野別の事業を個別に展開するのではなく、共生社会の理念に基づき、既存制度の見直しや地域の土壌づくりまでを含め、新たな制度を積極的に活用しながら一体的に進めている点が特徴です。

令和2年（2020年）には、市役所本庁舎の入口付近に「くらしと福祉の相談窓口」を開設し、断らない相談のワンストップ窓口を試行的に開始、令和3年（2021年）には、分野・テーマごとに分かれていた市民サポーター制度を再編し、共通名称「かまサポ！」のもとでかまくら市民サポーターの縦割りを低減しました。

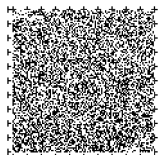
令和4年（2022年）には、重層的支援体制整備事業を開始し、相談で把握した複合課題を参加支援・地域づくりの取組への支援につなげる体制の整備に着手しました。

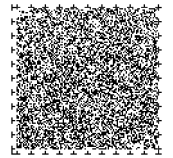
令和6年（2024年）には、重層的支援体制整備事業の地域づくりを福祉分野にとどめず進めるため、孤独孤立の0次予防に資する地域づくりを目指した「ここかま（人と地域がつながるプラットフォームかまくら）」を立ち上げ、市、社会福祉協議会、NPOセンター運営事業者等の共同運営にて、官民連携による孤独・孤立対策を推進することとしました。あわせて、「鎌倉市ケアラー支援条例」を制定し、ケア*の必要な市民とケアラーを包括的に支援する体制を強化しました。

このほか、「かまくらこども相談窓口きらきら」（子ども・教育のワンストップ窓口）の開設、障害者就労者数の累計2,000人到達、「かまくら障害者支援アプリ」の導入、医療的ケア児等コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等整備事業の開始、市立小中学校すべてでの特別支援学級の設置完了など、こどもも大人も、障害や困窮の有無を問わず暮らしやすい環境の整備を進めています。

これらの取組は、「安心して暮らし続けられる地域」をめざし、包括的相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的につなぐ仕組みを市全体で構築するプロセスであり、共生社会の理念を、制度・人材・拠点・ネットワークといった各要素に横断的に浸透させていくものとして位置付けられています。

年	内容
平成31年 (2019年)	・鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の制定
令和2年 (2020年)	・「くらしと福祉の相談窓口」の開設 ・ひきこもり支援に本格的に着手
令和3年 (2021年)	・鎌倉市市民のくらしをまもる条例の制定及び鎌倉市くらし見守りネットワークの創設 ・鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例の制定 ・第3回地域共生社会推進全国サミット in かまくら ・分野・領域別の市民サポーター制度の一体化の開始（通称、かまサポ!）
令和4年 (2022年)	・重層的支援体制整備事業の開始 ・鎌倉版フォルケホイスコーレ事業「鎌倉 FiKA」の開始





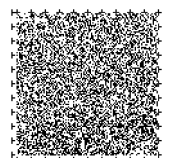
年	内容
令和5年 (2023年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「かまくらこども相談窓口きらきら」の開設 ・障害者の就労者数が累計で2000人に達する (H30に鎌倉市障害者二千人雇用センターを開設)
令和6年 (2024年)	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉海浜公園由比ガ浜地区にインクルーシブ広場*をオープン ・鎌倉市ケアラー支援条例の制定 ・鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「ここかま(人と地域がつながるプラットフォームかまくら)」を創設 ・医療的ケア児等コーディネーターの設置 ・障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備を目的とした地域生活支援拠点等整備事業を開始
令和7年 (2025年)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害サービス等に関する情報を迅速かつ簡易に入手できる「かまくら障害者支援アプリ」の導入 ・鎌倉市立小・中学校の全校に特別支援学級を設置完了 ・鎌倉市犯罪被害者等支援条例の制定

鎌倉市の共生社会の推進

鎌倉市は、すべての人が人格・個性・多様な生き方を尊重し合い、共に支え合える環境を「共生社会」と位置づけ、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しました。推進に当たっては、①多様性が尊重され自分らしくいられること、②支え合い安心して生活できること、③望む形で社会参加の機会が確保されること、の三つの理念を大切にしています。これらを本計画の基本理念「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら」にも反映し、計画に基づき、着実に地域づくりを進めていきます。

障害のある人、外国籍の人、子育て中の人、高齢者、ひとり親、性的少数者など、立場により不便や生きづらさは様々です。他方、私たちが自分の「ふつう」や「当たり前」を前提にすると、他者の困りごとは見えにくくなります。違いを思いやり、言葉になりにくい困りごとにも気づくことが、共生社会への一歩です。

市は、共生社会の推進に向け、情報のわかりやすさの向上、合理的配慮*の浸透、相談の受け止めと適切になつなぎなど、日常生活がより円滑に送れる地域社会を計画的に整備します。あわせて、市民・地域・団体・事業者と協働し、地域の場や活動の中で「気づく・声をかける・つなぐ」行動が自然に起きる土壌を育て、制度の枠では届かない声に耳を傾け、当事者の経験を計画の点検・改善に生かし、共生を実感できる暮らしを形にしていまいます。



※*が付いた用語は資料編「用語解説」(128～137ページ)をご参照ください。

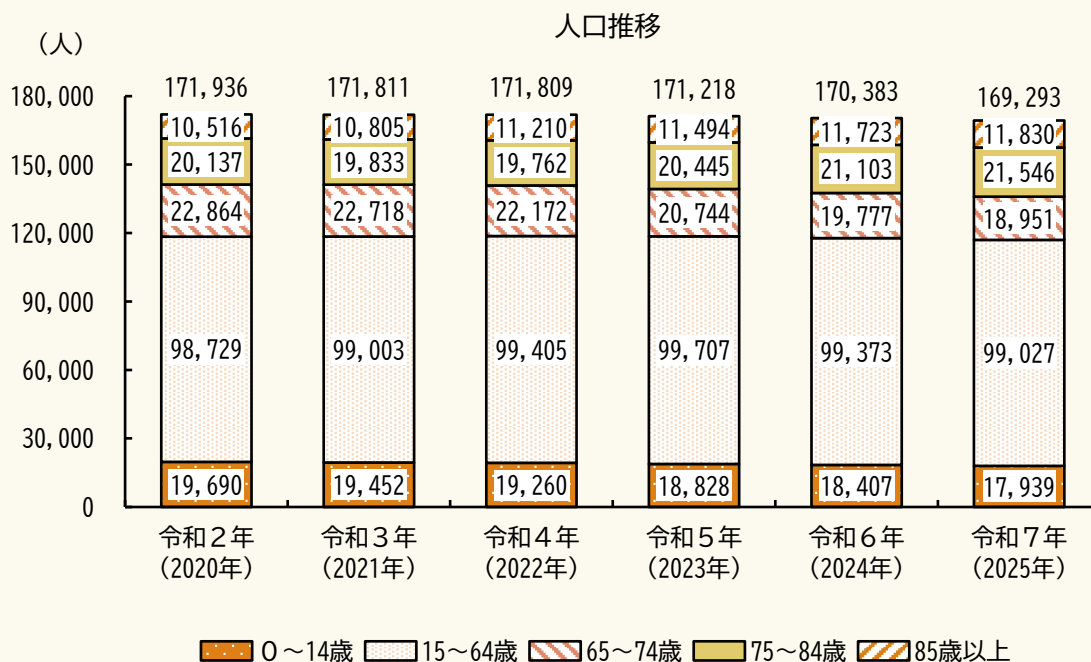
3 鎌倉市の統計データからみえる現状

(1) 人口

① 近年の推移

- ・総人口は令和2年（2020年）から令和7年（2025年）にかけて減少し、今後も減少傾向が続く見通し。
- ・年少人口は減少、生産年齢人口は直近では微増だが、将来的には減少に転じる。
- ・65～74歳は減少する一方、75歳以上の後期高齢者は増加。高齢化が一層進行する。
- ・20年後の令和27年（2045年）には65歳以上が約6万人となり、人口の約4割を占める見込み。

市の総人口は、直近の令和6年（2024年）と令和7年（2025年）を比較すると170,383人から169,293人へ、1,090人減少しており、令和2年（2020年）から令和7年（2025年）にかけても、おおむね減少傾向となっています。特に、令和2年（2020年）と令和7年（2025年）を比較すると、0歳～14歳の年少人口は、19,690人から17,939人と1,751人減少、15歳～64歳の生産年齢人口は98,729人から99,027人と298人増加しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、年齢別にみると、令和2年（2020年）と令和7年（2025年）を比較して65歳～74歳は22,864人から18,951人と3,913人減少していますが、75歳～84歳が20,137人から21,546人へ1,409人増、85歳以上が10,516人から11,830人に1,314人増となっていることから、75歳以上の後期高齢者が増加していることがわかります。



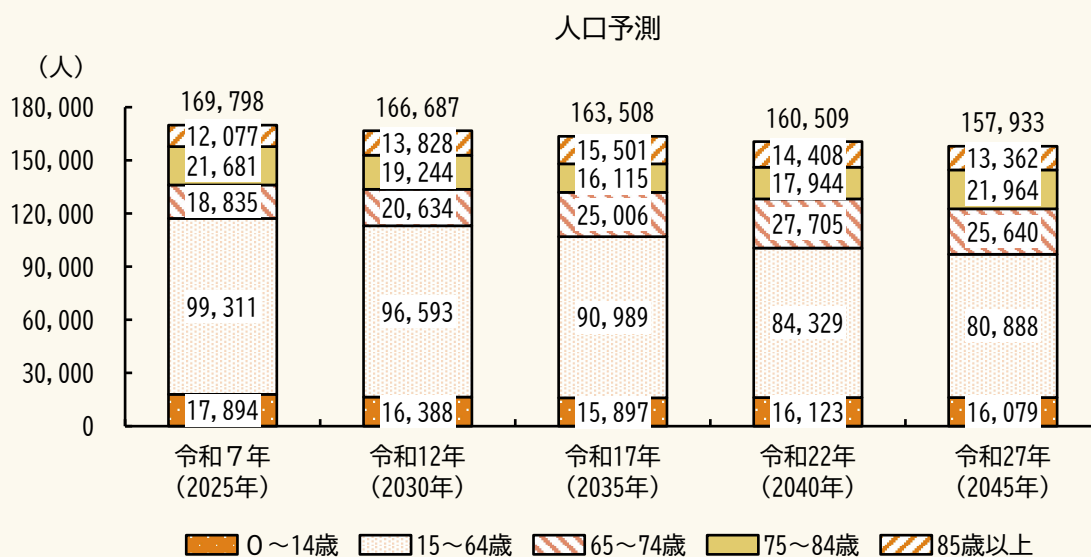
資料：神奈川県年齢別人口統計調査 年齢別人口（各年1月1日現在 各歳別）
 ※年齢不詳が含まれるため、各年齢の合計と総人口は一致しない場合があります

② 20年後までの予測

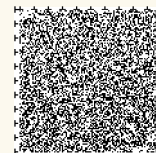
- ・後期高齢者人口の増加と労働人口の減少による、要支援・要介護者の増加、買い物・調理・掃除・ごみ出し・外出移動など生活支援ニーズの増加が予測される。
- ・介護や支援を必要とする人が増える一方、介護や支援を担う人が減るため、年齢に関わらず、「支え手」「受け手」という関係を超えて、できる範囲で他者を支える役を担いあい、それが生きがいとなるような仕組みが必要。

鎌倉市総合計画（基本構想「鎌倉ビジョン2034」及び基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」）における人口予測（国立社会保障・人口問題研究所（社人研）準拠推計）によると、令和7年（2025年）から令和27年（2045年）までの予測で、今後は減少傾向が強まると推計しています。

年齢別では、65歳以上の高齢者人口が令和27年（2045年）までに60,000人に近づくと予測されています。高齢者人口は増加傾向にあり、65～74歳の前期高齢者人口に比べて、75歳以上の後期高齢者人口の増加人数がより大きく推移すると予測されています。これらのことは、要支援・介護高齢者の増加のみならず、買い物・調理・掃除・ごみ出し・外出移動など生活支援ニーズの増加を意味します。また、0～14歳の年少人口は、令和7年（2025年）から令和27年（2045年）までの間に約2,000人、15～64歳の生産年齢人口は約18,000人減少すると予測されており、ますます高齢化率が高くなることが予測されます。高齢化率が高くなることにより、介護や支援を必要とする人が増えていく一方で、介護や支援を担う人が減っていくという課題が大きくなります。課題の解消のためには、年齢に関わらず、あるいは介護や支援を受けていても、できる範囲で他者を支える役を担い、それが生きがいとなるような仕組みが求められます。



資料：基本計画「鎌倉ミライ共創プラン 2030」
（国立社会保障・人口問題研究所（社人研）準拠推計）

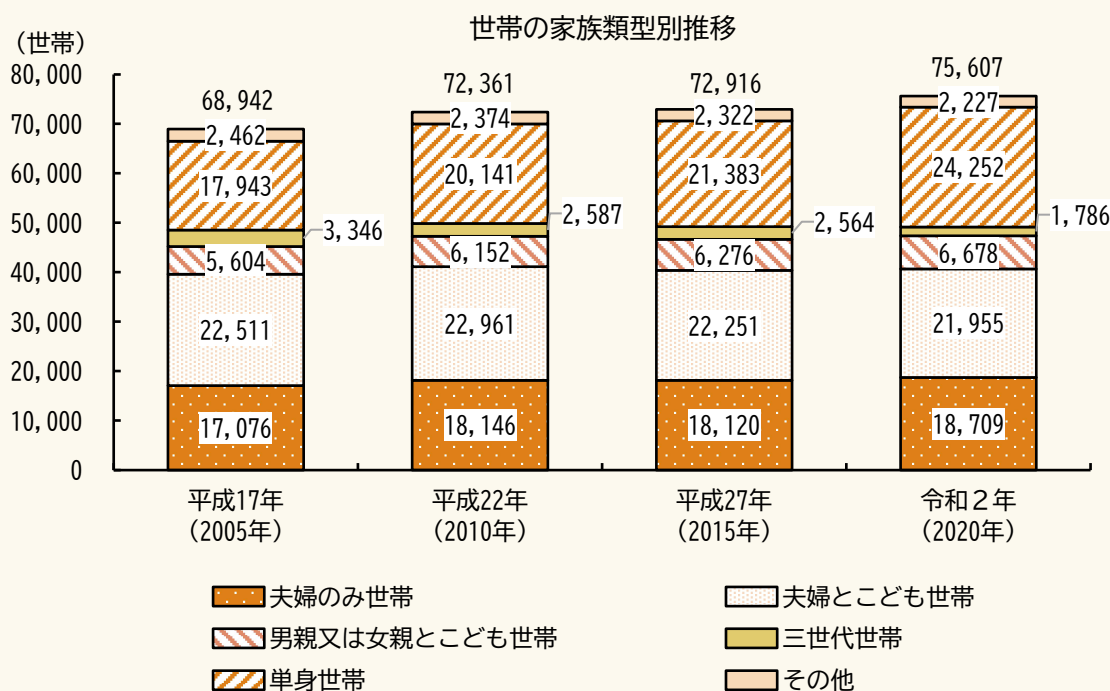


(2) 世帯

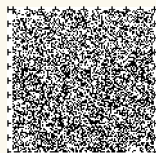
- ・三世代世帯は減少し、単身世帯や夫婦のみ・高齢者のみの世帯が増加傾向にある。
- ・その結果、家族による支え合い機能が弱まり、調理、掃除、外出移動などの生活を支援してほしいニーズが増大すると推察される。
- ・このような世帯構造の変化により、互助・共助・公助への期待が高まり、地域での助け合いの仕組みづくりや福祉の支援体制の強化が必要となっている。

① 世帯の家族類型別の推移

三世代世帯が減少し、単身世帯、夫婦のみ世帯、男親又は女親と子ども世帯が増加しています。世帯人員が減ることは、家族の自助力の低下につながります。以前は、家族が支え合って解決できていた生活課題を解決できなくなり、社会問題化していくことが考えられます。今後は、自助で解決できないときに、互助・共助・公助で解決できるような仕組みが求められます。



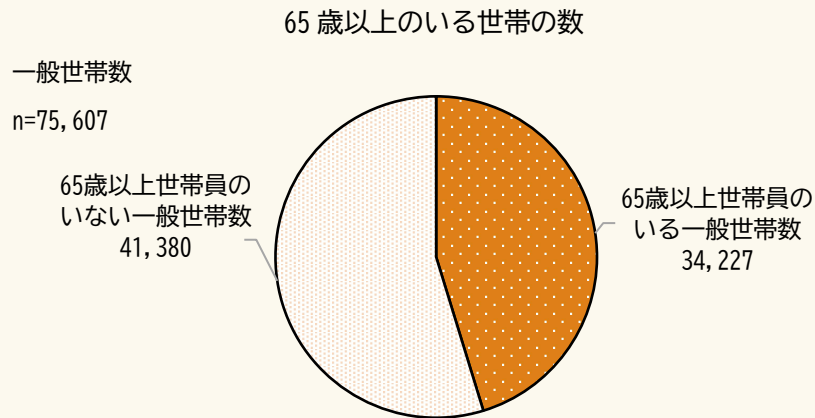
資料：総務省統計局国勢調査結果（各年10月1日現在）



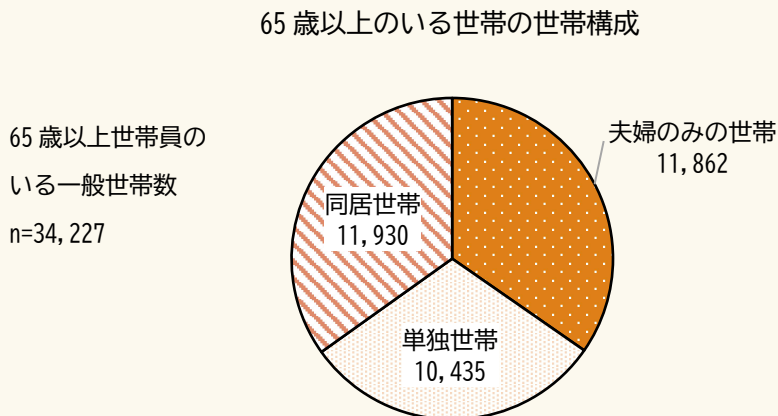
② 高齢者世帯の状況

ア 令和2年（2020年）国勢調査の結果

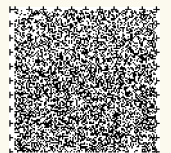
令和2年（2020年）国勢調査の結果をみると、65歳以上のみで生活している世帯数（21,585世帯）は全世帯数（75,607世帯）の28.5%にあたり、約3世帯に1世帯の割合で高齢者のみで生活をしていることとなります。また、65歳以上のみで生活している世帯の構成をみると、単独世帯数が10,435世帯、夫婦のみの世帯が10,351世帯（人数は倍の20,702人）となっています。これを人数にして計算すると合計で31,137人です。年齢別人口をみると老年人口が53,686人であることから、高齢者の58%が単身世帯ないし夫婦のみ世帯で暮らしていることとなります。このことは、家族の介護力の低さを示しており、調理、掃除、外出移動などの生活支援のニーズが増大すると考えられることから、地域住民による助け合い、行政・市民団体・民間企業の連携による支援体制の構築が必要です。



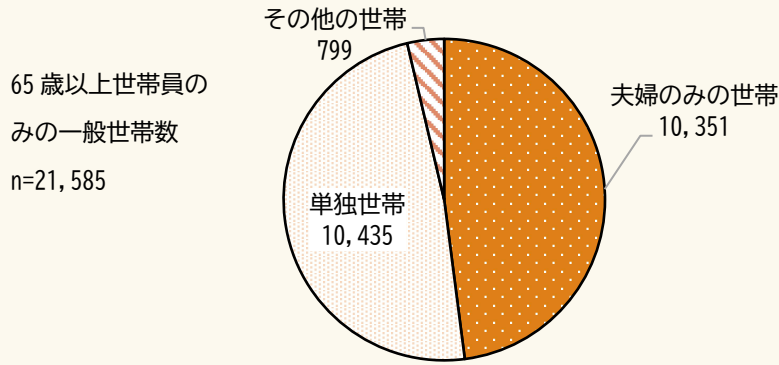
資料：総務省統計局国勢調査結果（令和2年（2020年）10月1日現在）



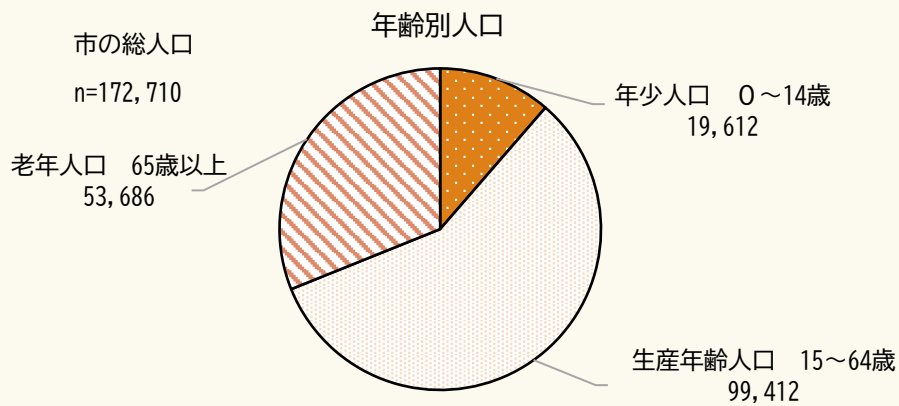
資料：総務省統計局国勢調査結果（令和2年（2020年）10月1日現在）



65 歳以上のみの世帯の世帯構成

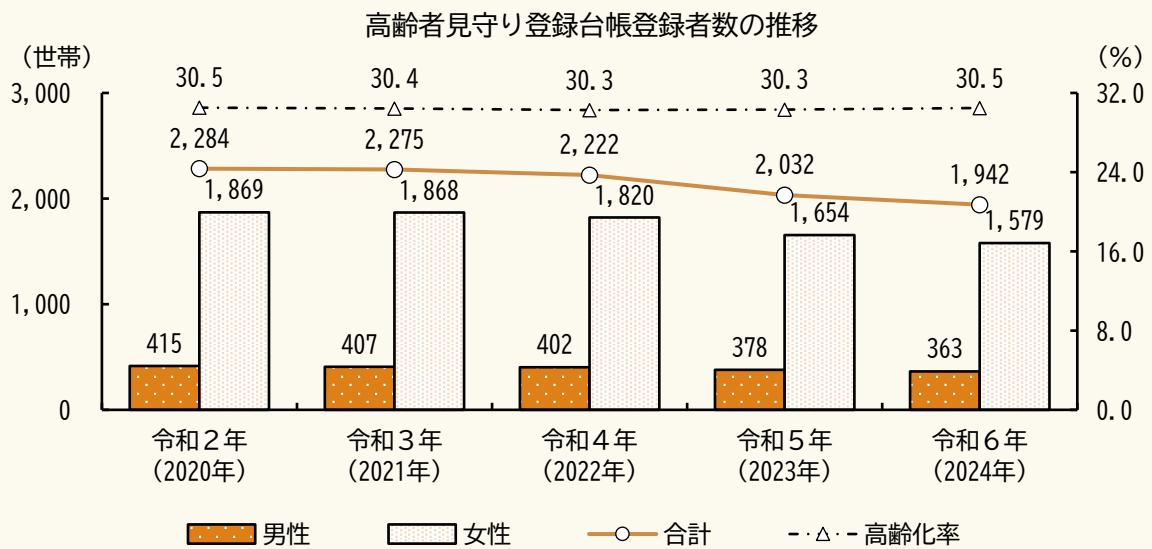


資料：総務省統計局国勢調査結果（令和 2 年（2020 年）10 月 1 日現在）

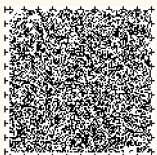


資料：総務省統計局国勢調査結果（令和 2 年（2020 年）10 月 1 日現在）

イ 高齢者見守り登録台帳登録者数の推移

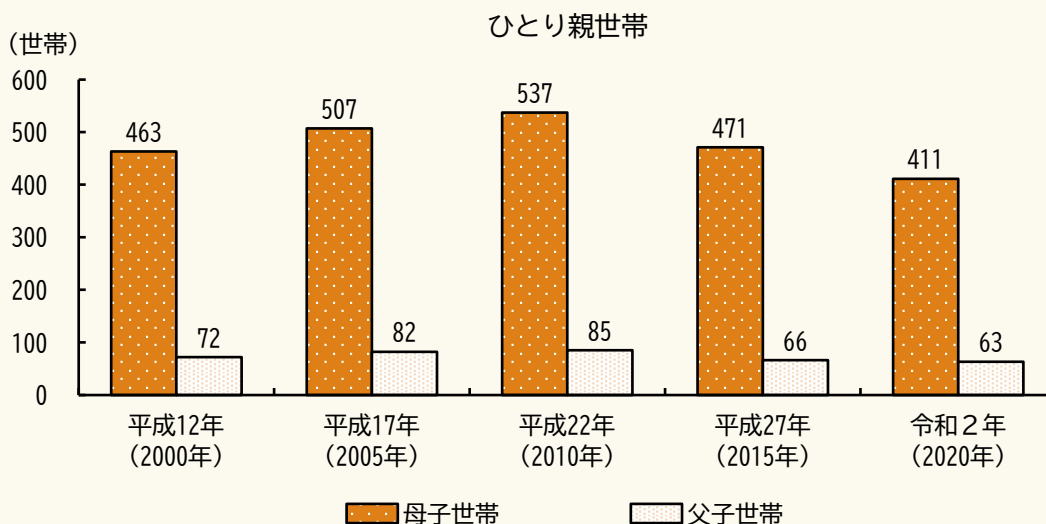


※ 任意の登録制度。
 ※ 概ね 70 歳以上で一人暮らし又は一人暮らしと同じ状態にある方が対象
 資料：鎌倉市高齢者いきいき課（各年 10 月 1 日現在）



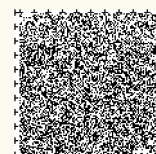
③ ひとり親世帯の推移

母子家庭・父子家庭は、平成12年（2000年）から平成22年（2010年）にかけては増加し、その後は横ばいから微減傾向です。母子家庭・父子家庭の数は大きな変動や傾向はないものの、ひとり親世帯数は引き続き一定数みられることから、ひとり親家庭への相談支援、就労支援、子育てサポート支援の継続が必要です。



※ 18歳未満の子どもがいる、母子のみ、父子のみの世帯で、他の世帯員がいる世帯は含まない

資料：総務省統計局国勢調査結果（各年10月1日現在）



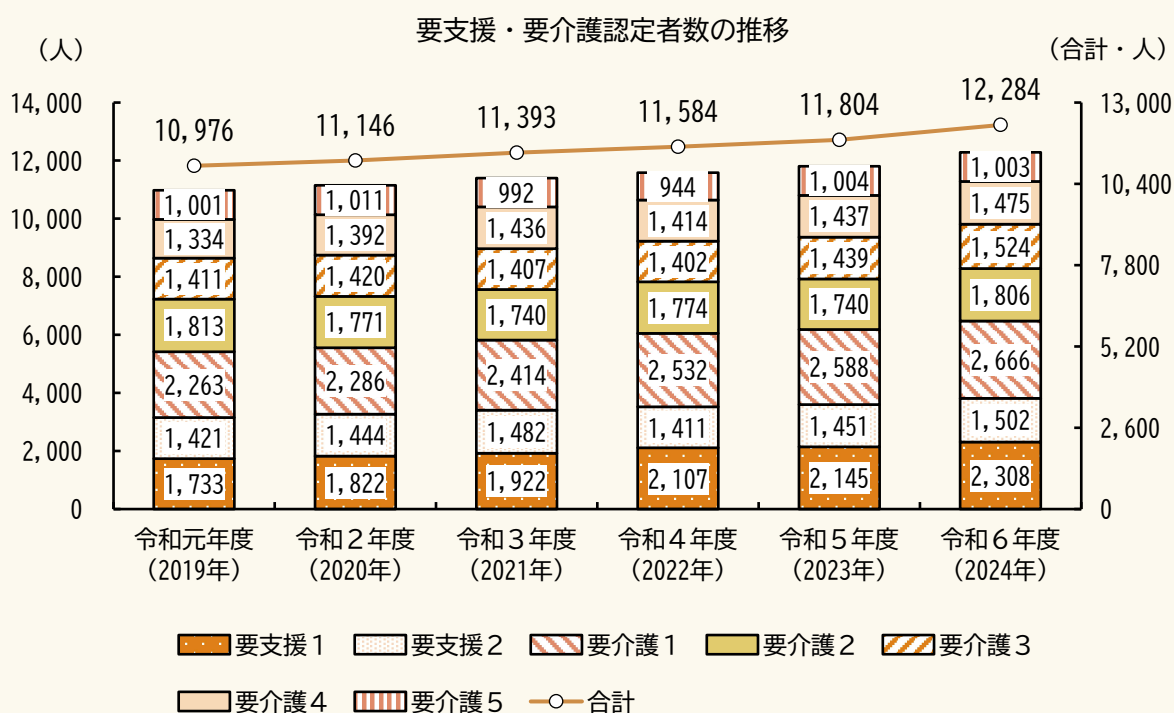
(3) 要支援・要介護認定者数の推移と予測

- ・要支援・要介護認定者数は令和元年（2019年）から令和6年（2024年）にかけて約1.2倍に増加。
- ・増加の背景には、75歳以上の後期高齢者の増加があり、今後もさらに増える見込み。
- ・家族内で担うケアの負担が増大することから、ケアラー支援の必要性が高まる。

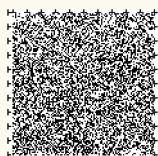
① 近年の推移

要支援・要介護認定者数は、令和6年（2024年）12月末現在12,284人となっており、令和元年（2019年）12月末の10,976人と比較して約1.2倍に増加しています。要因としては、要介護ハイリスク世代である75歳以上の後期高齢者の増加が考えられます。

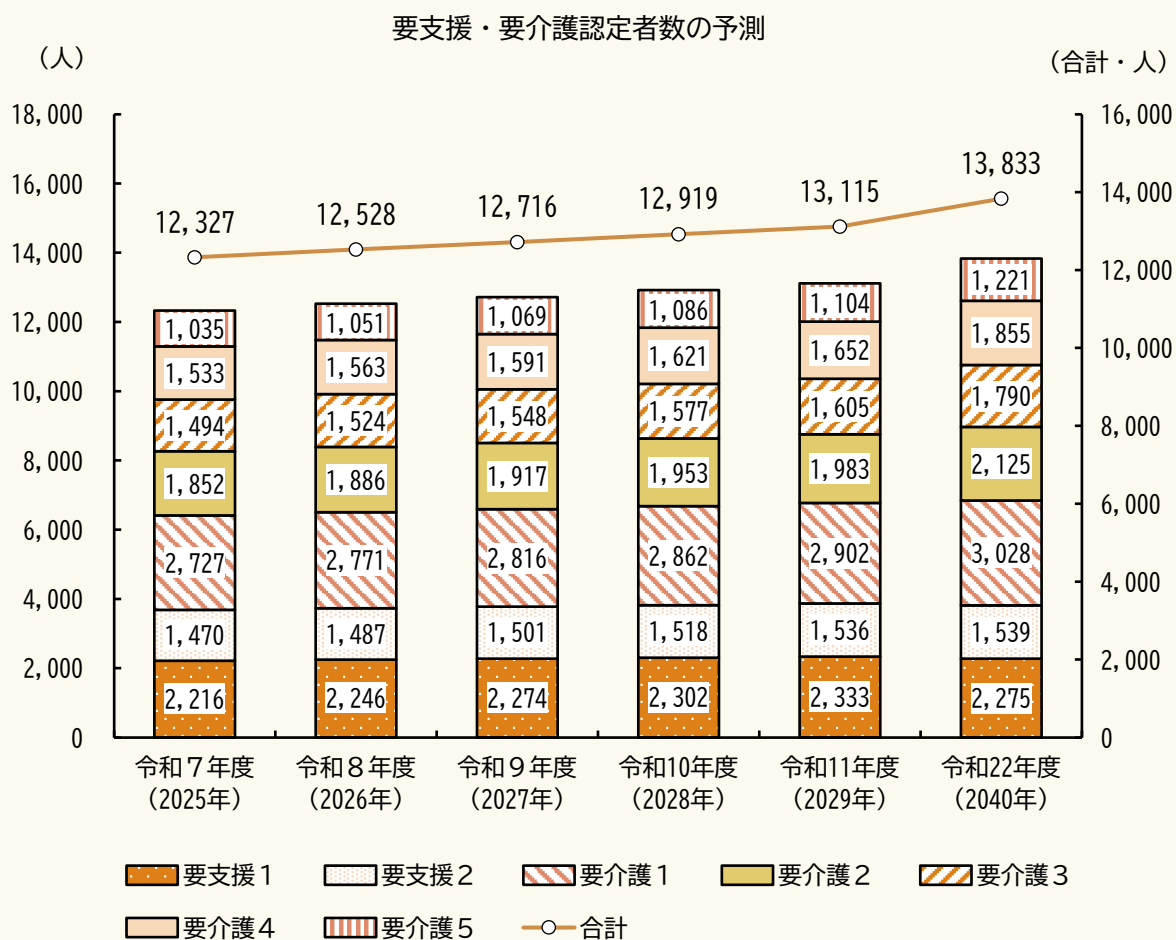
また、いわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、後期高齢者人口も増加していくと推計されており、要介護者数は今後さらに増加が見込まれます。



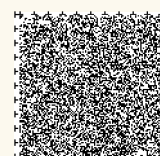
資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告 月報（暫定版）（各12月末現在）



② 15年後までの予測



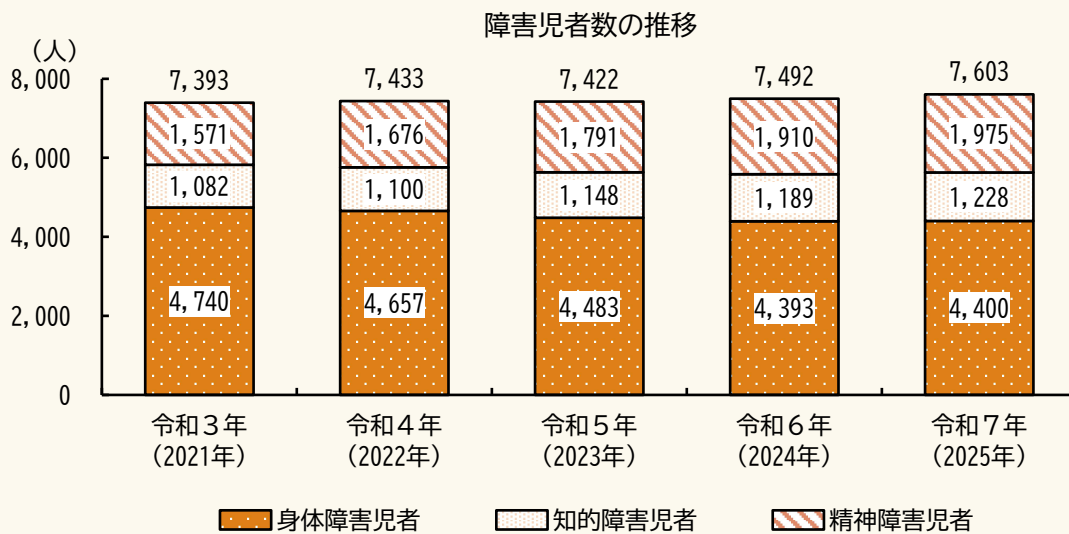
資料：鎌倉市高齢者保健福祉計画（令和6年（2024年）3月策定）



(4) 障害児者数の推移

- ・ 障害児者数は令和3年（2021年）から令和7年（2025年）にかけて増加（約2.8%増）。
- ・ 特に、精神障害児者数が大きく増加傾向にある（約25%増）
- ・ 支援ニーズが多様化・複雑化しており、高齢化の中、家族の負担は増加している。

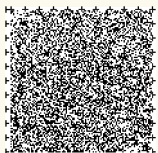
障害児者数は、令和3年（2021年）と令和7年（2025年）を比較すると、4年間で7,393人から7,603人へ、210人（2.8%）増加しています。手帳の種別ごとにみると、全体のうち一番大きな割合を示す身体障害児者数は、4,740人から4,400人に340人（7.2%）減少している一方、知的障害児者数は1,082人から1,228人へ146人増加（約13.5%）、精神障害児者数は1,571人から1,975人へ404人増加（約25.7%）しており、特に精神障害児者数が大きく増加しています。



※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者数

※ 精神保健福祉手帳数は、各前年度3月31日現在

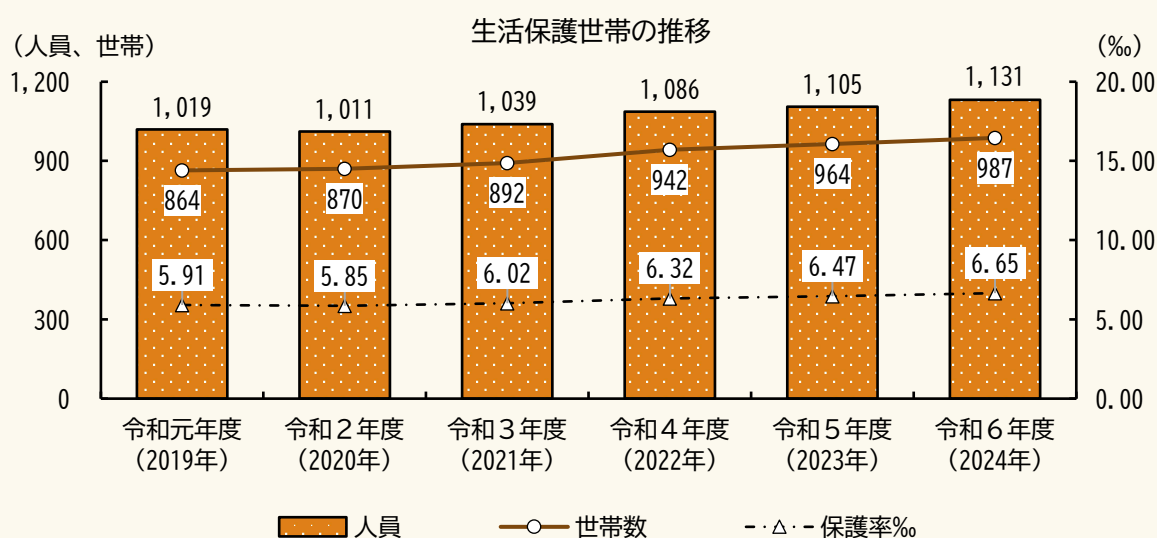
資料：鎌倉市障害福祉課（各年4月1日現在）



(5) 生活保護世帯の推移

- ・生活保護世帯は増加傾向にあり、保護率は6.65%に達している。
- ・雇用の不安定化により、経済的困窮が深刻化するケースが増えている。
- ・「関係性の貧困」と称される社会的孤立が、新たな課題となっている。
- ・分野横断的な支援（重層的支援）が必要な状況が広がっている。

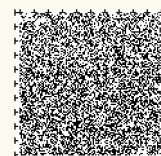
生活保護世帯数は増加の一途で、令和6年度（2024年度）の保護率は管内人口の6.65%に達しています。雇用を通じた生活保障の機能低下（就職困難、不安定雇用）などの社会情勢の変化も見られる中、人々の社会的孤立の問題も生じており、生活困窮に対する取組として、「関係性の貧困」など新たな課題への取組も進める必要があります。



※ 保護率は（被保護人員の実数）÷（市内人口）×1000（%…千分率）

※ 被保護世帯数には保護停止中も含む

資料：鎌倉市生活福祉課（各年度月平均）



4 アンケート調査結果から見える現状

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

市民の暮らしや関係機関・団体の活動状況を把握し、「地域福祉計画（令和8年度（2026年度）～令和15年度（2033年度）」策定の基礎資料とすることを目的として、調査を実施しました。

② 調査対象

市民：市内在住の13歳以上3,000人を対象に無作為抽出

福祉関係団体：市内の福祉関係団体を対象に調査

③ 調査期間

令和7年（2025年）6月～7月

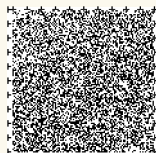
④ 調査方法

市民：郵送による配布・回収およびWEBフォームからの回答

福祉関係団体：メールによる依頼およびWEBフォームからの回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	3,000通	1,521通	50.7%
福祉関係団体	36通	29通	80.6%



(2) 市民アンケート調査の主な結果

【市民調査結果】

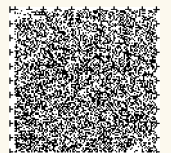
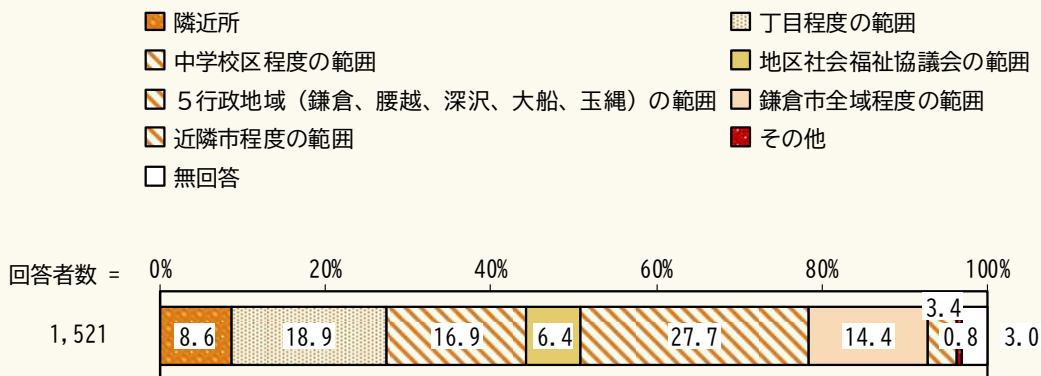
①イメージする地域の範囲

・「地域」のイメージ範囲は、「5行政地域」から「丁目単位」まで多様で、居住地により傾向が異なる。

「5行政地域（鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄）の範囲」の割合が27.7%と最も高く、次いで「丁目程度の範囲」の割合が18.9%、「中学校区程度の範囲」の割合が16.9%となっています。

地区別にみると、大町・材木座地区、大船地域Aで「丁目程度の範囲」、大町・材木座地区、西鎌倉地区で「地区社会福祉協議会の範囲」、深沢地区、玉縄地区で「5行政地域（鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄）の範囲」、第三地区で「鎌倉市全域程度の範囲」の割合が高く、イメージする「地域」に大きな差があり、地域福祉の圏域を検討していく必要があります。

図表：イメージする地域の範囲



②地域の問題について地域の人と話す機会の有無

・地域の問題を地域の人と話す機会は、若年層ほど少なく、年代によって差がある。

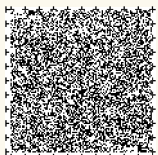
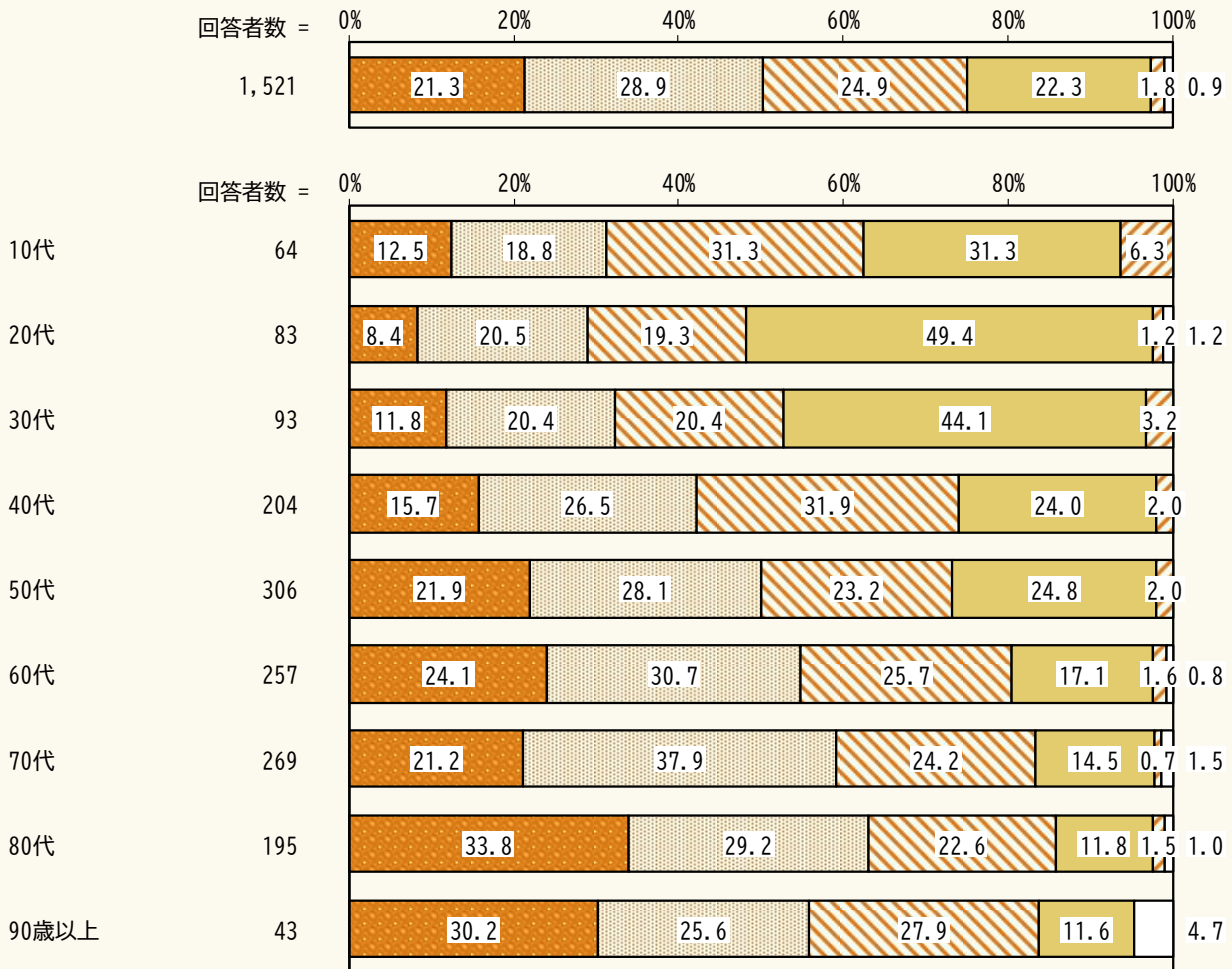
「あった」「たまにあった」を合わせた“あった”の割合が50.2%、「あまりなかった」「全くなかった」を合わせた“なかった”の割合が47.2%となっています。

年齢別にみると、10代から30代で“なかった”の割合が高く、若年層において地域の人と話す機会が少ないことがうかがえます。

地区別にみると、大船地域Aで“なかった”の割合が高くなっています。

図表：地域の問題について地域の人と話す機会の有無

■ あった ■ たまにあった ■ あまりなかった ■ 全くなかった ■ わからない □ 無回答



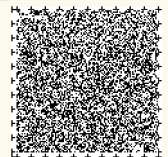
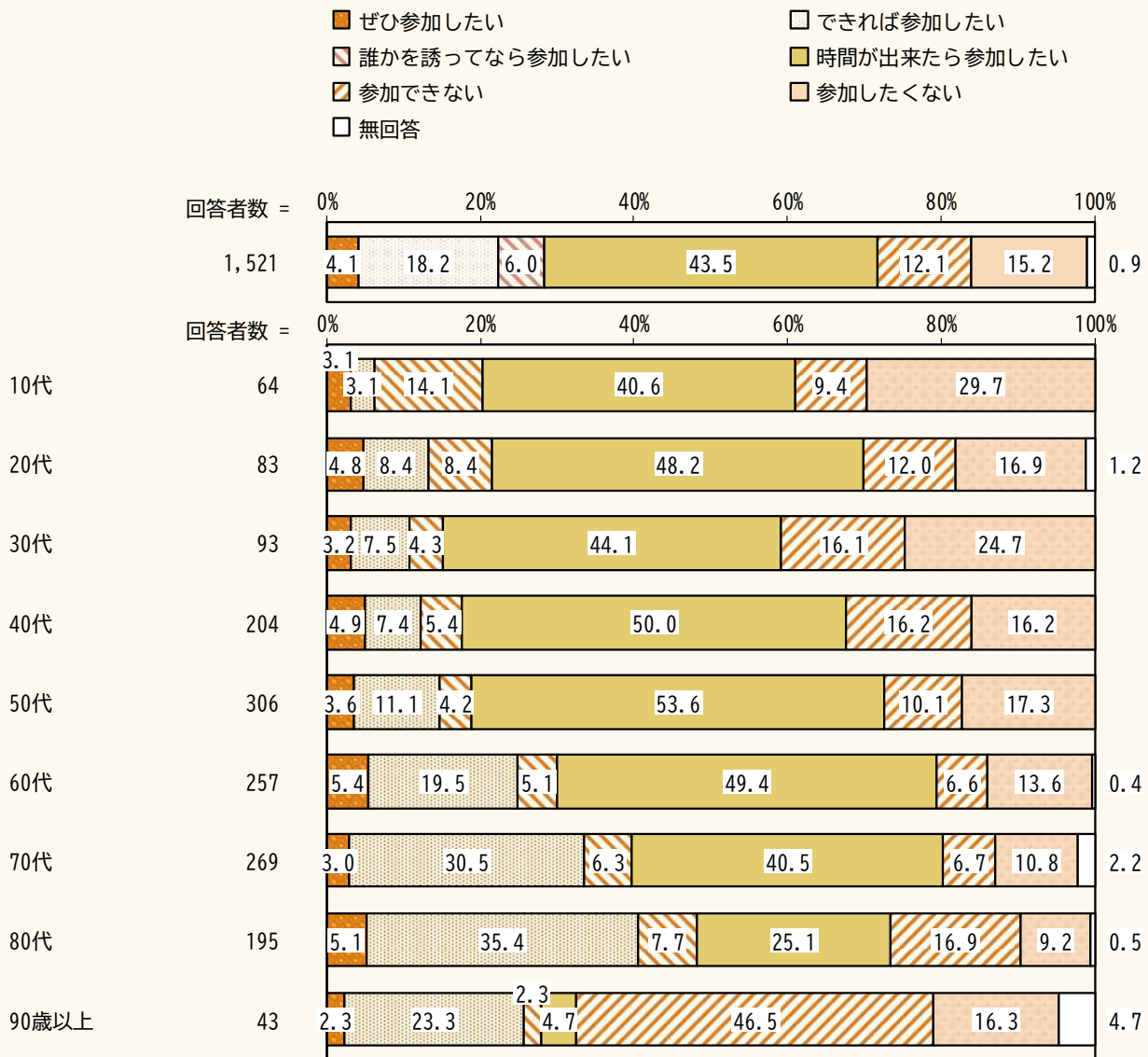
③地域問題を話す機会の参加有無

・ 地域の問題を話す場には、若者も「時間があれば参加したい」と考えており、関心の芽はある。

「時間が出来たら参加したい」の割合が43.5%と最も高く、次いで「できれば参加したい」の割合が18.2%、「参加したくない」の割合が15.2%となっています。「誰かを誘ってなら参加したい」の割合は6%と低く、ひとりでも参加したいニーズがうかがえます。

年齢別にみると、10代、30代で「参加したくない」の割合が高くなっているものの、若年層においても「時間があったら参加したい」の割合が4割以上と、状況次第で参加してみたい若者が一定数いることがわかります。

図表：地域問題を話す機会の参加有無



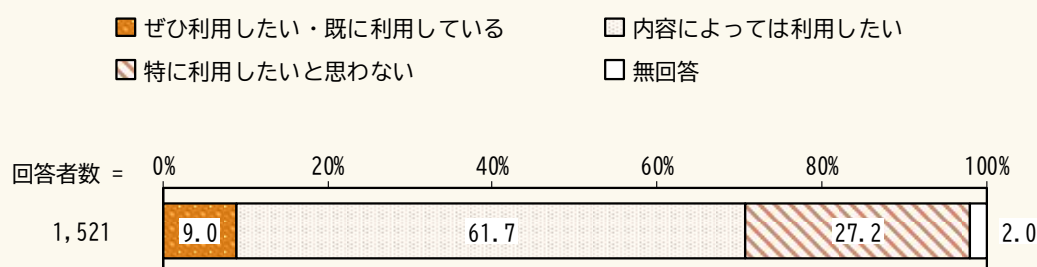
④地域住民が集い交流できる場の利用有無

・地域住民の交流の「場」自体には肯定的だが、参加意欲は内容によって左右され、場の設置だけでは人は集まらない。

「ぜひ利用したい・既に利用している」の割合が9.0%と少ないものの、「内容によっては利用したい」の割合が61.7%と最も高く、場そのものへの拒否感は低い一方で、参加の可否は“場の内容”に大きく左右されることがわかります。

また、「特に利用したいと思わない」の割合が27.2%となっており、場の設置だけでは自然に人が集まるわけではないことがうかがえます。

図表：地域住民が集い交流できる場の利用有無



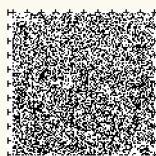
⑤地域住民が集い交流できる場でしたい活動

・地域の交流の場には、趣味や同世代との交流を求める傾向があり、地区ごとに多世代交流や子育て支援など、利用ニーズの違いが見える。

「趣味活動ができる」の割合が39.7%と最も高く、次いで「同世代の方と交流ができる」の割合が38.8%、「異なる世代の方と交流ができる」の割合が37.4%となっています。

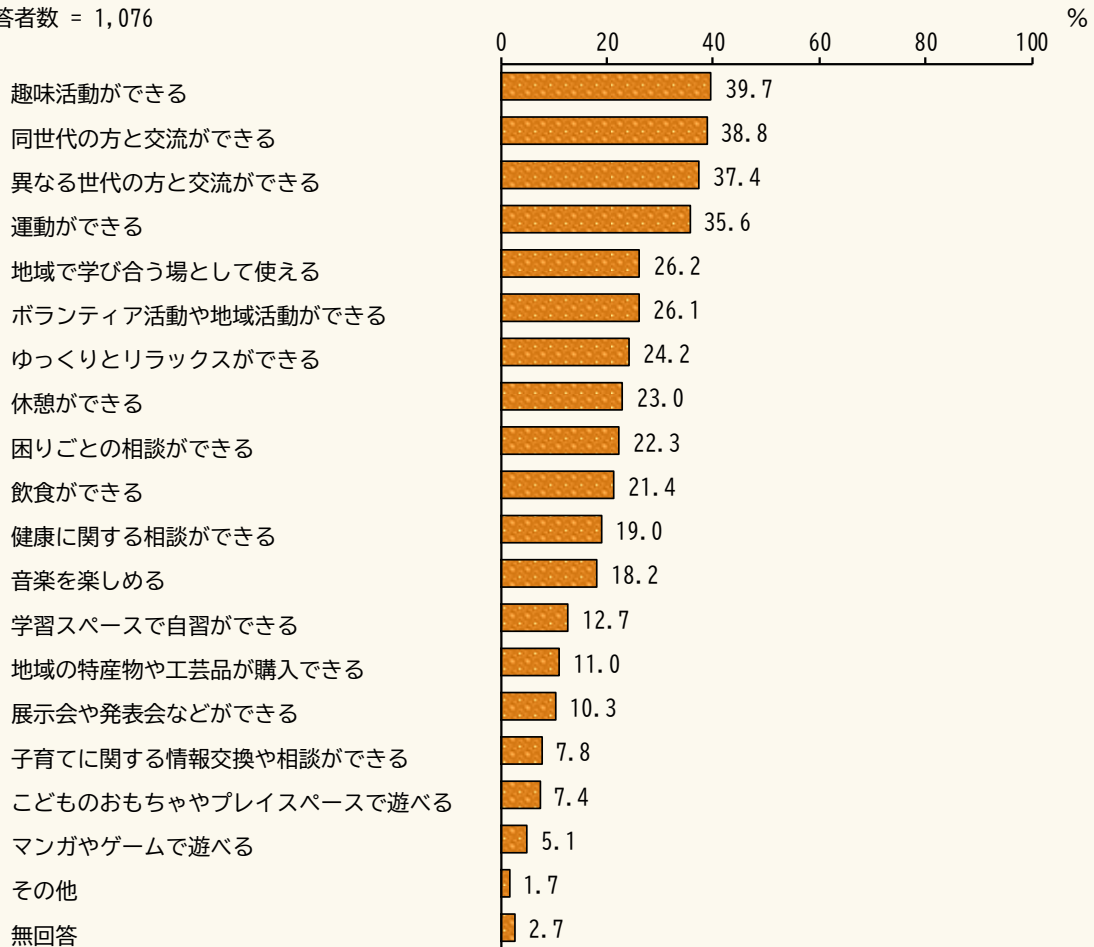
年齢別にみると、20代で「同世代の方と交流ができる」、30代で「こどものおもちゃやプレイスペースで遊べる」「子育てに関する情報交換や相談ができる」、10代で「マンガやゲームで遊べる」「学習スペースで自習ができる」「飲食ができる」「音楽を楽しめる」、60代で「趣味活動ができる」、10代、30代で「休憩ができる」「ゆっくりとリラックスができる」、40代で「運動ができる」の割合が高くなっているなど、年代により大きな差がみられます。

地区別にみると、第三地区で「異なる世代の方と交流ができる」「地域で学び合う場として使える」、大町・材木座地区、大船地域Aで「子育てに関する情報交換や相談ができる」の割合が他の地区に比べ高くなっています。



図表：地域住民が集い交流できる場でしたい活動

回答者数 = 1,076

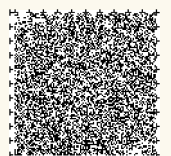


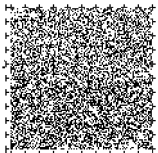
図表：【年齢別】地域住民が集い交流できる場でしたい活動

単位：%

項目	回答者数(人)	趣味活動ができる	同世代の方と交流ができる	異なる世代の方と交流ができる	運動ができる	地域で学び合う場として使える	ボランティア活動*や地域活動ができる	ゆっくりとリラックスができる	休憩ができる	困りごとの相談ができる	飲食ができる	健康に関する相談ができる	音楽を楽しめる	学習スペースで自習ができる	地域の特産物や工芸品が購入できる	展示会や発表会などができる	子育てに関する情報交換や相談ができる	こどものおもちゃやプレイスペースで遊べる	マンガやゲームで遊べる	その他	無回答
10代	37	48.6	51.4	27.0	35.1	16.2	13.5	43.2	51.4	16.2	51.4	5.4	32.4	59.5	2.7	8.1	5.4	5.4	45.9	2.7	—
20代	53	39.6	56.6	41.5	32.1	22.6	24.5	37.7	30.2	24.5	32.1	11.3	24.5	26.4	15.1	13.2	24.5	17.0	15.1	—	—
30代	65	29.2	43.1	27.7	43.1	13.8	21.5	41.5	49.2	21.5	38.5	7.7	24.6	21.5	18.5	6.2	27.7	41.5	9.2	3.1	—
40代	141	34.8	33.3	35.5	46.1	21.3	24.1	34.0	37.6	22.7	31.9	12.8	17.7	19.9	15.6	13.5	20.6	17.7	7.8	4.3	0.7
50代	215	42.8	29.3	43.3	40.5	32.6	34.0	25.1	26.5	29.8	20.5	20.9	16.7	15.3	12.6	12.1	7.0	4.7	4.2	1.9	1.9
60代	191	51.3	32.5	38.2	37.7	33.0	35.1	22.5	19.4	24.6	14.7	22.0	16.2	8.9	12.0	14.1	2.1	2.1	1.6	1.6	2.6
70代	201	35.3	43.3	38.3	30.3	24.9	21.4	13.9	8.0	17.4	11.4	20.4	16.9	2.5	9.0	5.0	1.0	0.5	0.5	0.5	4.0
80代	145	35.9	47.6	35.2	23.4	25.5	22.1	14.5	9.7	18.6	17.2	25.5	17.9	2.1	4.8	8.3	—	—	—	0.7	4.8
90歳以上	23	21.7	43.5	30.4	17.4	17.4	—	13.0	17.4	8.7	13.0	26.1	13.0	—	—	13.0	—	—	—	—	8.7

※*が付いた用語は資料編「用語解説」(128～137ページ)をご参照ください。





⑥孤独・孤立に関して

- ・孤独感*が強い人は全国調査と同程度みられる。
- ・性別では「その他」、年齢では「30歳代」で孤独感が強い人の割合が高い。
- ・孤独感が強い人ほど、人とのつながりが全くない人が多いものの、ゆるやかなつながりを求めている。
- ・目的ではない、心理的負担の少ない安心できる居場所や、困りごとを自然に相談できる場へのニーズも高い。

市民アンケート調査において、カリフォルニア大学ロサンゼルス校が開発した「UCLA孤独感尺度（UCLA Loneliness Scale）」の簡易版（3項目版）を用いた孤独感に関する設問を調査項目として設定しました。

本市の孤独感が強い人（同尺度の合計スコアが高い層）の割合は、全国調査と同程度となっています。性別・年齢での分析結果をみると、性別に「その他」と回答された方（男性・女性・その他の3つの選択肢で調査）、30歳代に、孤独感の強さがそれぞれ見られます。

また、同尺度の得点が高い層（孤独感が強い）と低い層（孤独感が弱い）とに分けて比較すると、孤独感が強い層では、自治会・町内会*活動やテーマ型活動（ボランティア・市民活動等）への参加率が低く、「活動に関心がない」「活動内容がよく分からない」と回答する割合が比較的高くなっています。

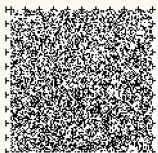
一方で、地域住民が集い交流できる場があれば、孤独感が強くとも、「内容によっては利用したい」「ぜひ利用したい」と考える人も一定数存在しており、場のデザインいかんでは、参加意欲がうまれることがうかがえます。

また、孤独感が強い層では、「地域の問題について全く話す機会がなかった」、地域の問題について話す場に参加意向がない・低い人の理由として「自分の生活のことで精一杯」が比較的多く、孤独感が、心理的・生活的な余裕のなさ結びついている可能性が考えられます。

地域住民が集い交流できる場で行いたい活動としては、「同世代の人との交流」「ゆっくりとリラックスできること」「困りごとの相談」など、負担の少ない関わり方や、安心して過ごせる機能を求める割合が高い傾向にあり、目的を持った積極的な活動や役割を担うことよりも、まずは無理なく人とつながれる安心できる場を求めている状況がうかがえます。

さらに、生活上の困りごとでは、健康、経済、住まい、将来への不安、災害時の支援など、複数の不安を同時に抱えている人が多く、「相談できる人がいない・分からない」とする割合も相対的に高いことから、孤独感が強い層ほど生活課題が複合化し、支援につながりにくい状況にある可能性が示唆されます。

このことから、孤独・孤立の対策としては、単に交流するイベントを増やすだけでなく、「参加しなくても立ち寄れる」「話さなくても居てよい」「困りごとがあれば自然につながれる」といった、心理的ハードルの低い場づくりや、気軽に相談支援につながる場の工夫が重要です。



※*が付いた用語は資料編「用語解説」
(128～137ページ)をご参照ください。

⑦地域で安心して生活していくにはどのような課題があると感じるか

・地域で安心して暮らすには、災害時の支援や防犯、高齢者支援が重要であり、30代には育児や生活支援、孤独感への対応が求められる。

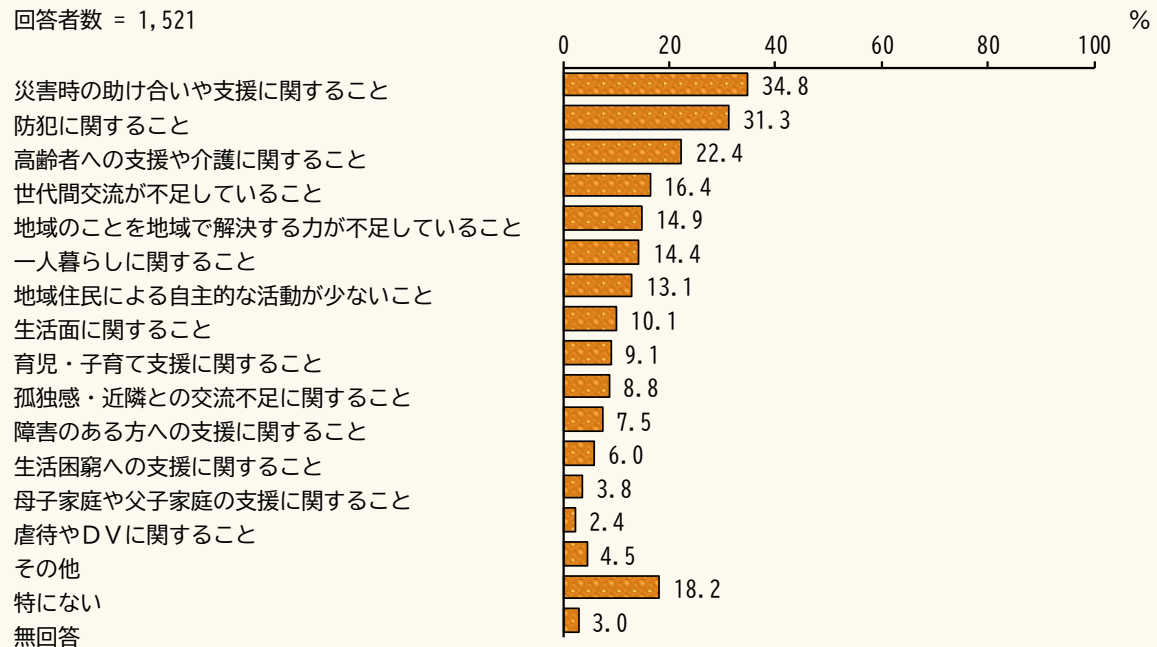
「災害時の助け合いや支援に関すること」の割合が34.8%と最も高く、次いで「防犯に関すること」の割合が31.3%、「高齢者への支援や介護に関すること」の割合が22.4%となっており、地域において協力して避難する意識が十分に醸成されていないことが伺えます。

年齢別にみると、30代で「育児・子育て支援に関すること」「生活困窮への支援に関すること」「孤独感・近隣との交流不足に関すること」の割合が他の年齢に比べ高い傾向です。

地区別にみると、第三地区で「地域のことを地域で解決する力が不足していること」「災害時の助け合いや支援に関すること」の割合が高くなっています。

図表：地域で安心して生活していくにはどのような課題があると感じるか

回答者数 = 1,521

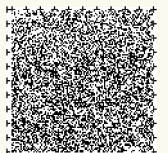


図表：【年齢別】地域で安心して生活していくにはどのような課題があると感じるか

単位：%

項目	回答者数 (人)	災害時の助け合いや支援に関すること	防犯に関すること	高齢者への支援や介護に関すること	世代間交流*が不足していること	地域のことを地域で解決する力が不足していること	一人暮らしに関すること	地域住民による自主的な活動が少ないこと	生活面に関すること	育児・子育て支援に関すること	孤独感・近隣との交流不足に関すること	障害のある方への支援に関すること	生活困窮への支援に関すること	母子家庭や父子家庭の支援に関すること	虐待やDV*に関すること	その他	特になし	無回答
10代	64	21.9	23.4	9.4	12.5	18.8	6.3	14.1	9.4	12.5	9.4	1.6	6.3	4.7	3.1	9.4	31.3	-
20代	83	21.7	16.9	12.0	21.7	14.5	9.6	12.0	16.9	22.9	8.4	6.0	6.0	6.0	3.6	4.8	22.9	-
30代	93	33.3	34.4	11.8	20.4	11.8	14.0	6.5	18.3	33.3	14.0	10.8	10.8	5.4	4.3	5.4	11.8	1.1
40代	204	33.3	31.9	16.2	10.8	14.7	6.9	10.3	13.7	18.6	8.8	8.8	5.4	3.9	2.5	4.9	21.1	0.5
50代	306	41.5	35.0	22.2	19.3	14.7	11.4	8.8	10.1	8.2	9.8	10.5	8.8	5.9	4.6	5.6	17.6	2.0
60代	257	38.1	35.8	26.1	19.1	19.1	20.6	16.0	8.9	3.9	7.8	8.2	5.4	3.1	1.6	7.0	13.6	1.9
70代	269	34.9	31.6	25.3	17.1	15.6	18.2	16.4	6.7	1.9	8.6	5.2	4.5	3.7	1.9	1.1	19.0	4.5
80代	195	34.9	28.7	33.3	12.8	10.3	21.0	19.5	7.7	1.0	7.7	5.6	4.1	0.5	-	2.6	16.4	7.2
90歳以上	43	27.9	20.9	20.9	9.3	11.6	4.7	9.3	2.3	-	4.7	4.7	-	-	-	-	27.9	11.6

※*が付いた用語は資料編「用語解説」(128～137ページ)をご参照ください。



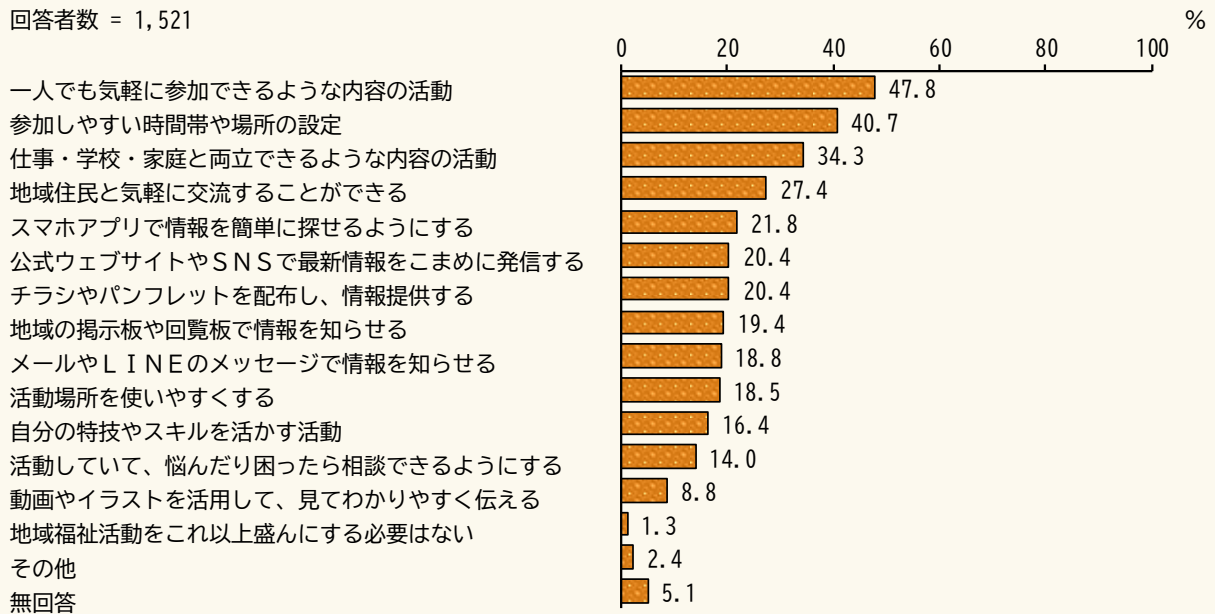
⑧地域福祉の活動を促進するために必要なこと

・地域福祉の活動促進には、参加のハードルを下げる工夫と、世代に関わらず、情報発信の工夫が重要。

「一人でも気軽に参加できるような内容の活動」の割合が47.8%と最も高く、次いで「参加しやすい時間帯や場所の設定」の割合が40.7%、「仕事・学校・家庭と両立できるような内容の活動」の割合が34.3%と、参加のハードルを下げる工夫が求められています。若者世代で「スマホアプリで情報を簡単に探せるようにする」の割合が高いほか、SNS*・チラシ・地域の掲示板等の情報媒体に関する複数の回答結果を総合すると、活動促進には、世代を問わず、情報提供・広報のさらなる工夫が必要であることが伺えます。

地区別には、大町・材木座地区で、時間帯や場所の工夫や仕事・学校・家庭との両立の工夫が、腰越地区、玉縄地区で、一人で気軽に参加できるような工夫が求められています。

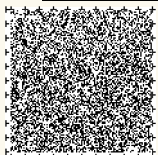
図表：地域福祉の活動を促進するために必要なこと



図表：【年齢別】地域福祉の活動を促進するために必要なこと

単位：%

項目	回答者数(人)	一人でも気軽に参加できるような内容の活動	参加しやすい時間帯や場所の設定	仕事・学校・家庭と両立できるような内容の活動	地域住民と気軽に交流することができる	スマホアプリで情報を簡単に探せるようにする	公式ウェブサイトやSNSで最新情報をこまめに発信する	配布し、情報提供する	地域の掲示板や回覧板で情報を知らせる	メールやLINEのメッセージで情報を知らせる	活動場所を使いやすくする	自分の特技やスキルを活かす活動	活動していて、悩んだり困ったら相談できるようにする	動画やイラストを活用して、見てわかりやすく伝える	地域福祉活動をこれ以上盛んにする必要はない	その他	無回答
10代	64	40.6	31.3	39.1	25.0	35.9	25.0	15.6	6.3	26.6	17.2	20.3	17.2	9.4	3.1	-	-
20代	83	38.6	49.4	57.8	28.9	32.5	20.5	9.6	4.8	24.1	16.9	18.1	8.4	15.7	2.4	2.4	1.2
30代	93	36.6	41.9	49.5	18.3	23.7	28.0	15.1	10.8	25.8	16.1	8.6	12.9	7.5	4.3	5.4	5.4
40代	204	45.1	43.1	50.5	21.1	27.9	28.9	15.2	11.3	24.0	19.6	14.7	8.8	13.2	0.5	2.9	3.9
50代	306	44.4	43.1	44.1	24.5	24.2	26.5	14.7	15.0	20.9	16.7	19.9	17.3	7.8	0.3	2.0	3.3
60代	257	54.9	44.0	34.2	30.0	23.0	25.3	22.6	17.5	20.2	16.7	20.6	16.7	7.0	1.2	1.9	2.7
70代	269	55.0	36.8	17.8	29.0	18.2	12.3	28.6	30.9	12.6	20.1	14.5	13.0	8.9	1.9	1.1	7.8
80代	195	54.9	41.0	13.3	40.0	9.2	6.7	29.7	34.9	11.3	24.6	13.8	14.4	7.2	1.0	2.6	6.7
90歳以上	43	25.6	16.3	4.7	20.9	7.0	2.3	23.3	27.9	7.0	9.3	9.3	11.6	2.3	-	7.0	16.3



* *が付いた用語は資料編「用語解説」(128～137ページ)をご参照ください。

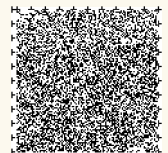
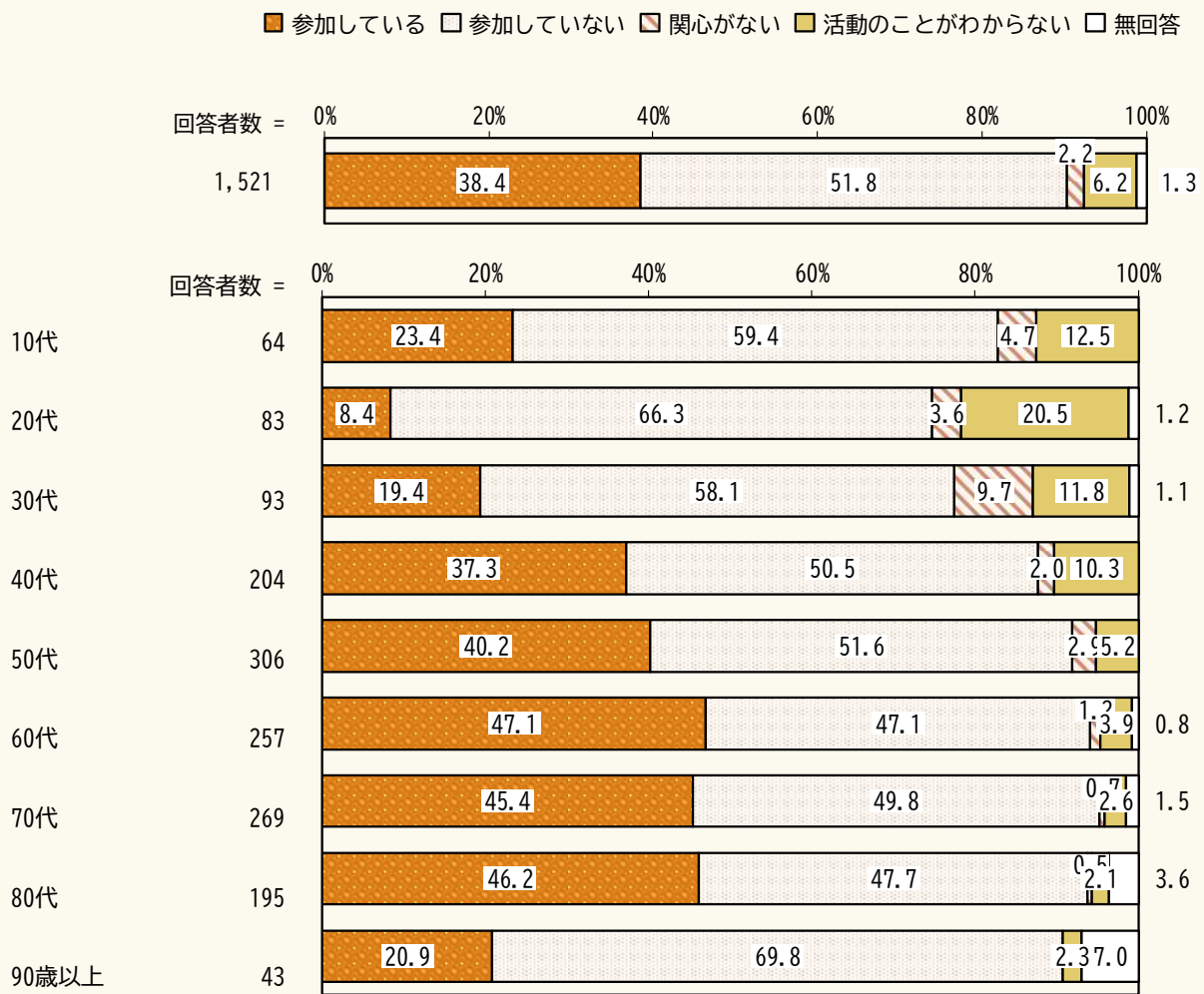
⑨自治会・町内会活動の参加状況

・自治会・町内会活動への参加は50代以降で増えるが、若者世代では活動の認知不足が参加の壁となっている。

「参加していない」の割合が51.8%と最も高く、次いで「参加している」の割合が38.4%となっており、年代別で見ると、参加者は50代以降が多く、他の年代に比べ、10代、20代、30代で「参加していない」の割合が高くなっています。また、特に20代においては活動内容や意義が十分に知られていないことが参加の障壁となっている可能性があります。

このことから、自治会・町内会活動の参加割合は低く、地域のつながりが弱まっている状況がうかがえます。

図表：自治会・町内会活動の参加状況

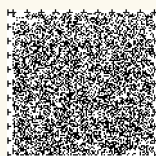
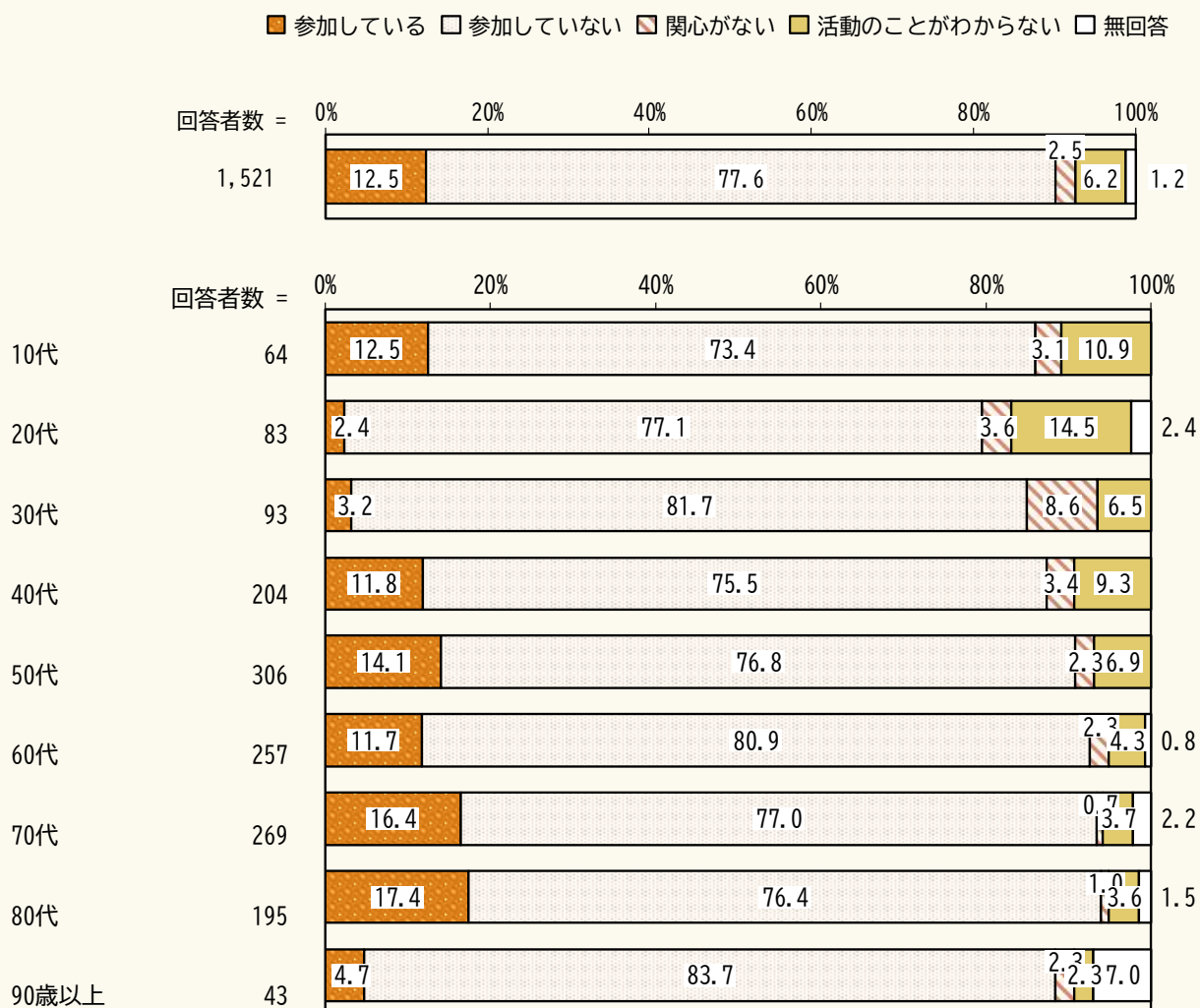


⑩テーマ型の活動の参加状況

・テーマ型の活動は参加率が低く、特に若者世代では活動の認知不足が参加の障壁となっている。

「参加していない」の割合が77.6%と最も高く、次いで「参加している」の割合が12.5%となっており、年代別でみると、10代、20代の若年層においては活動内容や意義が十分に知られていないことがうかがえます。

図表：テーマ型の活動の参加状況



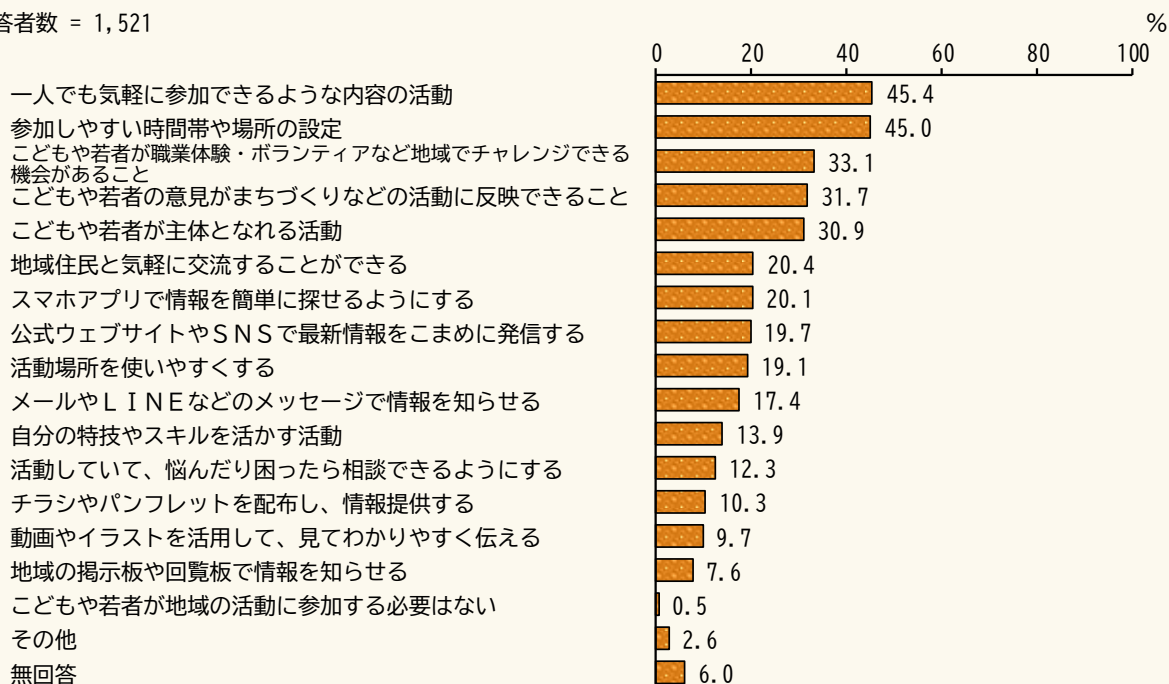
⑪子どもや若者が地域との繋がりが、地域に参加するために必要なこと

・子どもや若者が地域とつながるには、自らの意見が反映できる地域であるかが肝要

「一人でも気軽に参加できるような内容の活動」の割合が45.4%と最も高く、次いで「参加しやすい時間帯や場所の設定」の割合が45.0%となっており、参加のしやすさが求められています。年齢別にみると、10代で「子どもや若者の意見がまちづくりなどの活動に反映できること」の割合が他の年齢に比べ高い傾向です。

図表：子どもや若者が地域との繋がりが、地域に参加するために必要なこと

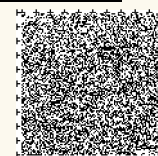
回答者数 = 1,521



図表：【年齢別】子どもや若者が地域との繋がりが、地域に参加するために必要なこと

単位：%

項目	回答者数 (人)	一人でも気軽に参加できるような内容の活動	参加しやすい時間帯や場所の設定	子どもや若者が職業体験・ボランティアなど地域でチャレンジできる機会があること	子どもや若者の意見がまちづくりなどの活動に反映できること	子どもや若者が主体となれる活動	地域住民と気軽に交流することができる	スマホアプリで情報を簡単に探せるようにする	公式ウェブサイトやSNSで最新情報をこまめに発信する	活動場所を使いやすくする	メールやLINEなどのメッセージで情報を知らせる	自分の特技やスキルを活かす活動	活動していて、悩んだり困ったら相談できるようにする	チラシやパンフレットを配布し、情報提供する	動画やイラストを活用して、見てわかりやすく伝える	地域の掲示板や回覧板で情報を知らせる	子どもや若者が地域の活動に参加する必要はない	その他	無回答
10代	64	39.1	45.3	29.7	40.6	34.4	9.4	23.4	21.9	21.9	12.5	14.1	7.8	7.8	14.1	3.1	-	-	1.6
20代	83	41.0	49.4	20.5	32.5	32.5	19.3	21.7	24.1	22.9	25.3	9.6	6.0	4.8	15.7	2.4	-	4.8	3.6
30代	93	36.6	47.3	29.0	33.3	32.3	17.2	16.1	22.6	21.5	25.8	9.7	11.8	8.6	9.7	7.5	1.1	5.4	2.2
40代	204	45.1	51.5	39.2	28.4	38.2	15.7	22.5	25.0	16.7	16.2	11.3	9.3	10.3	10.3	3.4	1.0	2.5	4.9
50代	306	41.5	43.8	41.2	28.8	33.7	20.9	25.5	24.2	18.6	19.6	16.7	11.4	4.9	11.1	2.6	0.7	3.9	2.9
60代	257	47.1	48.2	37.0	33.9	30.4	17.9	21.8	26.5	15.2	22.2	15.6	11.7	9.7	9.3	6.2	0.4	3.5	5.1
70代	269	50.6	43.9	27.9	31.6	30.1	24.5	16.4	13.0	19.3	14.5	14.5	14.9	16.4	8.6	10.4	-	-	9.3
80代	195	57.4	41.5	30.8	36.9	23.6	27.2	13.3	6.7	24.6	9.7	14.4	18.5	13.8	6.7	17.4	-	1.5	8.2
90歳以上	43	23.3	18.6	9.3	18.6	11.6	23.3	14.0	9.3	14.0	7.0	9.3	14.0	16.3	2.3	25.6	2.3	4.7	16.3



⑫生活の困りごとなどの相談相手

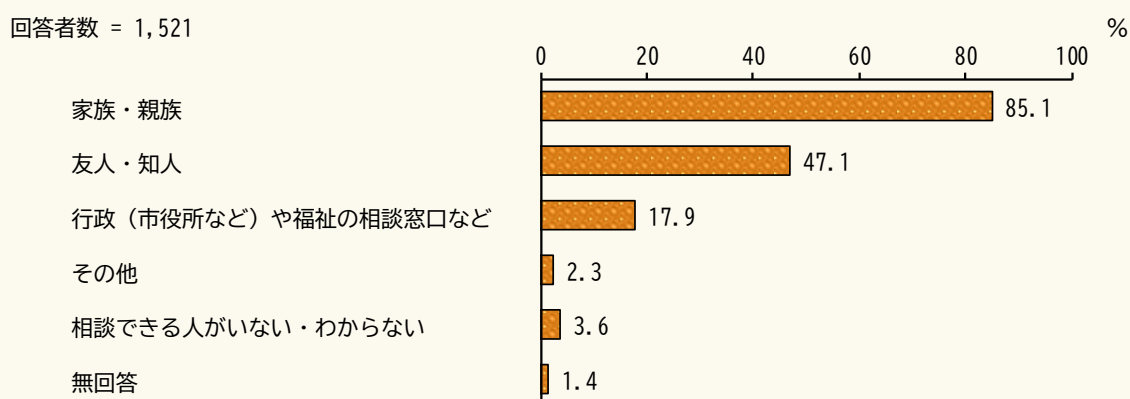
・困りごとの相談は家族・親族が中心だが、30代では「相談できる人がいない」割合が高い。

「家族・親族」の割合が85.1%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が47.1%、「行政（市役所など）や福祉の相談窓口など」の割合が17.9%となっています。

このことから、生活上の困りごとの相談相手は家族が中心であり、身近な相談支援につながるよう声をあげやすい仕組みづくりが必要であることがうかがえます。

年齢別にみると、30代で「相談できる人がいない・わからない」の割合が他の年齢に比べ高くなっています。

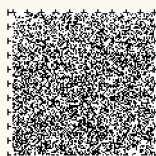
図表：生活の困りごとなどの相談相手



図表：【年代別】生活の困りごとなどの相談相手

単位：%

区分	回答者数 (件)	家族・親族	友人・知人	行政（市役所など）や福祉の相談窓口など	その他	相談できる人がいない・わからない	無回答
10代	64	90.6	56.3	1.6	3.1	3.1	1.6
20代	83	86.7	57.8	7.2	—	6.0	1.2
30代	93	78.5	49.5	11.8	3.2	10.8	1.1
40代	204	86.3	55.4	13.2	2.5	5.4	0.5
50代	306	81.7	51.3	15.4	3.3	5.6	0.3
60代	257	84.4	52.1	18.7	2.3	1.2	0.8
70代	269	85.1	40.5	26.0	1.1	1.9	2.6
80代	195	89.7	36.4	28.2	1.5	1.0	1.5
90歳以上	43	90.7	4.7	14.0	4.7	—	7.0

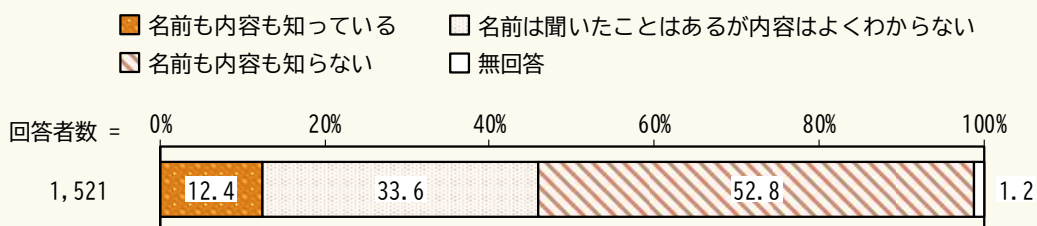


⑬ 「包括的支援」や「重層的支援体制整備事業」の認知度

・「包括的支援」「重層的支援」に関する認知は低く、約半数が名称も内容も知らない。

「名前も内容も知っている」の割合が12.4%、「名前は聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が33.6%、「名前も内容も知らない」の割合が52.8%となっており、支援に関する情報が十分に周知されていない現状がうかがえます。

図表：「包括的支援」や「重層的支援体制整備事業」の認知度

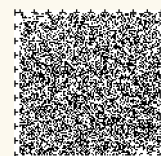
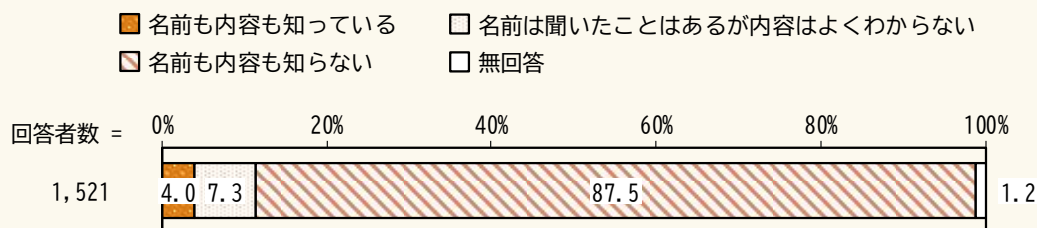


⑭ 生活困窮者の相談窓口「インクル相談室鎌倉」の認知度

・生活困窮者の相談窓口は、名称も内容も知らない人が多く、周知不足が課題。

「名前も内容も知っている」の割合が4.0%、「名前は聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が7.3%、「名前も内容も知らない」の割合が87.5%となっており、市民への窓口周知が不足していることがうかがえます。

図表：生活困窮者の相談窓口「インクル相談室鎌倉」の認知度

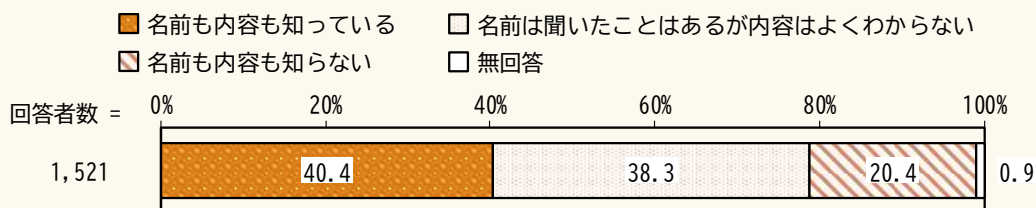


⑮ 「ケアラー」という言葉の認知度

・「ケアラー」という言葉は、約4割が意味まで理解しており、徐々に認知が広がっている。

「名前も内容も知っている」の割合が40.4%、「名前は聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が38.3%、「名前も内容も知らない」の割合が20.4%となっており、その内容まで理解している市民は約4割にとどまっていることがうかがえます。

図表：「ケアラー」という言葉の認知度

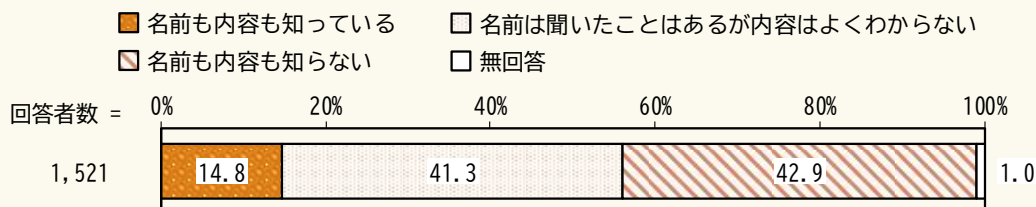


⑯ 「ケアラー支援」の認知度

・「ケアラー」の認知は進んでいる一方で、「ケアラー支援」の取組については知られていない人が多い。

「名前も内容も知っている」の割合が14.8%、「名前は聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が41.3%、「名前も内容も知らない」の割合が42.9%となっています。

図表：「ケアラー支援」という言葉の認知度

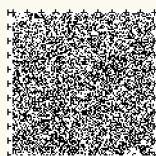
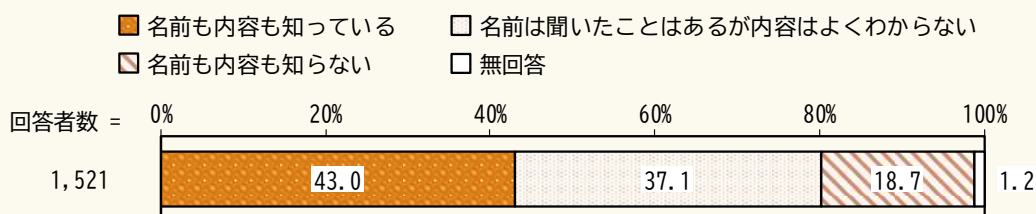


⑰ 「成年後見制度」についての認知度

・「成年後見制度」という言葉は認知が進みつつあるが、内容まで理解している人は4割程度にとどまる。

「名前も内容も知っている」の割合が43.0%、「名前は聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が37.1%、「名前も内容も知らない」の割合が18.7%となっており、具体的な内容を理解している人は4割にとどまっている状況がうかがえます。

図表：「成年後見制度」についての認知度

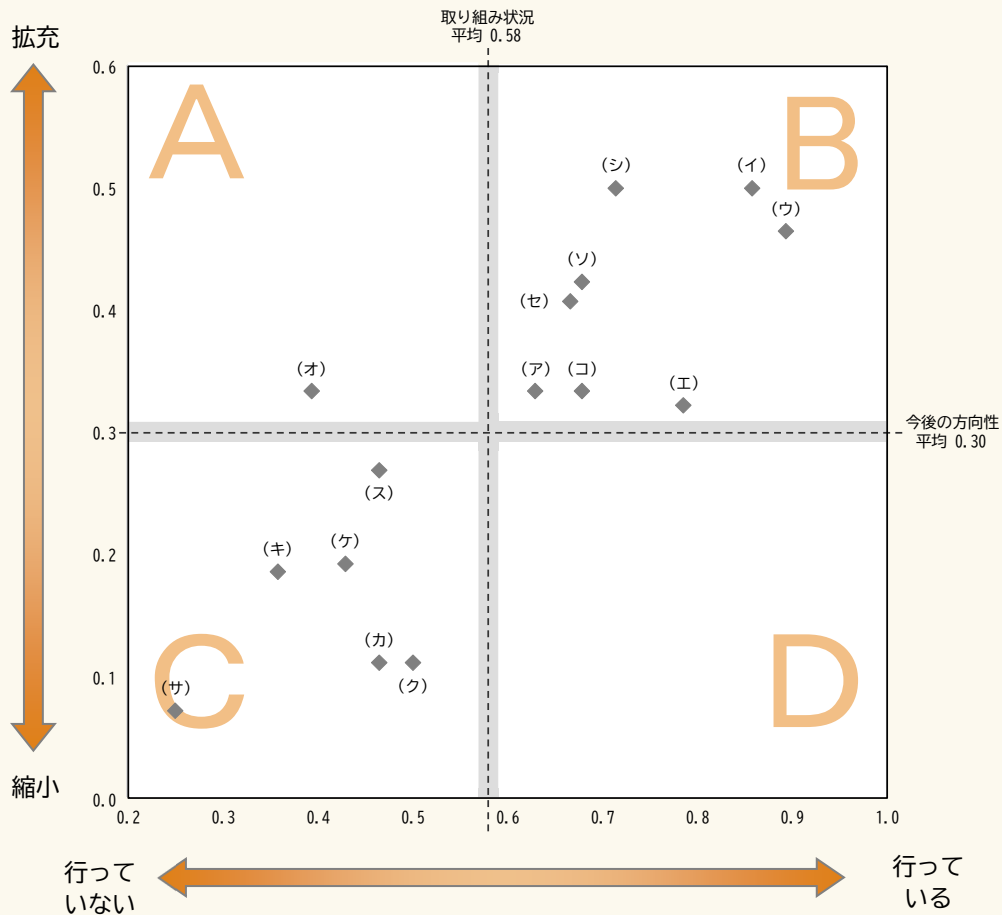


(3) 福祉関係団体アンケート調査の主な結果

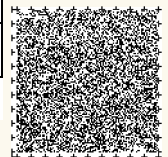
【福祉関係団体調査結果】

① 団体における地域福祉の取組状況と今後の方向性についてのポートフォリオ分析（回答者数 = 29）

団体として地域福祉に取り組んでいないが今後拡充したい施策（タイプA）として、『(オ) 共生型サービスなど、福祉の枠を超えた統合的な支援を展開する』が多く挙げられています。

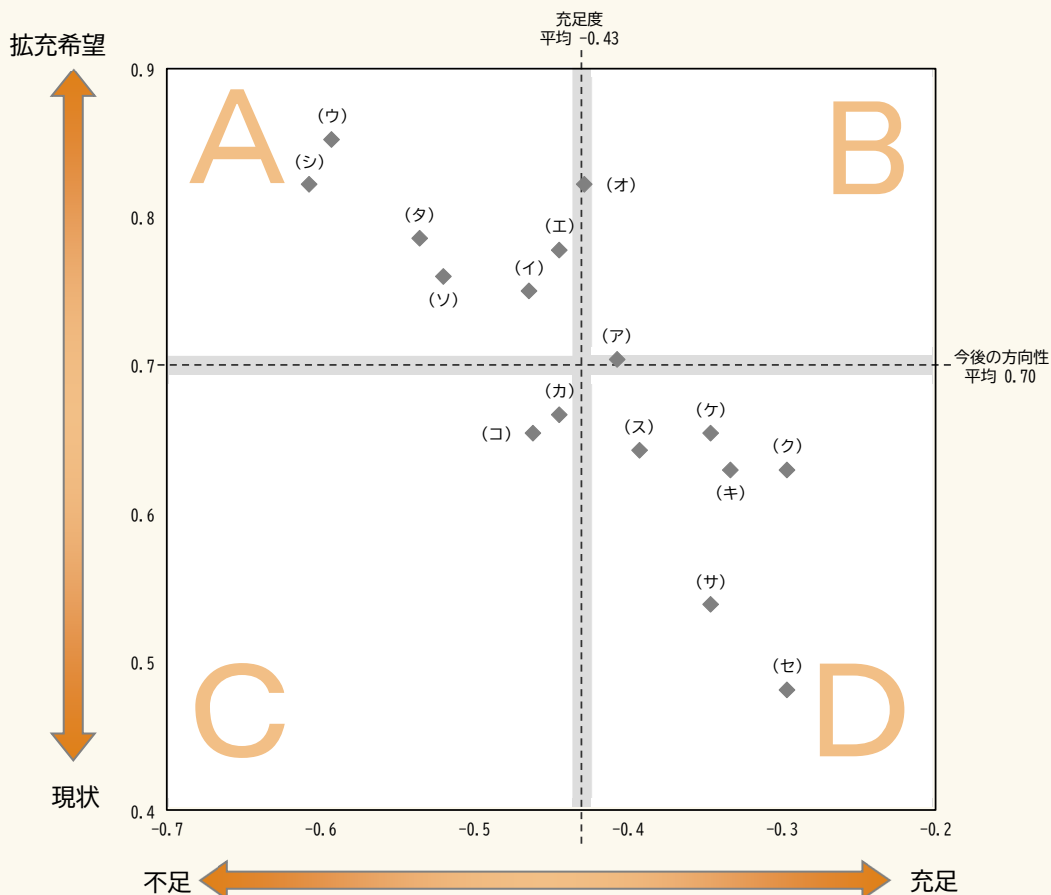


項目	結果	項目	結果
(ア)福祉以外の分野（まちづくり、商工業、農林水産業、土木、防災・防犯、社会教育、環境、交通、都市計画など）と連携し、様々な課題を抱える人々の就労や社会参加の機会を提供する	B	(ケ)市民後見人の育成や活動支援、判断能力に不安を抱える人々への金銭管理や身元保証など、権利擁護に対する支援	C
(イ)高齢者、障害者、子ども・子育て支援などの福祉分野の中で、特に重点的に取り組む分野を強化する	B	(コ)高齢者、障害者、児童への虐待防止に取り組みつづ、虐待を行った養護者・保護者の課題にも対応する	B
(ウ)福祉制度の狭間で支援が届きにくい課題に対応する	B	(サ)保健医療や福祉サービスを必要とする犯罪歴のある人々の社会復帰を支援する	C
(エ)生活困窮者や複合的な課題を抱える世帯など、多様な福祉分野にまたがる支援を必要とする人々への対応に取り組む	B	(シ)地域住民が集い、交流できる拠点を整備・活用する	C
(オ)共生型サービスなど、福祉の枠を超えた統合的な支援を展開する	A	(ス)地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決に取り組める地域づくりを進める	C
(カ)住居に課題を抱える人々への包括的な支援を提供する	C	(セ)官民協働の促進や地域福祉への関心を高めるための活動を推進する	B
(キ)就労に困難を抱える人々に対し、福祉分野を超えた横断的な支援を実施する	C	(ソ)地域づくりに貢献する事業に取り組む	B
(ク)自殺予防の観点から踏まえた支援を進める	C		

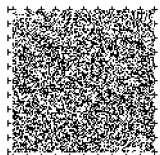


② 鎌倉市の取組における充足度と今後の方向性についてのポートフォリオ分析
(回答者数 = 29)

本市の取組において不足しており、今後の拡充を希望する施策(タイプA)として、『(ウ)福祉制度の狭間で支援が届きにくい課題に対応する』『(シ)地域住民が集い、交流できる拠点を整備・活用する』などが挙げられています。



項目	結果	項目	結果
(ア)福祉以外の分野(まちづくり、商工業、農林水産業、土木、防災・防犯、社会教育、環境、交通、都市計画など)と連携し、様々な課題を抱える人々の就労や社会参加の機会を提供する	B	(ケ)市民後見人の育成や活動支援、判断能力に不安を抱える人々への金銭管理や身元保証など、権利擁護に対する支援	D
(イ)高齢者、障害者、子ども・子育て支援などの福祉分野の中で、特に重点的に取り組む分野を強化する	A	(コ)高齢者、障害者、児童への虐待防止に取り組むつつ、虐待を行った養護者・保護者の課題にも対応する	C
(ウ)福祉制度の狭間で支援が届きにくい課題に対応する	A	(サ)保健医療や福祉サービスを必要とする犯罪歴のある人々の社会復帰を支援する	D
(エ)生活困窮者や複合的な課題を抱える世帯など、多様な福祉分野にまたがる支援を必要とする人々への対応に取り組む	A	(シ)地域住民が集い、交流できる拠点を整備・活用する	A
(オ)共生型サービスなど、福祉の枠を超えた統合的な支援を展開する	B	(ス)地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決に取り組める地域づくりを進める	D
(カ)住居に課題を抱える人々への包括的な支援を提供する	C	(セ)官民協働の促進や地域福祉への関心を高めるための活動を推進する	D
(キ)就労に困難を抱える人々に対し、福祉分野を超えた横断的な支援を実施する	D	(ソ)地域づくりに貢献する事業に取り組む	A
(ク)自殺予防の観点を踏まえた支援を進める	D	(タ)地域福祉を推進するために、全庁的な体制を整備する	A



③ 鎌倉市が進める「包括的支援」の推進について、現状や課題をどう捉えているか（自由記述）

（主な意見）

包括的支援への肯定的な意見

- ・ 包括的支援が福祉という切り口で、横ぐしの支援をしているという点でありがたい。

情報共有とネットワークの不足

- ・ 支援機関間の連携が不十分な場面があり、行政内部の縦割り構造が連携の壁となっている。

人材の育成と課題解決の困難さ

- ・ 相談支援を包括化することにより、支援を担う職員の負担が大きくなっているため、体制強化が必須。職員のスキル向上や研修体制が必要。

地域生活支援と住民ネットワークの役割

- ・ 「見守り」や「いざという時の備え」も含めた地域での生活支援の充実が重要。

包括的支援の具体的なアイデアの周知

- ・ 包括的支援の議論やシステム構築が課題とされているが、その先の支援の具体が分かりにくい。

④ 鎌倉市が進める（福祉の）地域づくりの取組について、現状や課題をどう捉えているか（自由記述）

（主な意見）

多世代交流や幅広い居場所づくりが課題

- ・ 高齢者や子ども、障害者など対象の枠を超えて利用できる、分野横断的で身近な複合型施設や居場所が必要。

住民主体の地域づくりと交流促進

- ・ 地域住民が主体となって行う地域福祉活動への支援が重要。

民生委員・児童委員*や住民組織の高齢化、新たな担い手の不足

- ・ 民生委員・児童委員や地域組織の役員の高齢化、新たな担い手の不足が進行し、地域における活動の活性化や新しい試みが難しい。

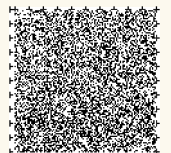
地域資源の把握が可能となる情報提供

- ・ 地域の取組に関する情報が住民に十分届いていない。もっと分かりやすく、かつ簡単に情報にアクセスできる仕組みが必要。

人材に関する予算の確保や連携の強化

- ・ 地域づくりを支える専門職の拡充や、多職種連携の強化が必要。

※*が付いた用語は資料編「用語解説」
(128～137 ページ)をご参照ください。



⑤ 鎌倉市が進める住宅確保要配慮者に対する居住支援対策の推進について、現状や課題をどう捉えているか（自由記述）

（主な意見）

居住支援対策の取組内容に関する理解啓発の不足

- ・ 居住支援対策の具体的な取組が知られておらず、理解が進んでいない。

住宅確保が困難な状況に関する認識の共有

- ・ 鎌倉市内の賃貸住宅は他地域に比べて家賃が高い傾向があり、低所得者や障害者などが住まいを確保するのが困難であることが認識されていない。

貸主や不動産業者との連携について

- ・ 障害者や住宅確保要配慮者を受け入れてくれる大家や不動産業者が少なく、入居審査に通らないケースが多い。

支援体制の強化

- ・ 居住支援協議会や支援会議*を活用して、多職種連携による対応が行われていることは認識しているが、支援体制のさらなる強化が必要。

⑥ 鎌倉市が進める「成年後見制度」の利用促進や意思決定支援の推進について、現状や課題をどう捉えているか（自由記述）

（主な意見）

制度の認知度向上と利用促進について

- ・ 成年後見制度はまだ市民への浸透が進んでおらず、安心して早期利用できるよう周知を進めることが課題。

後見人の育成と担い手不足

- ・ 後見人の担い手が不足しており、市民後見を進める必要がある。

制度の使いにくさと手続き簡略化の必要性

- ・ 障害者の親や家族が高齢となり、大量の書類や煩雑な手続きに二の足を踏むケースが多いため、手続き簡略化の取組が必要。

費用負担と生活困窮者への対応

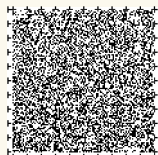
- ・ 成年後見制度の費用負担が高く、生活困窮者は利用が難しい状況がある。

後見制度外の支援が求められるケースへの課題

- ・ 後見制度に該当しない状態の市民の中に、日常的な金銭管理が難しい状況が見て取れることもあるが、制度外のサービスになるため対応できない。

成年後見センターの役割強化

- ・ 成年後見センターの位置づけや機能の整備状況を確認し、司令塔機能・事務局機能・進行管理機能の強化を図るべき。



※*が付いた用語は資料編「用語解説」（128～137 ページ）をご参照ください。

- ⑦ 鎌倉市が進める福祉専門職（相談員、ヘルパー、支援員、保育者など）の人材育成・確保対策の推進について、現状や課題をどう捉えているか（自由記述）

（主な意見）

人材確保と育成、人材定着の仕組みづくりが必要

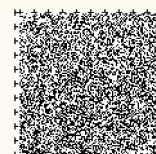
- ・ 福祉専門職の不足が深刻であるにもかかわらず、人材育成や確保対策がほとんどないことが課題。
- ・ 資格取得や研修機会の拡充、キャリア支援（資格取得のための経費負担）によるスキルアップを促進する。

雇用の安定化と処遇改善

- ・ 多くの福祉専門職が非正規雇用であり、雇用が不安定な状況が課題。
- ・ 安定した雇用体制を確立し、専門職としての賃金保障を行い、十分な人材確保に努める必要がある。
- ・ 福祉現場の労働環境を改善し、就業者に社会的評価や満足感を提供する仕組みが必要。

多様な主体による支援と連携

- ・ 人材育成・確保対策について、企業・事業者への働きかけが必要。
- ・ 地域住民やボランティア活動者を支援する仕組みづくりを進める。



5 ワークショップから見える現状

(1) ワークショップの概要

① 実施目的

地域福祉計画（令和8年度（2026年度）～令和15年度（2033年度））の策定に向けて、地域生活課題の把握と解決策の検討を進め、住民が主体となって地域課題を多角的に捉え、実効性ある計画策定を目指すとともに、地域参加の機会を広げることを目的として、鎌倉市社会福祉協議会との共催で実施しました。

② 実施日程・場所、参加人数（延べ138名）

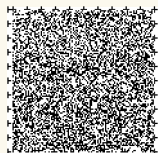
地区名	日程	場所	人数
腰越地区	令和7年（2025年） 6月14日（土）	腰越学習センター 多目的室	15名
西鎌倉地区			14名
鎌倉地区① （第1地区社協）	令和7年（2025年） 6月22日（日）	福祉センター 第1・2会議室	12名
深沢地区	令和7年（2025年） 6月29日（日）	深沢学習センター 第2集会室	17名
玉縄地区		たまなわ交流センター	17名
大船地区① （大船中学校区）	令和7年（2025年） 7月5日（土）	鎌倉芸術館 第1会議室	14名
大船地区② （岩瀬中学校区）			11名
鎌倉地区③ （第3地区社協）	令和7年（2025年） 7月12日（土）	福祉センター 第1・2会議室	19名
鎌倉地区② （大町・材木座）	令和7年（2025年） 8月2日（土）		19名

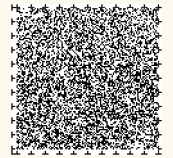
③ 実施手法

4つのテーマで、グループワーク形式での意見交換を行いました。

実施テーマは、次のとおり。

- ・災害にみんなで備える！
- ・ゆるくつながる場を考えよう！
- ・地域の担い手をこれからどうしよう！？
- ・地域や生活での困りごとをどうする？





(2) ワークショップの主な意見

「目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進」に関する意見

- ・学校での福祉教育、災害訓練等、こどもも含む「支えあう地域」を育てる取組が必要。
- ・「ゆるやかな見守り」以上のことに取り組むのが難しいから「ゆるやか」としているの
で、「ゆるやかな見守り」を行政が一方的に促すだけでは住民から受け入れられにくい。「ゆるやかな見守り」の具体化とそれへの支援が必要。
- ・若年層への福祉教育が重要。
- ・気軽に集える居場所の整備が必要。
- ・祭りや行事を通じて多世代が交流できる機会を増やす。
- ・地域で何らかの役割を持ちたいものの、現状の運営スタイル
では関わりにくい住民が活躍できるよう、運営を工夫する。
- ・若い世代や地域住民に役割を担わせるために人を集めることを前提とせず、まずは気
軽に地域に参加できる環境づくりが必要。
- ・「担い手がきた」という高い期待値をもった空気感だけで、地域活動がつかなくなる。
- ・リタイアした中高年世代に向け、入学式ならぬ町内会への「入町式」を行っては。
- ・こども会は小学校中学年くらいまでのこどもを対象に親が運営しているが、高学年以
降のこども・若者たちの主体的な活動を町内会が支援する会があると、未来の担い手
づくりにつながる。
- ・ネットワークの世代差や自治会の担い手不足も重要課題。
- ・担い手がいなくて困っていると聞くと聞くと、新たな担い手への要件が厳しく、合致する人
はいない。

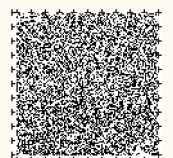


「目標2 包括的な支援体制と協働ネットワークの構築」に関する意見

- ・地域に身近な相談相手がいって、複数の相談場所を利用できる体制が必要。
- ・困りごとを早期にキャッチするため、地域でアンテナを張る人や支援者が訪問しやす
い工夫が必要。
- ・民生委員・児童委員と地域包括支援センター*の役割分担を明確にしつつ、行政・学校・
社協など多機関が協働できる仕組みが必要。
- ・重層的支援についての市民や関係機関の理解促進が重要。
- ・地域資源やボランティア情報を誰でも入手・発信できる基盤整備が必要。

「目標3 制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進」に関する意見

- ・バスの本数が少なくなっており、移動手段の確保が課題。特に免許を返納した後の移
動手段が必要。
- ・生活困窮者やひきこもりなど、困りごとを表に出しにくい人に寄り添う支援が必要。
- ・援助を拒否する人にも継続的に関わる体制が必要。
- ・支援を必要とする住民が声を上げやすい環境づくりが課題。
- ・福祉専門職や担い手の育成・確保が課題。

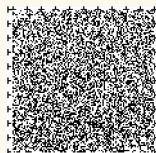


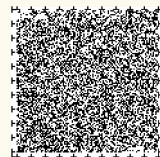
※*が付いた用語は資料編「用語解説」
(128～137 ページ)をご参照ください。

6 現状や調査からみえる課題

鎌倉市の地域福祉における現状と課題

- 地理・歴史・地域コミュニティの特性によるリスクの地域差、生活利便性向上への関心の高さ
 - ・ 交通利便性、日常生活支援、災害リスク対応などの課題が地域ごとに異なっている。
 - ・ 地域（鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄）ごとの異なる課題（交通・災害・生活利便性・地域コミュニティ）に対応した、個別的な異なる支援や実践が求められる。
- 地域住民の協力・参加意欲は限定的
 - ・ 自治会・町内会やテーマ型活動の参加率が低く、若年層の参加意欲は特に低い。
 - ・ 若年層の地域活動参加率が低く、気軽に参加できる居場所や役割づくりが求められる。
 - ・ 災害時の協力や避難支援の意識が十分に醸成されておらず、高齢者や障害者の避難支援体制の強化が必要。
 - ・ 地域のゆるやかなつながりが弱く、見守りや助け合いのネットワークが十分に機能していない。
- 人口の高齢化、後期高齢者の増加、高齢者世帯の単独・夫婦のみ世帯の増加
 - ・ 65歳以上の高齢者は増加傾向で、特に75歳以上の後期高齢者が増えている。
 - ・ 高齢者世帯の6割が単独または夫婦のみ世帯で、生活支援ニーズが高まっている。
 - ・ 介護・生活支援ニーズの増大に対して、行政・地域が一体となった持続可能な支援体制の構築が必要。
- 生活困窮世帯・社会的孤立の増加
 - ・ 生活保護世帯が増加し、関係性の貧困（社会的孤立）が新たな地域課題として顕在化。
 - ・ 生活困窮者・ひきこもり・援助拒否者など、声をあげにくい層への伴走的な支援が求められる。
- 支援制度・相談窓口の認知度不足
 - ・ 包括的支援や重層的支援体制、生活困窮者相談窓口、ケアラー支援の認知度が低い。
 - ・ 重層的支援や成年後見制度、ケアラー支援などの制度を周知していく必要がある。





第 3 章

計画の構成

1 施策体系

[基本理念]

すべての人が、安心して・自分らしく・
ともに暮らせるまち かまくら

[目標]

目標 1

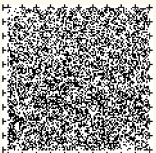
地域で安心して暮らし、
活動できるまちづくり
の推進

目標 2

包括的な支援体制と
協働ネットワークの構築
(重層的支援体制整備事業
実施計画を含む)

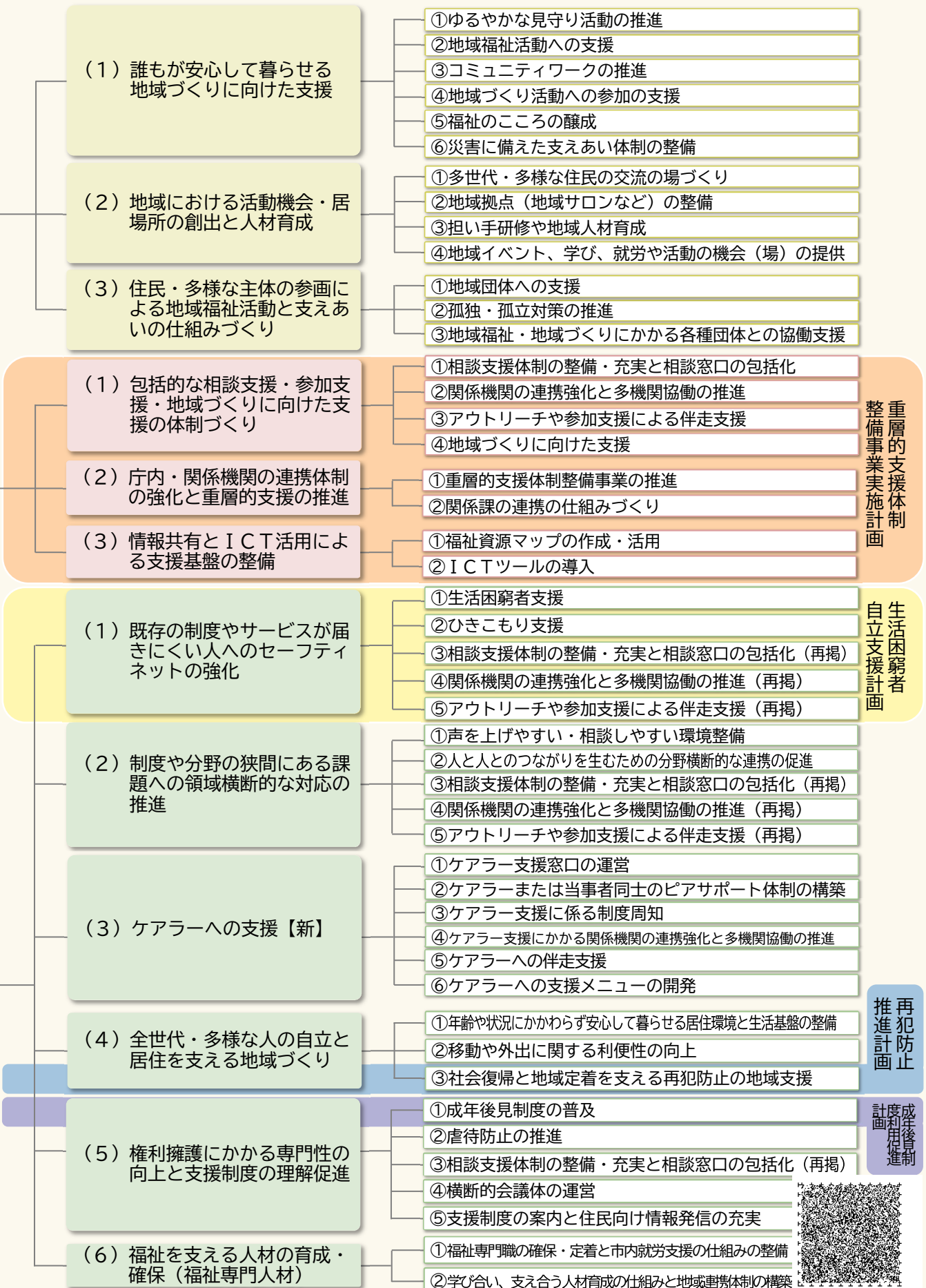
目標 3

制度の狭間をつくらない
福祉支援と権利擁護の
推進
(生活困窮者自立支援計画、
再犯防止推進計画、成年後見
制度利用促進計画を含む)



[取り組むべき施策の方向性]

[具体的な施策]



2 本計画書の読み方 (第4章以降部分の説明)

第4章

具体的な取組の紹介

目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援

現状と課題

アンケート調査では、地域で安心して生活していくうえでの課題として災害時の助け合いや支援に関することが最も多く、防犯、高齢者支援・介護に関することを上回りました。

住民座談会（ワークショップ）では、地域全体で支え合う意識を育むために、小学校や地域での福祉教育や災害訓練を求める意見がみられ、地域拠点を設け、そこでの活動の展開を核とした支えあう地域づくりの必要性が課題となっています。

このような背景の中で、防災訓練や福祉教育を通じた住民の意識向上、日常的につながりを育む「ゆるやかな見守り」の促進や住民が主体的に参加できる施策を具体化していくことが求められています。

これらを踏まえ、災害時をみすえた平時からの見守り体制の整備や、学校教育を通じた福祉教育プログラムの推進、防災・福祉・子育てをテーマにした住民主体の活動の支援など、総合的な取り組みが必要です。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- ・ 地域に暮らす住民同士が、日常のちょっとした気づきや声かけを通して見守り合う関係性が徐々に構築されることを目指します。
- ・ つながりや支え合いの意識が高まり、地域活動への参加が促進され、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながることを目指します。
- ・ 地域に暮らす住民一人ひとりの間に地域とのつながりや共に生きるまなざしが育まれ、福祉への理解や思いやりの心が育成されることを目指します。

【施策の方向性】

各目標を達成するために、どのような柱立てで取組を進めていくかを示したものです。複数の具体的な施策を束ねるものとして、重点的に取り組むべき施策の方向性を記載しています。

【現状と課題】

計画の対象となる分野の現状を整理し、そこから見えている主な課題を記載しています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

現状と課題を踏まえ、目標の実現に向けて中長期的に目指す地域や暮らしの姿を記載しています。取組を進めた先に「どのような状態を目指しているのか」を共有するための将来像（ビジョン）として位置づけています。

① ゆるやかな見守り活動の推進



地域に暮らす住民同士が、日常のちょっとした気づきや声かけを通して見守り合う関係性が構築されるよう取り組みます。

【主な取組】

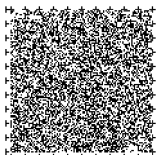
番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-1-1-1	地域福祉活動計画の策定と進行管理の支援	福祉政策課（市社協）	◎
1-1-1-2	民生委員・児童委員による見守りの推進	福祉政策課	◎
1-1-1-3	民生委員・児童委員活動への支援	福祉政策課	◎
1-1-1-4	民生委員・児童委員活動の住民への周知	福祉政策課	◎
1-1-1-5	高齢者見守り登録制度	高齢者支援課	●
1-1-1-6	徘徊高齢者SOSネットワークシステム	高齢者支援課	●
1-1-1-7	こども・若者の安心安全な生活環境の確保	こどもみらい課 保育・幼稚園課 こども家庭相談課 青少年課	★

【具体的な施策】

目標や取り組むべき施策の方向性を踏まえ、個別の取組を束ねた施策を記載しています。また、横断的視点として「情報提供」と「人材育成」を設定し、関連する施策にアイコン をつけています。

【主な取組内容】

本施策において実施する主な取組の内容について記載しています。



第 5 章

計画評価と推進体制

1 本計画の評価について

(1) これまでの評価の考え方

鎌倉市地域福祉計画（令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度））では、関連する取組の個々の進捗や所管課による点検・評価（内部評価）を積み上げる形で全体評価を行い、年度ごとに進捗状況を報告してきました。しかし、評価を行う鎌倉市地域福祉計画推進委員会から、次のような指摘がありました。

(2) 新しい評価の考え方

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの目標ごとに「取り組むべき施策の方向性」と「具体的な施策」を整理し、取組を進めることで「どのような状態を目指しているのか」を共有するための将来像（ビジョン）として「取組と目標を結ぶビジョン」を明示します。評価にあたっては、このビジョンを踏まえ、取組の進捗や成果を把握します。

本計画における評価の対象は、本計画に位置付けた施策・取組とします。

ただし、福祉分野には複数の関連計画が存在し、同一の施策・取組が他の計画でも評価の対象となっている場合があります。このため、他計画における評価結果や進捗情報を共有・活用し、評価の重複を避けつつ、市が中心となって全体の進行管理を行います。

【新たな評価の考え方】

本計画における評価の考え方を記載しています。

また、各目標ごとに①評価参画者 ②評価の視点 ③評価方法を掲載しています。

(目標1) 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

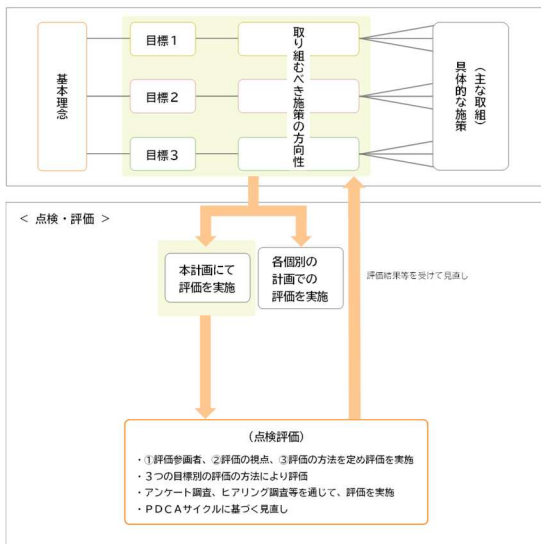
①評価参画者	②評価の視点	③評価方法
市（主管課）、地域住民、地域団体、地域の活動やボランティアの担い手等	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な参加者層の参加促進 ●つながりの広がりや質 ●居場所・活動機会の充実度 ●地域の活動やボランティア等の担い手の育成や定着 	●ヒアリング調査（定性）

(3) 評価の進め方

本計画では、毎年、目標ごとの評価の視点を踏まえて、関係する評価参画者とともに、評価シートを用いて、評価を実施します。評価シートは、評価参画者と適宜、更新していきます。

評価の内容については、「鎌倉市地域福祉推進委員会」に報告し、次年度の取組の方向性の見直しにつなげていきます。

進捗状況の点検評価と見直しのサイクル（イメージ）



【評価の進め方】

本計画における評価の進め方としての仕組みを掲載しています。

(4) 計画の推進体制

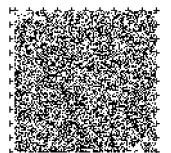
本市の地域福祉計画の推進にあたっては、市、市社協、福祉事業所、地域団体・ボランティア、そして市民が、それぞれの役割を発揮しながら、情報を共有し、協働・連携して取り組むことが重要です。

① 市

市は、計画の策定・進行管理において中核的役割を担い、関係機関との調整や、制度・予算の整備、包括的な相談窓口の整備、重層的支援体制整備事業の推進を行います。また、進捗評価の場を設け、多様な参画者の意見を反映させます。こうした行政としての取組状況は、定量・定性の両面から計画評価に活用します。

【計画の推進体制】

本計画における推進体制について、それぞれの機関の役割を記載しています。



第4章

具体的な取組の紹介

目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援

現状と課題

アンケート調査では、地域で安心して生活していくうえでの課題として災害時の助け合いや支援に関することが最も多く、防犯、高齢者支援・介護に関することを上回りました。

住民座談会（ワークショップ）では、地域全体で支え合う意識を育むために、小学校や地域での福祉教育や災害訓練を求める意見がみられ、地域拠点を設け、そこでの活動の展開を核とした支えあう地域づくりの必要性が課題となっています。

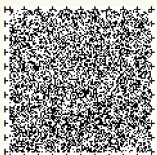
このような背景の中で、防災訓練や福祉教育を通じた住民の意識向上、日常的につながりを育む「ゆるやかな見守り」の促進や住民が主体的に参加できる施策を具体化していくことが求められています。

これらを踏まえ、災害時をみすえた平時からの見守り体制の整備や、学校教育を通じた福祉教育プログラムの推進、防災・福祉・子育てをテーマにした住民主体の活動の支援など、総合的な取組が必要です。

【 取組と目標を結ぶビジョン 】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 地域に暮らす住民同士が、日常のちょっとした気づきや声かけを通してゆるやかに見守り合う関係性が構築されることを目指します。
- つながりや支え合いの意識が高まり、地域活動への参加が促進され、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながることを目指します。
- 地域に暮らす住民一人ひとりの間に地域とのつながりや共に生きるまなざしが育まれ、福祉への理解や思いやりの心が育成されることを目指します。
- 地域での防災・減災対策も進められており、安心して避難できる地域コミュニティが形成されることを目指します。



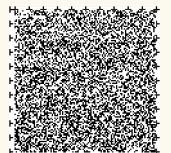
① ゆるやかな見守り活動の推進

地域に暮らす住民同士が、日常のちょっとした気づきや声かけを通して見守り合う関係性が構築されるよう取り組みます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-1-1-1	地域福祉活動計画の策定と進行管理の支援	福祉政策課（市社協）	◎
1-1-1-2	民生委員・児童委員による見守りの推進	福祉政策課	◎
1-1-1-3	民生委員・児童委員活動への支援	福祉政策課	◎
1-1-1-4	民生委員・児童委員活動の住民への周知	福祉政策課	◎
1-1-1-5	高齢者見守り登録制度	高齢者支援課	●
1-1-1-6	徘徊高齢者SOSネットワークシステム	高齢者支援課	●
1-1-1-7	こども・若者の安心安全な生活環境の確保	こどもみらい課 保育・幼稚園課 こども家庭相談課 青少年課	★
1-1-1-8	家庭生活支援員の派遣	こどもみらい課 こども家庭相談課	★
1-1-1-9	家事支援員や専門職員の派遣（産後の養育支援訪問事業）	こども家庭相談課	★
1-1-1-10	保健師等による訪問支援の充実	こども家庭相談課	★
1-1-1-11	放課後かまくらっ子（放課後子ども総合プラン）の推進	青少年課	★
1-1-1-12	鎌倉市わんわんパトロールの実施と啓発	市民安全課	□
1-1-1-13	地域防犯カメラ設置費補助事業	市民安全課	□
1-1-1-14	地域コミュニティの形成やまちづくりにつながる取組の推進	地域のつながり課	◎
1-1-1-15	子どもの登下校の安全確保に向けた見守り活動の充実	市民安全課 学校教育課	★
1-1-1-16	防災行政用無線を利用した行方不明者の搜索、振り込め詐欺注意喚起	市民安全課 総合防災課	□
1-1-1-17	声かけふれあい収集の実施	環境センター	◇
1-1-1-18	交通安全教育の実施	交通計画課	★
1-1-1-19	交通安全に関する広報の実施	交通計画課	◇

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



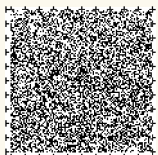
② 地域福祉活動への支援

地域に根差した多様な福祉活動が継続的に推進され、災害時に安心して避難できる地域コミュニティが形成されるよう取り組みます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-1-2-1	地区社協への支援	福祉政策課（市社協）	◎
1-1-2-2	ボランティア活動助成事業	福祉政策課（市社協）	◎
1-1-2-3	孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用した地域資源づくり	福祉政策課 生活福祉課 地域のつながり課	◎
1-1-2-4	【再掲】 民生委員・児童委員による見守りの推進	福祉政策課	◎
1-1-2-5	【再掲】民生委員・児童委員活動への支援	福祉政策課	◎
1-1-2-6	【再掲】民生委員・児童委員活動の住民への周知	福祉政策課	◎
1-1-2-7	老人クラブ*への支援	高齢者支援課	●
1-1-2-8	地域介護予防活動支援事業	介護保険課	●
1-1-2-9	協働による子育て支援ネットワークの構築と支援	こどもみらい課	★
1-1-2-10	自治会・町内会の必要性の啓発と加入促進	地域のつながり課	◎
1-1-2-11	自治会・町内会の組織体制の充実支援	地域のつながり課	◎
1-1-2-12	自主防犯組織活動支援事業	市民安全課	□
1-1-2-13	自主防災活動育成費補助金	総合防災課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



※*が付いた用語は資料編「用語解説」
 (128～137 ページ)をご参照ください。

③ コミュニティワーク*の推進

地域住民が主体となった地域課題の把握や話し合い、解決に向けた取組が進むようコミュニティワークを行います。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-1-3-1	【再掲】 地域福祉活動計画の策定と進行管理の支援	福祉政策課（市社協）	◎
1-1-3-2	アウトリーチ*等を通じた継続的支援	福祉政策課	◎
1-1-3-3	社会的に孤立している人への社会参加の機会の創出	福祉政策課	◎
1-1-3-4	住民主体の活動に対する支援体制の整備	福祉政策課 地域のつながり課	◎
1-1-3-5	地域での協議の場づくりによる社会資源の創出及びネットワーク化	福祉政策課 (生活支援コーディネーター*)	●

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

④ 地域づくり活動への参加の支援



地域に暮らす住民同士にゆるやかに見守り合う関係性が生まれるよう取り組みます。

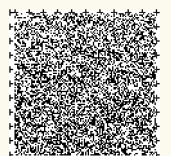
(※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。)

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-1-4-1	ボランティア活動への支援	福祉政策課（市社協）	◎
1-1-4-2	ボランティア登録の促進	福祉政策課（市社協）	◎
1-1-4-3	各種ボランティア等の養成講座の充実	福祉政策課（市社協）	◎
1-1-4-4	ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	福祉政策課（市社協）	◎
1-1-4-5	【再掲】老人クラブへの支援	高齢者支援課	●
1-1-4-6	【再掲】 協働による子育て支援ネットワークの構築と支援	こどもみらい課	★
1-1-4-7	情報発信の共生化の推進	市民相談課 広報課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

※*が付いた用語は資料編「用語解説」
 (128～137 ページ) をご参照ください。



⑤ 福祉のこころの醸成

地域に暮らす住民一人ひとりの間に地域とのつながりや共に生きるまなざしが生まれ、福祉への理解や思いやる関係が形成されるよう取り組みます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-1-5-1	小・中学校福祉教育の実施	福祉政策課（市社協） 学校教育課	◎
1-1-5-2	ふれあいショップの開催支援	障害福祉課	■
1-1-5-3	インクルーシブ教育*の推進と理解の啓発	学校教育課	◇
1-1-5-4	共生意識の形成	市民相談課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

いろいろなカタチ新聞

「いろいろなカタチ新聞」は、発達に多様性のある子どもを応援するため、鎌倉市（こどもの発達支援・障害者福祉・教育支援にかかる3課）と市民活動団体「いろいろなカタチ鎌倉」が協働で制作し、市内の幼稚園・保育園・小中学校で各家庭に配布されました。「見方を変えて、味方になろう！」をキーワードに、イラストをふんだんに使い、発達支援や特別支援教育をクイズやゲーム形式で家庭や地域や学校で楽しく話題にできるよう工夫しています。

全6号発行され、各号のテーマはそれぞれ、①「この子たちは本当は困っているかも？/あなたはナニイロ？」②「自分説明シート/あなたのこと、おしえて！」③「どれもわたしたちのたいせつなきもち/あなたのきもちアンケート」④「いろんな見方や感じ方/言いかえてみたら気分もイイ感じ！」⑤「こんなふう感じたことある？



／YOUのしげきセンサーチェック」

⑥「ぼく、わたしどうしておこられるの？/ Oh No!! どうして？おこられちゃう脳？」です。

市との協働事業が終わった後も、市中心部の店舗のギャラリーで定期的に展示を行うほか、放課後かまくらっ子（学童保育・アフタースクール）でワークショップを行うなどしています。



新聞は、市HPから閲覧・活用できます。

※*が付いた用語は資料編「用語解説」（128～137ページ）をご参照ください。

⑥ 災害に備えた支えあい体制の整備

地域での防災・減災対策が進められ、安心して避難できる地域コミュニティが形成されるよう取り組みます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-1-6-1	避難体制の構築	福祉政策課 総合防災課	●
1-1-6-2	福祉避難所*の運営	福祉政策課 総合防災課	●
1-1-6-3	避難行動要支援者支援制度の効果的運用	福祉政策課 総合防災課	●
1-1-6-4	地域での防災訓練の支援 (自主防災組織*支援事業)	総合防災課	◇
1-1-6-5	総合防災訓練の実施	総合防災課	◎
1-1-6-6	消防相談の充実	予防課	◎
1-1-6-7	火災予防運動による防火意識の啓発	鎌倉消防署警備課 大船消防署警備課	◎
1-1-6-8	消防団等への訓練指導	鎌倉消防署警備課 大船消防署警備課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

事前防災の視点に立った防災と福祉の連携

大規模災害が起きたとき、真っ先に顕在化するのには、支援を必要とする方たちの存在です。高齢者や障害者、慢性疾患を抱えた方、乳幼児を養育中の方、介護をしている方、経済的な困窮に陥っている方、ひとり親、外国籍の方など、それぞれの背景は様々で、必要となる支援も一律ではありません。避難所へ行けるかどうかに加え、服薬の継続、食事や衛生、移動手段、情報の受け取り方、周囲とのコミュニケーションについての生活課題が重なりやすく、それらの課題を放置すると健康悪化や社会的な孤立、二次的な被害、ひいては災害関連死につながります。

こうした局面で力を発揮するのは、特別な災害対応だけでなく、平時に築いてきた支援体制や地域コミュニティ、地域の支え合いのネットワークといった地域社会の基盤です。日頃から相談先がわかり、支援者や地域との関係があり、必要なサービスにつながっている人ほど、発災後の混乱の中でも支援につながりやすくなります。逆に、日常的に社会から孤立しているなどで、制度や窓口にたどり着けない人ほど、困っている姿が災害時に見えにくくなり、支援の手が届くまでに時間がかかります。このため、平時から災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりが重要となります。

鎌倉市では、平時から備える「事前防災」の視点で、防災と福祉の連携を進めています。避難行動要支援者名簿*を自治会・町内会、自主防災組織、消防、警察に加え、社会福祉協議会や民生委員・児童委員にも共有し、平時からの見守りにも活用するほか、本人・家族の意向を確認しながら個別避難計画*の作成を福祉専門職等が支援する取組も進めています。また、一般の避難所では生活に支障が生じることが想定される方々を対象とした福祉避難所の円滑な運営に向け、受入れ手順の整理や必要な物資・人員の確保にも日々取り組んでいますが、今後もさらに訓練や研修を重ね、災害時に支援の切れ目や狭間が生じることを減らしていく必要があります。

※*が付いた用語は資料編「用語解説」
(128～137 ページ)をご参照ください。

(2) 地域における活動機会・居場所の創出と人材育成

現状と課題

アンケート調査では、自治会や町内会への参加経験が少ない若者や、ボランティア未経験者の割合が高く、地域における住民同士のつながりが十分に形成されていない一方で、地域の人と話す機会があれば参加したいというニーズや、地域で住民が集い交流できる場のニーズ、ひとりで参加したいというニーズもみられます。

一方で、賑わいや社会的な交流を求めない人にとっては、心理的安全性が保たれ、静かな関わり方が尊重される場や、一人での参加を前提とした活動機会や居場所へのニーズが確認されており、こうした多様な参加様式を理解したうえで地域をコーディネートできる人材の育成も課題です。

住民座談会（ワークショップ）では、「自然につながれるゆるやかな交流の場」や「気軽に集える居場所の整備」、「祭りや行事を通じた多世代の交流機会の創出」といった意見が挙がっており、地域住民が地域の間や活動に参加しやすい環境の整備が課題となっています。

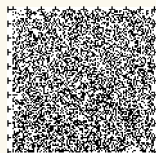
これらを踏まえ、世代や立場を超えて交流しやすい機会や環境を整備するとともに、交流を通じて多様な住民が地域に参画できる仕組みを構築することが求められます。

また、賑わいのある場だけでなく、一人でも安心して静かに参加できる居場所を確保し、住民の多様な関わり方を尊重できる人材を育成することが課題となっています。

【 取組と目標を結ぶビジョン 】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 地域団体・ボランティア、地域づくりに関心のある市民団体、民間事業者など、多様な組織の連携が進み、多世代・多様な住民が交流する場の増加を目指します。
- 賑わいの場と静かな場が併存し、一人でも心理的安全性を保って参加できる選択肢が整い、地域との多様な関わり方を理解してコーディネートできる人材が各所で育成され、活躍することを目指します。
- 若者やボランティア未経験の人などに対し、効果的な参加促進を行うことで、地域のボランティア活動への意欲と参加機会が高まり、新たな人材育成を目指します。



① 多世代・多様な住民の交流の場づくり

話し合いや学びの場の充実を通じて、地域の人や団体がつながり、地域の人々や団体の交流を促進します。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-2-1-1	地域での対話と学びを通じた包摂的な交流の場づくり	福祉政策課	◎
1-2-1-2	【再掲】地域連携推進業務	福祉政策課 地域のつながり課	◎
1-2-1-3	共生型サービスの推進に向けた支援	介護保険課 障害福祉課	■
1-2-1-4	地域における住民組織間の連携体制づくり	地域のつながり課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

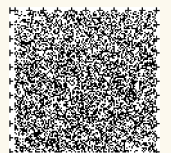
② 地域拠点（地域サロンなど）の整備

地域サロンなどの拠点を整備し、福祉事業者や団体、子育て支援とつながる場を提供することで、住民同士の交流と協力を促進します。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-2-2-1	福祉事業者と関係団体等との交流促進	福祉政策課（市社協）	◎
1-2-2-2	民生委員・児童委員（主任児童委員）による子育てサロンの運営	福祉政策課	★
1-2-2-3	子育て支援センターの運営	こども家庭相談課	★

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



③ 担い手研修や地域人材育成



若者やボランティア未経験の人などに対し、地域のボランティア活動への意欲と参加機会が高まるよう取り組みます。

(※本施策は「人材育成」に関する横断的な取組として位置づけています。)

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-2-3-1	【再掲】 ボランティア活動への支援	福祉政策課（市社協）	◎
1-2-3-2	【再掲】 ボランティア登録の促進	福祉政策課（市社協）	◎
1-2-3-3	【再掲】 各種ボランティア等の養成講座の充実	福祉政策課（市社協）	◎
1-2-3-4	共生社会を担う人材の育成	福祉政策課 市民相談課	◎
1-2-3-5	個人ボランティア希望者とNPOセンター登録団体とのマッチングの実施	地域のつながり課 (NPOセンター)	◎
1-2-3-6	高齢者生活支援サポートセンター事業	高齢者支援課	●
1-2-3-7	手話通訳者、要約筆記者の養成	障害福祉課	■
1-2-3-8	ファミリーサポートセンターの運営	こども家庭相談課	★
1-2-3-9	発達支援サポートシステム推進事業に基づくサポーター養成の充実	発達支援室	◎
1-2-3-10	地域における障害児支援体制整備事業	発達支援室	◎
1-2-3-11	自主防災リーダーの養成	総合防災課	◇

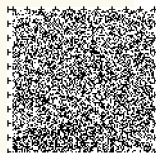
※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画

◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

かまくら市民共生サポーター（かまサポ!）

「かまくら市民共生サポーター（かまサポ!）」は、分野ごとに点在していたボランティア型の市民サポーターや職業としてのヘルパーを、「地域での共生」「世帯の包括的な支援」の視点で束ね、支援が必要な人と支援できる人が出会い、支え合える地域をつくる取組です。こども家庭相談課の「ファミリーサポート」、発達支援室の「かまくらっ子発達支援サポーター」、高齢者支援課の「高齢者生活支援サポーター」、障害福祉課の「ガイドヘルパー」のほか、「認知症サポーター」や「ゲートキーパー」を一体的に案内します。

世帯課題の複合化を踏まえ、サポーター同士が縦割りを生まない共生型サポーターの地域での活躍を目指し、まずはその一歩として、各養成講座に「共生社会への取組」「包括的支援の必要性」「身近な課題への気づき」といった共通カリキュラムを組み込み、理解とつながりを広げる内容が好評です。参加者を随時募集しています。



④ 地域イベント、学び、就労や活動の機会(場)の提供



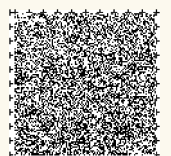
自治会・町内会や地区社協、福祉事業者、子育て支援センター等、多様な団体・組織の連携が促進され、さまざまな立場の住民が交流する場が増えるよう取り組みます。

(※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組及び「人材育成」に関する横断的な取組として位置づけています。)

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-2-4-1	地域での活動の場づくりへの支援	福祉政策課(市社協)	◎
1-2-4-2	地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用	福祉政策課	◎
1-2-4-3	【再掲】 地域での対話と学びを通じた包摂的な交流の場づくり	福祉政策課	◎
1-2-4-4	共生社会を構成する人材の育成	福祉政策課	◎
1-2-4-5	高齢者の生きがいづくりへの支援	高齢者支援課	●
1-2-4-6	【再掲】老人クラブへの支援	高齢者支援課	●
1-2-4-7	シルバー人材センターの活用促進	高齢者支援課	●
1-2-4-8	終活関連事業	高齢者支援課	●
1-2-4-9	介護予防事業の充実	介護保険課	●
1-2-4-10	【再掲】ふれあいショップの開催支援	障害福祉課	■
1-2-4-11	障害者スポーツ活動参加促進事業	障害福祉課 スポーツ課	■
1-2-4-12	多様な雇用の促進	障害福祉課 職員課	■
1-2-4-13	農業や水産業と福祉の連携	障害福祉課 農水課	■
1-2-4-14	健康講座の開催	介護保険課 市民健康課	◇
1-2-4-15	地域における高齢者スポーツの推進	スポーツ課	●
1-2-4-16	地域子育て支援活動(わくわく広場等)の実施	保育・幼稚園課	★
1-2-4-17	公会堂等建築改良工事費補助金事業	地域のつながり課	◎
1-2-4-18	誰もが快適に過ごせる海水浴場の整備	観光課	◇
1-2-4-19	高齢者雇用促進事業	産業課	◇
1-2-4-20	若年無業者就労支援事業	産業課	◇
1-2-4-21	公園の整備	みどり公園課	◇
1-2-4-22	地域でのおはなし会の開催	中央図書館	◇
1-2-4-23	地域の拠点となる施設等への図書貸出に関する情報提供と利用促進	中央図書館	◇

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



(3) 住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支えあいの仕組みづくり

現状と課題

アンケート調査では、地域福祉活動として、生活とバランスをとりながら柔軟に参加できるような従来とは異なる活動の形が求められています。特に10代、20代の若年層においては、活動内容や意義が十分に知られていないことがうかがえます。

住民座談会（ワークショップ）では、現在の運営スタイルでは地域福祉活動への参加が難しいという意見や、担い手であることをはじめから期待されると地域福祉活動への参加自体を躊躇してしまうという意見が見られ、住民が気軽に参加でき、その結果として役割を持つ環境づくりが求められています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 多様な団体が、地域福祉活動や支えあいの活動を通じて、互いに連携した関係性の構築を図ることで、新たな取組やサービスが生まれるなど、官民の多様な主体の連携による課題への対応力向上を目指します。

① 地域団体への支援

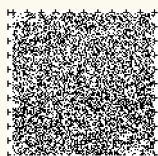
地域団体の活動や資源を活かし、孤独・孤立対策等の共感しあえる共通目標を通じた連携を進めることで、地域で支えあう環境をつくりまします。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-3-1-1	地域福祉活動などの把握	福祉政策課	◎
1-3-1-2	【再掲】 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを 活用した地域資源づくり	福祉政策課 生活福祉課 地域のつながり課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画

◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



② 孤独・孤立対策の推進



地域や団体が連携し、見守りや情報発信など、声をあげやすい環境をつくることで、誰も孤立しない地域づくりを目指します。

(※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。)

【主な取組】

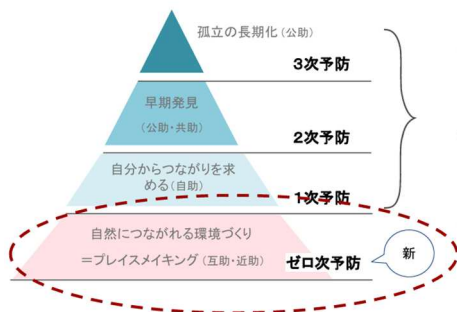
番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-3-2-1	【再掲】 地域での対話と学びを通じた包摂的な交流の場づくり	福祉政策課	◎
1-3-2-2	【再掲】 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用した地域資源づくり	福祉政策課 生活福祉課 地域のつながり課	◎
1-3-2-3	【再掲】 高齢者見守り登録制度	高齢者支援課	●
1-3-2-4	【再掲】 情報発信の共生化の推進	市民相談課 広報課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

鎌倉市の進める孤立・孤独対策

孤独・孤立は、世帯構造や地域のつながりの変化、生活課題の複雑化・複合化を背景に、日常生活の中で誰にでも生じ得る問題です。とくに、社会的な孤立は、心身に悪影響を及ぼすおそれがあります。国は官民連携の推進や「孤独・孤立対策推進法」の施行等により、総合的な対策を進めています。

鎌倉市では、こうした動きを踏まえ、官民が連携して地域づくりの取組を共創する「人と地域がつながるプラットフォームかまくら『ここかま』」を令和6年4月に創設しました。地域課題に向き合う団体・事業者・行政が連携し、だれもが孤独・孤立に陥らない地域づくりに向けて取り組めるよう、仕組みづくりや環境整備を進めます。そして、市民一人ひとりが自分のペースで人や地域とゆるやかにつながれる「まちの入口」を地域社会に増やし、みんなで協力しながら、まちのつながりを広げていきます。

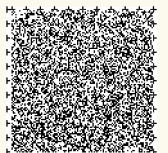


ここかま

鎌倉からはじまる、まちのつながりで
孤独・孤立をなくすプラットフォーム

地域課題に向き合う団体同士が、孤独孤立対策につながる地域を一緒につくっていくプラットフォームです
 “「こ」どくと「こ」りつを「かま」くからなくそう”
 そんな思いで「ここかま」というネーミングにしました

鎌倉市は、国の孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参加しています



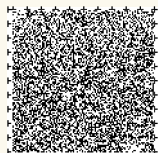
③ 地域福祉・地域づくりにかかる各種団体との協働支援

地域の福祉団体や関係機関と連携し、相談・見守り・支援を進めながら、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を強化します。

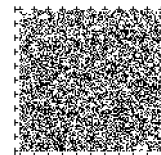
【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-3-3-1	地域見守り活動の推進	福祉政策課	◎
1-3-3-2	複雑化・複合化した支援ニーズへの対応	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 こどもみらい課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 市民相談課 児童生徒支援課	◎
1-3-3-3	【再掲】福祉事業者と関係団体等との交流促進	福祉政策課（市社協）	◎
1-3-3-4	【再掲】ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	福祉政策課（市社協）	◎
1-3-3-5	【再掲】地域での協議の場づくりによる社会資源の創出及びネットワーク化	福祉政策課 （生活支援コーディネーター）	●
1-3-3-6	高齢者の地域ケア体制の推進	高齢者支援課	●
1-3-3-7	「（市社協）日常生活自立支援事業」の活用、連携	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課	◎
1-3-3-8	高齢者・障害者・児童虐待防止ネットワークを中心とした取組の強化	高齢者支援課 障害福祉課 こども家庭相談課	●
1-3-3-9	専門性の高い障害関係団体等との協働・連携によるサービスの充実	障害福祉課	■
1-3-3-10	鎌倉市居住支援協議会活動支援	都市計画課	◇

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



目標2 包括的な支援体制と協働ネットワークの構築



(鎌倉市重層的支援体制整備事業実施計画)

※社会福祉法 106 条 2 第 1 項から第 4 項に基づく「市町村重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けます。

鎌倉市重層的支援体制整備事業実施計画（目標2が内包する計画）

【概要】

本市では、家族や地域のつながりが希薄化する中で、8050 問題やダブルケアなど、世帯や個人が抱える生活課題が複雑化・複合化しています。既存制度では対応しにくい「福祉制度の狭間」も顕在化し、従来の支援では十分に対応できない事例が増えています。

こうした状況を踏まえ、国は令和 3 年（2021 年）4 月施行の社会福祉法改正により「地域共生社会」の理念のもと、市民一人ひとりが地域で安心して暮らし続けられる包括的な支援体制の構築を市町村に求めました。これを受け、本市においても、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つを一体的に実施する重層的支援体制整備事業を、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日に開始しました。

【趣旨】

本市は、国の方針を踏まえ、地域における「断らない相談支援」の体制と、それを受け止める「地域づくり」への支援を整え、相談対応と地域づくりを連動・循環させることにより複雑化・複合化する生活課題へ包括的に対応することを目的とし、重層的支援体制整備事業を推進しています。

本計画では、包括的な支援体制の構築に向けた中核事業として重層的支援体制整備事業を位置づけ、行政・社会福祉法人・市民団体等の多様な主体との連携を一層促進し、複雑化・複合化する生活課題に包括的に対応していきます。

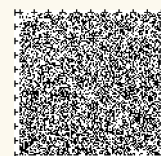
(1) 包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の体制づくり

現状と課題

アンケート調査では、孤独リスクの高い人の相談ニーズが高く、身近な相談支援につながるよう声をあげやすい仕組みづくりが必要であることがうかがえます。

性別に「その他」と回答した市民は、日本語版 UCL A 孤独感尺度〈第 3 版〉短縮版の設問で、孤独・孤立の度合いが相対的に高い傾向が見られました。「制度の狭間」に置かれやすい人の孤立の深まりを防ぐ環境整備が課題です。

住民座談会（ワークショップ）では、身近な地域で相談できる相手や、相談場所を選択できる環境の重要性、困りごとを早期に発見しつなげることのできる人材等を求める意見がみられ、住民にとって身近で気軽に相談できる体制が求められています。



【 取組と目標を結ぶビジョン 】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 福祉の総合相談窓口や専門相談窓口を通じて、住民の複雑化・複合化した困りごとの相談を受け付け、適切な支援につなげる仕組みが充実することを目指します。また、制度の狭間や複数の制度にまたがる問題に対しても、庁内・関係機関で連携して支援することを目指します。
- 地域の中で、相談支援で把握したニーズが参加支援や地域づくりの取組への支援につながり、社会参加の敷居が下がる仕組みが整うことを目指します。
- 住民が一人でも安心して参加できる静かな場から、多世代交流を活性化させる賑わいの場まで、参加の選択肢を広げ、地域拠点の活用やネットワーク化が推進されることを目指します。
- 住民主体の活動に伴走できる人材が育ち、地域内で人や資源の循環が生まれ、社会的孤立の再発を防ぎながら、地域の力で住民の暮らしを支える土台が強化されることを目指します。

① 相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化

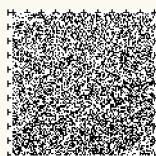
誰もが気軽に相談できる窓口と支援体制を整え、対象を問わず、多様な困りごとに総合的に対応します。

【 主な取組 】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
2-1-1-1	(市社協) なんでも相談窓口の運営支援	福祉政策課 (市社協)	◎
2-1-1-2	貸付制度の相談支援	生活福祉課 (市社協) こどもみらい課	◎
2-1-1-3	総合的な相談体制の整備	福祉政策課 市民相談課	◎
2-1-1-4	障害福祉相談員による相談・支援	障害福祉課	■
2-1-1-5	【再掲】 地域子育て支援活動(わくわく広場等)の実施	保育・幼稚園課	★
2-1-1-6	ひとり親家庭の相談窓口の充実	こどもみらい課	★
2-1-1-7	子育てに関する相談窓口の充実	こどもみらい課 こども家庭相談課	★
2-1-1-8	子どもの貧困対策に係る支援の充実	こどもみらい課 こども家庭相談課	★
2-1-1-9	福祉総合相談窓口の設置・運営	市民相談課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画

◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



② 関係機関の連携強化と多機関協働の推進



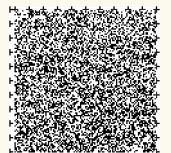
複雑化・複合化する支援ニーズに庁内・関係機関が協働して対応し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うよう取り組みます。

(※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。)

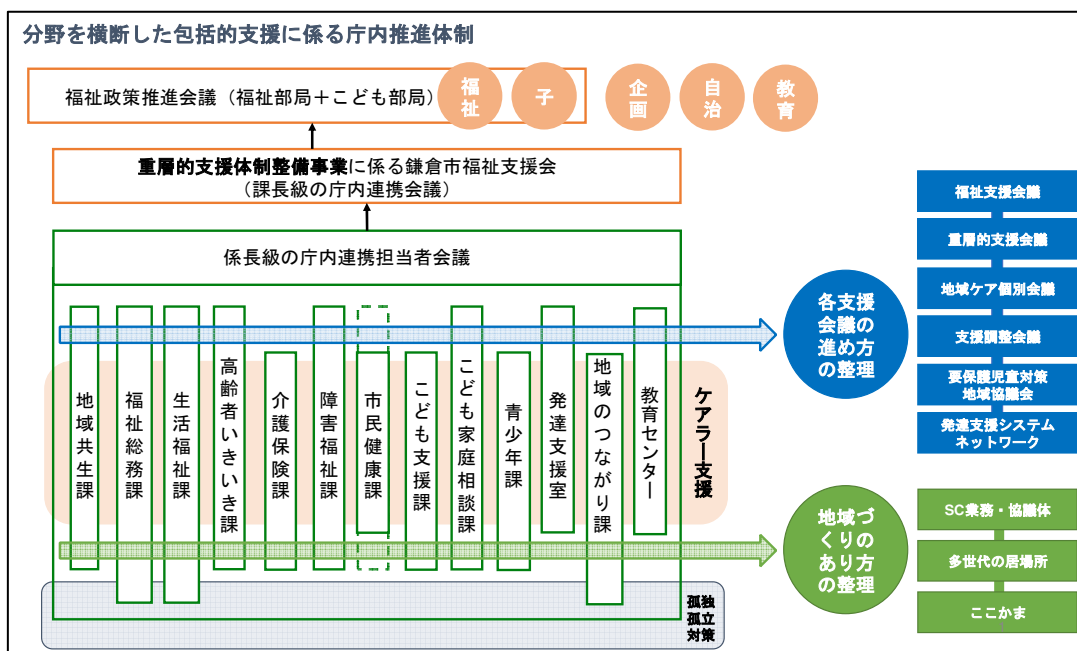
【 主な取組 】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
2-1-2-1	市社協の相談体制への支援	福祉政策課	◎
2-1-2-2	切れ目のない支援を支える庁内連携の推進(重層的支援体制整備事業の推進)	福祉政策課	◎
2-1-2-3	高齢者の相談窓口の充実	高齢者支援課	●
2-1-2-4	高齢者に対する総合的な支援体制の確立	高齢者支援課 介護保険課	●
2-1-2-5	障害者の相談窓口の充実	障害福祉課	■
2-1-2-6	鎌倉市障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携の促進	障害福祉課	■
2-1-2-7	障害者が地域で暮らすための地域包括支援体制等の整備	障害福祉課	■
2-1-2-8	学齢期から成人期への円滑な移行と切れ目のない支援体制の確立	障害福祉課	◎
2-1-2-9	健康に関する相談窓口の開設	市民健康課	◆
2-1-2-10	自殺対策に向けた取組の強化	市民健康課	◆
2-1-2-11	【再掲】子育てに関する相談窓口の充実	こどもみらい課 こども家庭相談課	★
2-1-2-12	子育て情報提供の充実	こどもみらい課	★
2-1-2-13	学齢期における発達・家庭課題の一体的支援と教育・福祉の連携による成人期への円滑な移行	こども家庭相談課	★
2-1-2-14	早期療育に向けた支援体制の確立	発達支援室	◎
2-1-2-15	発達の相談支援に関する窓口の充実	発達支援室	◎
2-1-2-16	ドメスティックバイオレンス(DV*)の相談窓口の充実	市民相談課	◇
2-1-2-17	消費生活相談窓口の充実	市民安全課	◇
2-1-2-18	住宅確保要配慮者に対する居住支援対策	都市計画課	◇
2-1-2-19	居住支援相談窓口に関する情報提供と利用促進	都市計画課	◇
2-1-2-20	鎌倉市いじめ相談ダイヤルの周知及び鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会の実施	学校教育課 児童生徒支援課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



令和7年度の重層的支援体制整備事業実施に係る庁内推進体制



(令和7年度時点)

③ アウトリーチや参加支援による伴走支援

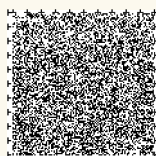
社会的に孤立する人々へ、訪問や参加支援を通じて寄り添い、安心して社会参加や支援に関われる環境を整えます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
2-1-3-1	【再掲】アウトリーチ等を通じた継続的支援	福祉政策課	◎
2-1-3-2	【再掲】社会的に孤立している人への社会参加の機会の創出	福祉政策課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：子ども計画

◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



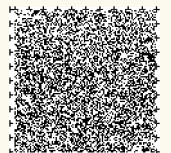
④ 地域づくりに向けた支援

地域の中で地域拠点の活用やネットワークを進め、相談支援で把握したニーズを地域づくりの取組や社会参加が必要な人への支援につなげます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
2-1-4-1	【再掲】 地域での対話と学びを通じた包摂的な交流の場づくり	福祉政策課	◎
2-1-4-2	【再掲】 地域での協議の場づくりによる社会資源の創出及びネットワーク化	福祉政策課 (生活支援コーディネーター)	●
2-1-4-3	地域活動支援センターの機能の強化	障害福祉課	■
2-1-4-4	冒険遊び場の機能の強化	こどもみらい課	★
2-1-4-5	【再掲】子育て支援センターの運営	こども家庭相談課	★
2-1-4-6	【再掲】 地域子育て支援活動（わくわく広場等）の実施	保育・幼稚園課	★

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



(2) 庁内・関係機関の連携体制の強化と重層的支援の推進

現状と課題

アンケート調査では、市民の「包括的支援」や「重層的支援体制整備事業」に関する認知度が低く、支援に関する情報が十分に周知されていない現状がうかがえます。また、高齢・障害・子ども・生活困窮など、分野・領域の異なる団体や事業所同士での事業理解や情報共有が不足しており、分野・領域を超えた連携体制の構築が課題となっています。

住民座談会（ワークショップ）では、身近な地域で相談できる窓口の充実や、困りごとを早期に発見するための地域人材の育成、支援の工夫を求める声がみられ、重層的支援体制に対する関係機関の理解の促進や市民ニーズへの対応が重要な課題となっています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- ・ 地域において、相談窓口と関連部署・専門機関との連携が強化され、相談者の負担が軽減されることを目指します。
- ・ 複雑化・多様化する支援ニーズに対して、分野をまたいだ連携を進め、アウトリーチなどを通じた切れ目のない重層的な支援体制の構築を目指します。

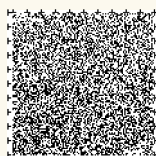
① 重層的支援体制整備事業の推進

地域の関係機関が連携し、多様な支援ニーズに応じた重層的支援体制整備事業について、取組の成果を評価しながら、複雑化・複合化した支援ニーズへの体制づくりを推進します。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
2-2-1-1	重層的支援体制整備事業交付金を活用した包括的支援体制の構築	福祉政策課	◎
2-2-1-2	【再掲】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子どもみらい課 子ども家庭相談課 青少年課 発達支援室 市民相談課 児童生徒支援課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：子ども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



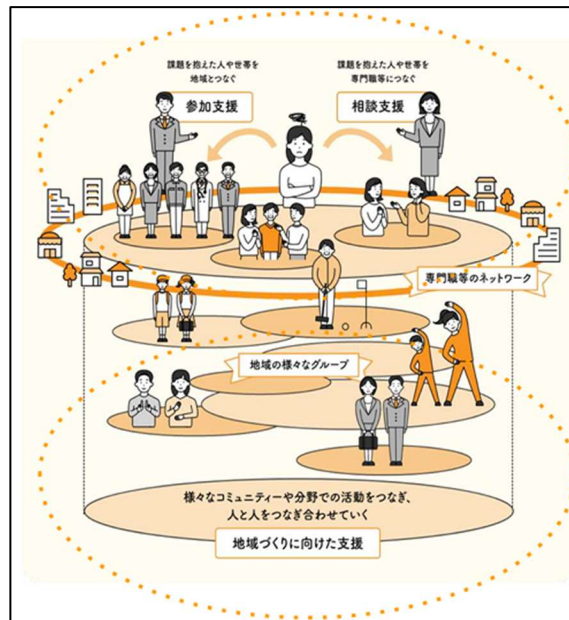
鎌倉市の重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、社会福祉の分野・領域別に分かれがちな支援をつなぎ、「包括的な相談」「社会への参加支援」「地域づくり」を一体で進め、地域共生社会の構築を目指す国の枠組みです。

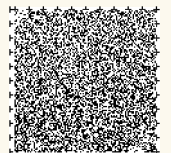
福祉制度は、子ども・障害・高齢など対象やリスクごとに整備され、支援の充実が図られてきました。一方で、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ごみ屋敷など、複数の課題が重なる世帯や制度の狭間に陥る世帯が増え、縦割りの制度だけでは支援が届きにくいケースが生じています。そこで、支え手・支えられ手に区別せず、地域の多様な主体が「我がこと」として地域に参画し、世代や分野を超えて人と資源が「丸ごと」つながる地域共生社会の実現が求められています。

鎌倉市は令和4年度から本事業に取り組み、分野を問わず相談を受け止め、相談に来られない方に対しては、必要に応じて家庭へ訪問して接点をつくるよう努めています。参加支援では、就労に限らず居場所や学びにつなぎ、地域や人とのつながり直しを支えます。地域づくりでは、地域の資源の可視化や担い手・活動の支援を進めます。また、相談と地域づくりを連動させることで、複合課題に切れ目なく対応できる基盤を整えます。対応困難ケースには福祉支援会議を開催し、庁内の連携会議において業務上の課題を共有し、今後の施策を整理しています。

重層的支援体制整備事業を活用しながら、これからも、制度の狭間をつくらない包括的支援の基盤を強化し、庁内外の横断連携を進めていきます。



出典：厚生労働省より引用



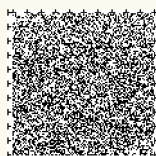
② 関係課の連携の仕組みづくり

市の関係部局間が連携する仕組みを整え、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
2-2-2-1	市の関係部局間及び関係機関の体制整備	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 こどもみらい課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 市民相談課 児童生徒支援課	◎
2-2-2-2	【再掲】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 こどもみらい課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 市民相談課 児童生徒支援課	◎
2-2-2-3	連携体制の強化	福祉政策課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



(3) 情報共有とICT*活用による支援基盤の整備

現状と課題

アンケート調査では、福祉等に関する情報提供について広報やSNSなどの媒体を活用し、市民に対して分かりやすく、迅速な情報提供を行う必要性の高さがうかがえます。また、制度の狭間の問題や複合的な課題に対して、専門職同士の情報共有を通じた連携強化が求められています。

住民座談会（ワークショップ）では、地域資源やボランティア情報を誰でも入手・発信できる基盤整備が必要であるとの意見がみられ、地域における情報共有の不足が課題としてあげられています。地域福祉の情報を体系的に収集・整理し、住民や関係機関へ適切に提供・発信することが必要です。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 地域の福祉情報が体系的に収集・整理され、わかりやすく、リアルタイムに住民や関係機関へ適切に提供・発信されることを目指します。
- 専門職によるICTの活用により、支援を必要とする人への迅速な対応を目指します。

① 福祉資源マップの作成・活用

必要な支援やつながりを誰もが活用できるよう、地域の資源や支援情報を提供します。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
2-3-1-1	社会資源の収集と整理	福祉政策課（市社協）	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

② ICTツールの導入



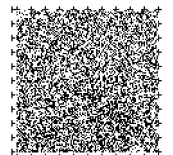
ICTを活用し、災害時や日常の福祉・医療情報を安全に共有・発信する仕組みを整え、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

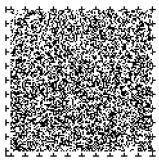
（※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。）

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
2-3-2-1	ICTを用いた福祉・医療情報の公開・発信・共有の推進	福祉政策課	◎
2-3-2-2	ICTを活用した位置情報探索システムの活用	高齢者支援課	●
2-3-2-3	障害者支援アプリの導入	障害福祉課	■
2-3-2-4	Eメール119番・Net119番通報登録	指令情報課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画





目標3 制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進

(1) 既存の制度やサービスが届きにくい人へのセーフティネットの強化

(鎌倉市生活困窮者自立支援計画)

※生活困窮者自立支援法第7条に基づく「市町村生活困窮者自立支援計画」として位置付けます。

本計画では、生活困窮に陥った人々が経済的な困難を乗り越え、再び地域の中で自立した生活を営むことを支援することを目的とし、経済的支援だけでなく、相談支援を通じて課題を整理し、就労、住居、家計、地域とのつながりなど、多面的な支援を一体的に進めることで、持続的な自立を促進します。

鎌倉市生活困窮者自立支援計画（目標3（1）が内包する計画）

【概要】

生活困窮者自立支援法に基づき、誰もが安心して相談できる体制の整備と、相談から自立に至るまでの切れ目のない支援が求められています。

本市では、国の方針を踏まえて、平成27年度（2015年度）から生活困窮者自立支援事業を実施し、自立相談支援や住居確保給付金、就労準備支援、家計改善支援、学習支援、ひきこもり支援など、生活課題に応じた多様な支援を展開しています。また、令和4年度（2022年度）からは重層的支援体制整備事業を開始し、制度の狭間にある人々に包括的な支援を届ける仕組みの充実を図っています。

【趣旨】

本計画では、生活困窮に陥った人々が経済的な困難を乗り越え、再び地域の中で自立した生活を営むことを支援することを目的とし、経済的支援だけでなく、相談支援を通じて課題を整理し、就労、住居、家計、地域とのつながりなど、多面的な支援を一体的に進めることで、持続的な自立を促進します。

現状と課題

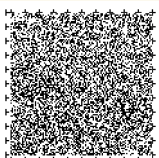
市民へのアンケート調査では、市役所以外の生活困窮者の相談窓口となる「インクル相談室鎌倉」について、「名前も内容も知らない」と回答した市民の割合が8割を超えており、市民への窓口周知が不足していることがうかがえます。

福祉団体のアンケート調査では、生活困窮者や複合的な課題を抱える世帯への対応が不足していると認識する団体が半数に及び、7割以上が支援体制の拡充が必要と考え、関係機関の連携強化や支援員の増員が必要としています。

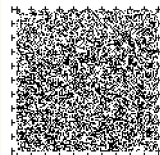
住民座談会（ワークショップ）では、生活困窮者やひきこもりの状態にある人など、困りごとを表に出しにくい人に寄り添う支援が求められているという意見がみられ、柔軟な対応や継続的な支援が課題となっています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。



生活困窮者など既存の制度やサービスが届きにくい人に対し、一人ひとりの状況に応じた包括的・継続的な相談・支援体制を強化し、安心して自立した生活環境が徐々に構築されることを目指します。



① 生活困窮者支援

生活に困難を抱える人々が安心して相談・支援を受けられる体制を整え、就労や学習、住まい等、生活の自立を総合的に支えます。

【主な取組】

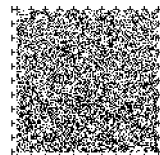
番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-1-1-1	生活困窮者に対する相談支援体制の充実	生活福祉課	◎
3-1-1-2	住まいに課題を抱える人への支援 (住居確保給付金・シェルター事業)	生活福祉課	◎
3-1-1-3	家計改善支援事業	生活福祉課	◎
3-1-1-4	就労準備支援事業	生活福祉課	◎
3-1-1-5	子どもの学習・生活支援事業	生活福祉課	◎
3-1-1-6	生活困窮者等への食料支援	生活福祉課	◎
3-1-1-7	【再掲】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 こどもみらい課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 市民相談課 児童生徒支援課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

鎌倉 FiKA

鎌倉 FiKA (フィーカ) は、デンマーク発祥の「フォルケホイスコーレ」(試験や成績がない生涯学習のための教育機関) の考え方を参考にした、鎌倉市独自の学びと対話の6日間プログラムです。フィーカはスウェーデン語でティータイムの意味で、参加者は鎌倉の自然の中で語り、他者の言葉に耳を傾けながら自分の思いにも向き合います。年2ターム「自分に会う6日間」として実施。材木座海岸で焚き火を囲む対話など、普段は出会わない者同士が交流し、これからを考える時間を提供しています。

対話や身体表現を重ね、安心して他者や地域とつながる関係を育むとともに、困りごとを抱える人が支援される側に固定されず、地域の一員として支えあいの輪に加わる「社会参加への入口」を広げる取組でもあります。背景の多様な参加者が、学びあいを通じてつながりや信頼を編み直すことで、主体的に動き出す意欲が湧いたり、SOSが出せたり、自ら地域づくりに乗り出したりと、様々な広がりを生み出しています。



② ひきこもり支援

ひきこもり地域支援センターとして、ひきこもりの状態にある人が安心して相談できる環境を整え、支援機関や地域とのつながりをつくり、伴走的な支援を行い、社会参加へつなげます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-1-2-1	相談支援体制の充実	生活福祉課	◎
3-1-2-2	居場所づくり	生活福祉課	◎
3-1-2-3	支援ネットワークの充実	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 市民健康課 こども家庭相談課 青少年課 市民相談課 産業課 児童生徒支援課	◎
3-1-2-4	当事者・家族同士の交流の場づくり	生活福祉課	◎
3-1-2-5	ひきこもりについての理解を深めるための広報及び啓発	生活福祉課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

③ 相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化

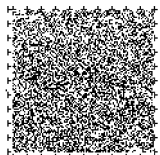
※【目標2(1)①再掲】

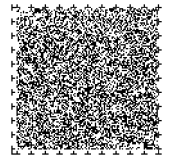
誰もが気軽に相談できる窓口と支援体制を整え、対象を問わず、多様な困りごとに総合的に対応します。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-1-3-1	【再掲】(市社協)なんでも相談窓口の運営支援	福祉政策課(市社協)	◎
3-1-3-2	【再掲】貸付制度の相談支援	生活福祉課(市社協) こどもみらい課	◎
3-1-3-3	【再掲】総合的な相談体制の整備	福祉政策課 市民相談課	◎
3-1-3-4	【再掲】障害福祉相談員による相談・支援	障害福祉課	■
3-1-3-5	【再掲】地域子育て支援活動(わくわく広場等)の実施	保育・幼稚園課	★
3-1-3-6	【再掲】ひとり親家庭の相談窓口の充実	こどもみらい課	★
3-1-3-7	【再掲】子育てに関する相談窓口の充実	こどもみらい課 こども家庭相談課	★
3-1-3-8	【再掲】子どもの貧困対策に係る支援の充実	こどもみらい課 こども家庭相談課	★
3-1-3-9	【再掲】福祉総合相談窓口の設置・運営	市民相談課	◎

◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画





④ 関係機関の連携強化と多機関協働の推進

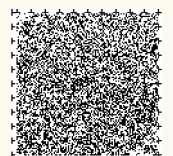
※【目標2(1)②再掲】

複雑化・複合化する支援ニーズに庁内・関係機関が協働して対応し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うよう取り組みます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-1-4-1	【再掲】市社協の相談体制への支援	福祉政策課	◎
3-1-4-2	【再掲】切れ目のない支援を支える庁内連携の推進(重層的支援体制整備事業の推進)	福祉政策課	◎
3-1-4-3	【再掲】高齢者の相談窓口の充実	高齢者支援課	●
3-1-4-4	【再掲】高齢者に対する総合的な支援体制の確立	高齢者支援課 介護保険課	●
3-1-4-5	【再掲】障害者の相談窓口の充実	障害福祉課	■
3-1-4-6	【再掲】鎌倉市障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携の促進	障害福祉課	■
3-1-4-7	【再掲】障害者が地域で暮らすための地域包括支援体制等の整備	障害福祉課	■
3-1-4-8	【再掲】学齢期から成人期への円滑な移行と切れ目のない支援体制の確立	障害福祉課	◎
3-1-4-9	【再掲】健康に関する相談窓口の開設	市民健康課	◆
3-1-4-10	【再掲】自殺対策に向けた取組の強化	市民健康課	◆
3-1-4-11	【再掲】子育てに関する相談窓口の充実	こどもみらい課 こども家庭相談課	★
3-1-4-12	【再掲】子育て情報提供の充実	こどもみらい課	★
3-1-4-13	【再掲】学齢期における発達・家庭課題の一体的支援と教育・福祉の連携による成人期への円滑な移行	こども家庭相談課	★
3-1-4-14	【再掲】早期療育に向けた支援体制の確立	発達支援室	◎
3-1-4-15	【再掲】発達の相談支援に関する窓口の充実	発達支援室	◎
3-1-4-16	【再掲】ドメスティックバイオレンス(DV)の相談窓口の充実	市民相談課	◇
3-1-4-17	【再掲】消費生活相談窓口の充実	市民安全課	◇
3-1-4-18	【再掲】住宅確保要配慮者に対する居住支援対策	都市計画課	◇
3-1-4-19	【再掲】居住支援相談窓口に関する情報提供と利用促進	都市計画課	◇
3-1-4-20	【再掲】鎌倉市いじめ相談ダイヤルの周知及び鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会の実施	学校教育課 児童生徒支援課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



⑤ アウトリーチや参加支援による伴走支援

※【目標2（1）③再掲】

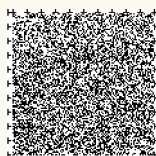
社会的に孤立する人々へ、訪問や参加支援を通じて寄り添い、安心して社会参加や支援に関われる環境を整えます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-1-5-1	【再掲】アウトリーチ等を通じた継続的支援	福祉政策課	◎
3-1-5-2	【再掲】社会的に孤立している人への社会参加の 機会の創出	福祉政策課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画

◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



(2) 制度や分野の狭間にある課題への領域横断的な対応の推進

現状と課題

アンケート調査では、福祉団体から、制度の狭間にある人への支援の充実を求める意見が約8割と高くなっています。あわせて、福祉団体自身も、限られた資源を有効に活用し、関係機関とのネットワークを強化することで、より連携した支援体制を整える必要性を感じていることがうかがえます。

住民座談会（ワークショップ）では、生活困窮者やひきこもり状態の人など、困りごとを表に出しにくい人への寄り添った支援の必要性が指摘されており、支援を必要とする住民が声を上げやすい環境づくりが課題となっています。

【 取組と目標を結ぶビジョン 】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- ・ 複雑化・複合化した課題を抱える住民にとって相談しやすい環境を整え、本人の意思を尊重しながら、専門職が一人ひとりの状況に応じた支援の提供を目指します。

① 声を上げやすい・相談しやすい環境整備

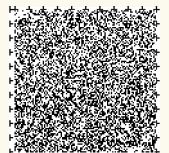
孤独・孤立状態にあり、声を上げることが難しいなど支援につながりにくい人に対し、困りごとに関し声を上げやすく、気軽に相談しやすい環境を整えます。

【 主な取組 】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-2-1-1	ケアラー支援に向けた広報及び啓発	福祉政策課 市民健康課 こども家庭相談課	◎
3-2-1-2	ケアラーを社会全体で支えるための広報及び啓発	福祉政策課 こども家庭相談課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画

◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



② 人と人とのつながりを生むための分野横断的な連携の促進

庁内・関係機関における専門職間の連携を促進することで、分野や領域を超えた連携が活化するよう取り組みます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-2-2-1	【再掲】 市の関係部局間及び関係機関の体制整備	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 こどもみらい課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 市民相談課 児童生徒支援課	◎
3-2-2-2	ダブルケア対策の推進に関する情報提供と利用促進	福祉政策課 高齢者支援課 保育・幼稚園課 こども家庭相談課 市民相談課	◎
3-2-2-3	【再掲】高齢者に対する総合的な支援体制の確立	介護保険課 高齢者支援課	●

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

③ 相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化

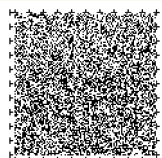
※【目標2（1）①再掲】

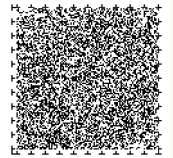
誰もが気軽に相談できる窓口と支援体制を整え、対象を問わず、多様な困りごとに総合的に対応します。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-2-3-1	【再掲】（市社協）なんでも相談窓口の運営支援	福祉政策課（市社協）	◎
3-2-3-2	【再掲】貸付制度の相談支援	生活福祉課（市社協） こどもみらい課	◎
3-2-3-3	【再掲】総合的な相談体制の整備	福祉政策課 市民相談課	◎
3-2-3-4	【再掲】障害福祉相談員による相談・支援	障害福祉課	■
3-2-3-5	【再掲】 地域子育て支援活動（わくわく広場等）の実施	保育・幼稚園課	★
3-2-3-6	【再掲】ひとり親家庭の相談窓口の充実	こどもみらい課	★
3-2-3-7	【再掲】子育てに関する相談窓口の充実	こどもみらい課 こども家庭相談課	★
3-2-3-8	【再掲】子どもの貧困対策に係る支援の充実	こどもみらい課 こども家庭相談課	★
3-2-3-9	【再掲】福祉総合相談窓口の設置・運営	市民相談課	◎

◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画





④ 関係機関の連携強化と多機関協働の推進

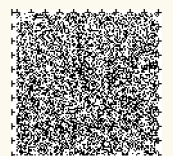
※【目標2(1)②再掲】

複雑化・複合化する支援ニーズに庁内・関係機関が協働して対応し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うよう取り組みます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-2-4-1	【再掲】市社協の相談体制への支援	福祉政策課	◎
3-2-4-2	【再掲】切れ目のない支援を支える庁内連携の推進(重層的支援体制整備事業の推進)	福祉政策課	◎
3-2-4-3	【再掲】高齢者の相談窓口の充実	高齢者支援課	●
3-2-4-4	【再掲】高齢者に対する総合的な支援体制の確立	高齢者支援課 介護保険課	●
3-2-4-5	【再掲】障害者の相談窓口の充実	障害福祉課	■
3-2-4-6	【再掲】鎌倉市障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携の促進	障害福祉課	■
3-2-4-7	【再掲】障害者が地域で暮らすための地域包括支援体制等の整備	障害福祉課	■
3-2-4-8	【再掲】学齢期から成人期への円滑な移行と切れ目のない支援体制の確立	障害福祉課	◎
3-2-4-9	【再掲】健康に関する相談窓口の開設	市民健康課	◆
3-2-4-10	【再掲】自殺対策に向けた取組の強化	市民健康課	◆
3-2-4-11	【再掲】子育てに関する相談窓口の充実	こどもみらい課 こども家庭相談課	★
3-2-4-12	【再掲】子育て情報提供の充実	こどもみらい課	★
3-2-4-13	【再掲】学齢期における発達・家庭課題の一体的支援と教育・福祉の連携による成人期への円滑な移行	こども家庭相談課	★
3-2-4-14	【再掲】早期療育に向けた支援体制の確立	発達支援室	◎
3-2-4-15	【再掲】発達の相談支援に関する窓口の充実	発達支援室	◎
3-2-4-16	【再掲】ドメスティックバイオレンス(DV)の相談窓口の充実	市民相談課	◇
3-2-4-17	【再掲】消費生活相談窓口の充実	市民安全課	◇
3-2-4-18	【再掲】住宅確保要配慮者に対する居住支援対策	都市計画課	◇
3-2-4-19	【再掲】居住支援相談窓口に関する情報提供と利用促進	都市計画課	◇
3-2-4-20	【再掲】鎌倉市いじめ相談ダイヤルの周知及び鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会の実施	学校教育課 児童生徒支援課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



⑤ アウトリーチや参加支援による伴走支援

※【目標2（1）③再掲】

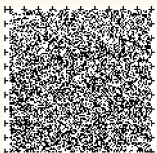
社会的に孤立する人々へ、訪問や参加支援を通じて寄り添い、安心して社会参加や支援に関われる環境を整えます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-2-5-1	【再掲】アウトリーチ等を通じた継続的支援	福祉政策課	◎
3-2-5-2	【再掲】社会的に孤立している人への社会参加の 機会の創出	福祉政策課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画

◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



(3) ケアラーへの支援

現状と課題

【 取組と目標を結ぶビジョン 】

アンケート調査では、「ケアラー」という言葉についての認知度は約8割と高いものの、その内容まで理解している市民は4割に満たないことがうかがえます。

また、ケアラー支援に関する認知度は低く、ヤングケアラーへの対応やケアラーの孤立防止など、支援の必要性や課題が十分に周知されていない状況が課題となっています。

住民座談会（ワークショップ）では、負担を抱えるケアラーへの支援が必要であるという意見がみられ、ケアラー支援の具体的な仕組みや対応策の整備が求められています。

【 取組と目標を結ぶビジョン 】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- ・ ケアラーが安心して相談・交流できる場が整備され、支援者や関係機関間での円滑な連携が進むことで、ケアを必要とする人とケアラーを包括した切れ目のない支援体制の構築を目指します。
- ・ ケアラー支援に関する理解や対応力が地域社会全体で高まることを目指します。

① ケアラー支援窓口の運営

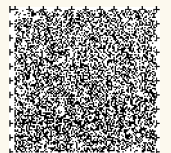


ケアラーが気軽に相談できる体制の充実に向けて、人材育成等に取り組みます。
 （※本施策は「人材育成」に関する横断的な取組として位置づけています。）

【 主な取組 】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-3-1-1	ケアラー支援に係る人材の育成	福祉政策課 こども家庭相談課	◎
3-3-1-2	相談支援体制の充実	福祉政策課 市民相談課 こどもみらい課 保育・幼稚園課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 生活福祉課 高齢者支援課 介護保険課 障害福祉課 市民健康課 児童生徒支援課 産業課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



② ケアラーまたは当事者同士のピアサポート体制の構築



ケアラーや当事者が安心して集まり交流できる場を整備し、互いに支え合うピアサポートの仕組みをつくります。

(※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。)

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-3-2-1	当事者団体等への支援	福祉政策課 こども家庭相談課	◎
3-3-2-2	ヤングケアラーへの支援	こども家庭相談課	★
3-3-2-3	ケアラー・ヤングケアラー・若者ケアラー*の居場所の提供	こども家庭相談課 青少年課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

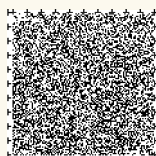
③ ケアラー支援に係る制度周知

ケアラーが利用できる支援制度やサービスの認知度の向上を図り、適切な利用につながるよう、わかりやすい情報提供を行います。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-3-3-1	【再掲】障害者支援アプリの導入	障害福祉課	■

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



※*が付いた用語は資料編「用語解説」
(128～137 ページ)をご参照ください。

④ ケアラー支援にかかる関係機関の連携強化と多機関協働の推進

複雑化・複合化する支援ニーズに庁内・関係機関が協働して対応し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うよう取り組みます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-3-4-1	【再掲】 市の関係部局間及び関係機関の体制整備	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 こどもみらい課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 市民相談課 児童生徒支援課	◎
3-3-4-2	【再掲】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 こどもみらい課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 市民相談課 児童生徒支援課	◎
3-3-4-3	【再掲】連携体制の強化	福祉政策課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

⑤ ケアラーへの伴走支援

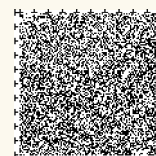
社会的に孤立する人々へ、訪問や参加支援を通じて寄り添い、安心して社会参加や支援に関われる環境を整えます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-3-5-1	【再掲】アウトリーチ等を通じた継続的支援	福祉政策課	◎
3-3-5-2	【再掲】社会的に孤立している人への社会参加の 機会の創出	福祉政策課	◎
3-3-5-3	ヤングケアラー・コーディネーターの配置	こども家庭相談課	◇
3-3-5-4	スクールソーシャルワーカー*の配置	児童生徒支援課	◇

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

※*が付いた用語は資料編「用語解説」
 (128～137 ページ) をご参照ください。



⑥ ケアラーへの支援メニューの開発

ケアラーが安心して支援を受けられるよう、相談や情報提供など多様な支援メニューを整備します。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-3-6-1	【再掲】 市の関係部局間及び関係機関の体制整備	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 こどもみらい課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 市民相談課 児童生徒支援課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

ケアラー支援の取組

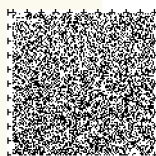
ケアラーとは、家族等の介護・看病・世話を担う人で、負担が重なると心身の不調につながりやすくなります。鎌倉市ではケアラー支援条例を踏まえ、相談体制の整備、情報提供、理解啓発、関係機関の連携を進めています。ヤングケアラーや若者ケアラーに対しては、学校・職場・地域と連携して早期に負担感に気づくことも大切です。ケアラー支援では、ケアを家庭内の問題として抱え込まないよう、本人の希望に沿った負担軽減や福祉サービス、安心して過ごせる場の利用につなげるほか、地域全体で支える仕組みを広げます。

ケアラーは、時にケアを優先せざるを得ず、自分らしく生きる機会を失うことがあります。また、誰にも相談できず悩みを抱え、心身を疲弊させることは、孤独・孤立の誘因となり、深刻な状況を招きかねません。ケアを必要とする人への支援の充実も含め、包括的な対応を図る必要があります。

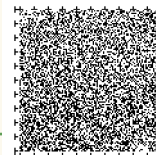


【この人もケアラーです】

<p>二人暮らしの老老介護</p>  <p>高齢者が、病気の高齢者のケアをしているケース。自分の不調を後まわしにして、共倒れになりがちです。</p>	<p>家族に病気の自覚がない</p>  <p>不調を抱えた親等が社会から孤立すると、支援とつながるのは極めて困難。周囲からの発見・相談がとても大切。</p>	<p>家族のケアで仕事に出られない</p>  <p>病気や障害に限らず、常に気にかけて、何よりも優先する必要がある「ケア」です。家族の中の問題だと思わず、ご相談を。</p>
--	--	---



(4) 全世代・多様な人の自立と居住を支える地域づくり



【現状と課題】

住民座談会（ワークショップ）では、バスの本数減少により交通手段の確保が課題として挙げられており、特に免許返納後の移動手段が不足しているとの意見がみられ、外出や地域活動へのアクセスの制限が課題となっています。

アンケート調査では、犯罪歴のある人々の社会復帰の支援について「不足」と回答した割合が31.0%であり、加えて、今後の方向性として「現状維持」や「拡充希望」が合わせて8割となっており、支援に対するニーズが引き続き高いことがうかがえます。加えて、再犯防止に向けた差別や偏見をなくすための周知・啓発の取組が必要です。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

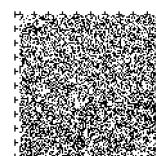
- 年齢や状況に関わらず、誰もが安心して暮らせるよう、居住環境の整備やバリアフリー化が推進されることで、市民が安心して外出できる環境が整い、移動の利便性の向上と社会参加の促進が図られることを目指します。
- 地域に暮らす出所者や保護観察*対象者が、相談支援や見守り、交流活動、福祉サービスなどを通じて、自立した生活を続けられる体制が整うことを目指します。

鎌倉市の居住支援の取組

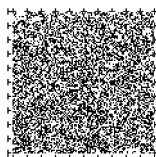
住まいは、健康、仕事、人間関係など生活全体の土台です。鎌倉市では、住まいの確保が難しい人が地域で暮らし続けられるよう、鎌倉市居住支援協議会を立ち上げ、取組を進めています。支援の対象は高齢者、若者、障害者、DV 被害者、生活困窮者、外国人などさまざまで、一人ひとりに応じて支援を組み合わせる必要があります。

住まいの課題は「部屋が見つからない」ことだけでなく、収入の不安、保証人の不在、滞納歴、心身の不調、近隣に対する不安などが重なると、入居後の生活を継続するのが難しくなります。そこで、相談から入居支援、入居後の見守り、トラブル対応まで切れ目なく対応できるよう、住宅・福祉を担当する関係課、支援団体、家主・不動産関係者が連携し、支援をつなぐことが大切です。家計悪化や孤立、体調悪化などを早期に見つけ、住まいを失う前に相談につなげていく予防的な支援も必要です。一方、貸す側には誤解や偏見も残り、配慮が必要な人や単身高齢者の入居を不安視する声があります。国は住宅セーフティネット制度*の見直しを進め、地域の居住支援体制の整備や入居中サポートを組み合わせた仕組み(居住サポート住宅*等)を位置づけています。

鎌倉市居住支援協議会では、多職種のネットワークを育て、地域の見守りや居場所ともつなげながら、役割や連絡体制を共有し、「困ったときに誰がフォローするか」を見える化する取組を進めており、貸す側・借りる側双方の不安を減らし、だれもが望む場所で自分らしく暮らし続けられる地域をめざして活動を行っています。



※*が付いた用語は資料編「用語解説」(128～137 ページ)をご参照ください。



① 年齢や状況にかかわらず安心して暮らせる居住環境と生活基盤の整備

年齢や状況に関わらず、誰もが安心して暮らせるよう、就労等の生活支援のほか、居住環境の整備、バリアフリー化を進め、自立して暮らしやすい環境を整えます。

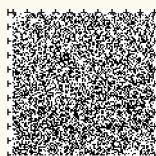
なお、現在、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく対応が必要な範囲と、それ以外の施設・事業における改善の取組が併存し、担当課が分散しているため、3年後の計画見直しに向け、市としてバリアフリー推進の全体像を整理することが期待されます。

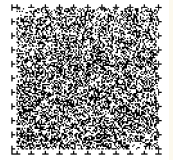
【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-4-1-1	高齢者福祉施設の整備	介護保険課	●
3-4-1-2	高齢者住宅改修費の支給	介護保険課	●
3-4-1-3	障害者グループホーム設置補助	障害福祉課	■
3-4-1-4	障害者等への就労支援	障害福祉課	■
3-4-1-5	重度障害者住宅設備改造工事費の助成	障害福祉課	■
3-4-1-6	保育園の整備	保育・幼稚園課	★
3-4-1-7	いわゆる「ごみ屋敷」への取組	環境保全課	◎
3-4-1-8	鎌倉市立地適正化計画の推進	都市計画課	◇
3-4-1-9	公共交通機関の施設に係るバリアフリーに向けた取組	交通計画課	■
3-4-1-10	建築物に係るバリアフリー街づくりに向けた取組	建築指導課	◎
3-4-1-11	公園に係るバリアフリー街づくりに向けた取組	みどり公園課	■
3-4-1-12	歩道の段差切下げ	道路河川整備課	■
3-4-1-13	駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進	道路河川整備課	■
3-4-1-14	市営住宅のバリアフリー化	生活福祉課	◇
3-4-1-15	【再掲】住宅確保要配慮者に対する居住支援対策	都市計画課	◇
3-4-1-16	【再掲】居住支援相談窓口に関する情報提供と利用促進	都市計画課	◇
3-4-1-17	学校施設改修時におけるバリアフリー化の推進	学校施設課	◇
3-4-1-18	学校看護師の配置	学校教育課	◇
3-4-1-19	特別支援学級及び通級指導教室の運営及び指導の充実	学校教育課	◇

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画

◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画





② 移動や外出に関する利便性の向上

市民が安心して外出できる環境を整えることで、移動の利便性と社会参加の促進を図ります。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-4-2-1	福祉有償運送の推進	高齢者支援課 障害福祉課	●
3-4-2-2	外出支援策の検討	高齢者支援課 交通計画課	●
3-4-2-3	車いすの貸出し	障害福祉課 (市社協)	◎
3-4-2-4	障害者の外出支援	障害福祉課	■
3-4-2-5	障害者福祉タクシー*利用料金等助成事業	障害福祉課	■
3-4-2-6	クールシェアスポット*の設置	環境政策課	◇

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

③ 社会復帰と地域定着を支える再犯防止の地域支援（鎌倉市再犯防止推進計画）



※再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「市町村再犯防止推進計画」として位置付けます。

鎌倉市再犯防止推進計画（目標3（4）③が内包する計画）

【概要】

本市では、再犯の防止等の推進に関する法律及び法務省が策定する再犯防止推進計画の方向性を踏まえ、再犯防止に関する施策を推進しています。

刑を終えて出所した以降、安定した就労や住居を欠く人、依存症や社会的孤立等の複合的な課題を抱える人が存在し、刑事司法手続きだけでなく地域での継続的な生活支援が不可欠です。

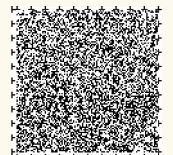
そのため、地域での見守りや支援を通じ、出所者が安心して社会に復帰できる環境を整え、安全で安心して暮らせる、支え合うまちづくりを推進することが重要です。

【趣旨】

本計画では、国の方針を踏まえて、再犯を未然に防ぎ、地域における安全と自立・社会復帰を両立させる支援体制を構築するため、出所者や保護観察対象者が孤立せず、地域の中で働き、居住し、支援を得られるよう、雇用・住居・医療・福祉・教育などの分野を横断的に連携させ、切れ目のない支援を行います。

地域での見守りや庁内・関係機関が協働して行う支援を通じ、出所者や保護観察対象者が安心して社会に復帰できるよう、地域で働き、居住し、必要な支援を受けられる環境を整え、安全で支え合うまちづくりを推進します。

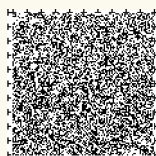
（※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。）



【 主な取組 】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-4-3-1	刑務所・少年院*出所者を雇用する協力雇用主への情報提供（制度の周知）	福祉政策課	◎
3-4-3-2	社会を明るくする運動の推進	福祉政策課	◎
3-4-3-3	保護司等の民間ボランティアへの協力	福祉政策課	◎
3-4-3-4	出所者等の住居確保や医療・福祉サービス利用への支援	福祉政策課	◎
3-4-3-5	保護観察対象者への就労支援	福祉政策課 職員課	◎
3-4-3-6	【再掲】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 こどもみらい課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 市民相談課 児童生徒支援課	◎
3-4-3-7	刑務所・少年院出所者の協力雇用主への入札優遇措置	契約検査課	◎
3-4-3-8	地域での安全安心推進活動	市民安全課	□
3-4-3-9	地域巡回パトロールの実施・子ども110番の周知	市民安全課 学校教育課	□
3-4-3-10	【再掲】住宅確保要配慮者に対する居住支援対策	都市計画課	◇

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



(5) 権利擁護にかかる専門性の向上と支援制度の理解促進

【 現状と課題 】

アンケート調査では、市民の成年後見制度についての認知度は約8割に達しているものの、具体的な内容を理解している人は4割にとどまる状況がうかがえます。

また、福祉団体では、成年後見制度に基づく権利擁護の仕組みについて「不足」と回答した割合が4割、「拡充希望」が約6割となっており、制度の周知や市民後見人の育成・活用を進める環境整備が課題となっています。

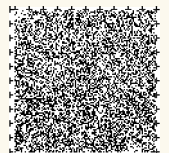
住民座談会（ワークショップ）では、成年後見制度の活用促進や虐待防止の必要性について、多くの意見が寄せられており、プライバシーに配慮した権利擁護の仕組みを求める声も見られました。

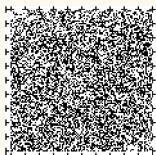
虐待防止に関しては、相談窓口の体制の充実や、早期発見・早期対応の実現に向けた仕組みづくりが課題です。特に、多職種でのケーススタディを通じた知見の蓄積が早期発見・早期対応に向けた人材育成につながるということが指摘されているほか、権利擁護を必要とする人が生活する地域社会での見守りのあり方や相談窓口に関する情報提供のあり方も課題となっています。

【 取組と目標を結ぶビジョン 】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 成年後見センターや関係機関を中心に、市民後見人の養成・活用や、成年後見制度の相談・利用支援が実施され、成年後見制度の利用促進が図られることを目指します。
- こども・高齢者・障害者虐待の防止に向けて、関係機関が連携し、早期発見・早期対応に取り組むことを目指します。





① 成年後見制度の普及（鎌倉市成年後見制度利用促進計画）

※成年後見制度利用促進法第6条に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」として位置付けます。

鎌倉市成年後見制度利用促進計画（目標3（5）①が内包する計画）

【概要】

国では、平成28年（2016年）に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、第二期成年後見制度利用促進基本計画において、「地域共生社会」の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

また近年、成年後見制度の利用促進をより実効的に進めるため、制度の見直しや運用改善に関する検討が議論されています。令和6年（2024年）2月には、法制審議会に対し成年後見制度の見直しについて諮問され、法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等の課題に対する制度の見直しについて審議されているところです。

【趣旨】

成年後見制度は、認知症高齢者や障害者など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

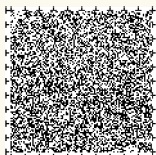
本計画では、自分で判断することが難しい人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行うことで、市民一人ひとりの権利と生活を守り、市民が相談や支援を受けやすい環境を整備します。

成年後見制度の内容や利用方法を市民に広く周知し、相談や支援を受けやすい環境を整え、成年後見制度の利用促進につなげます。

【主な取組】（令和8年度（2026年度）のみ、本計画で評価を実施予定）

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-5-1-1	成年後見制度にかかる中核機関の設置	高齢者支援課 障害福祉課	◎●■
3-5-1-2	成年後見センターの利用促進と機能充実	高齢者支援課 障害福祉課	◎●■
3-5-1-3	成年後見制度利用相談の充実	高齢者支援課 障害福祉課	◎●■
3-5-1-4	成年後見制度利用助成金の交付	高齢者支援課 障害福祉課	◎●■
3-5-1-5	成年後見制度の利用支援	高齢者支援課 障害福祉課	◎●■
3-5-1-6	市民後見人の養成・活用	高齢者支援課 障害福祉課	◎●■

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



② 虐待防止の推進

市民や事業者に虐待防止の知識や相談窓口を周知し、こども・高齢者・障害者への虐待を未然に防ぐ体制を整えます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-5-2-1	高齢者・障害者虐待の未然防止	高齢者支援課 障害福祉課	●■
3-5-2-2	虐待防止の周知・啓発	高齢者支援課 障害福祉課 こども家庭相談課	●■★
3-5-2-3	高齢者・障害者・児童虐待防止ネットワークを中心とした取組の強化	高齢者支援課 障害福祉課 こども家庭相談課	●■★
3-5-2-4	市民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進	高齢者支援課 障害福祉課 こども家庭相談課	●■★
3-5-2-5	保育園等における虐待に関する通報および苦情解決制度の周知と適正な運用	保育・幼稚園課	★
3-5-2-6	児童虐待の未然防止	こども家庭相談課	★
3-5-2-7	【再掲】Eメール119番・Net119番通報登録	指令情報課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

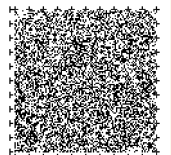
③ 相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化

※【目標2(1)①再掲】

誰もが気軽に相談できる窓口と支援体制を整え、対象を問わず、多様な困りごとに総合的に対応します。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-5-3-1	【再掲】(市社協)なんでも相談窓口の運営支援	福祉政策課(市社協)	◎
3-5-3-2	【再掲】貸付制度の相談支援	生活福祉課(市社協) こどもみらい課	◎
3-5-3-3	【再掲】総合的な相談体制の整備	福祉政策課 市民相談課	◎
3-5-3-4	【再掲】障害福祉相談員による相談・支援	障害福祉課	■
3-5-3-5	【再掲】地域子育て支援活動(わくわく広場等)の実施	保育・幼稚園課	★
3-5-3-6	【再掲】ひとり親家庭の相談窓口の充実	こどもみらい課	★
3-5-3-7	【再掲】子育てに関する相談窓口の充実	こどもみらい課 こども家庭相談課	★



番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-5-3-8	【再掲】子どもの貧困対策に係る支援の充実	こどもみらい課 こども家庭相談課	★
3-5-3-9	【再掲】福祉総合相談窓口の設置・運営	市民相談課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

④ 横断的会議体の運営

庁内・関係機関が分野を超えて集まり、情報共有や連携を深めることで、複雑な支援ニーズにも一体的に対応できる体制を整えます。

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-5-4-1	【再掲】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応	福祉政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 こどもみらい課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室 市民相談課 児童生徒支援課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画

⑤ 支援制度の案内と住民向け情報発信の充実

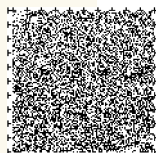


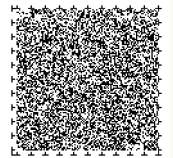
権利擁護にかかる取組に資するため、庁内・関係機関が連携し、生活や福祉に関する制度・支援情報を分かりやすく発信します。また、誰もが必要な情報にアクセスし、安心して支援を利用できる環境を整えます。

(※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。)

【主な取組】

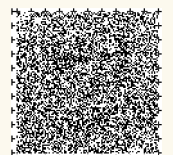
番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-5-5-1	福祉制度や医療制度に関する情報発信と利用促進	福祉政策課	◎
3-5-5-2	社会資源の情報提供と支援の利用促進	福祉政策課	◎
3-5-5-3	市社協広報紙の発行支援を通じた情報提供と支援の利用促進	福祉政策課（市社協）	◎
3-5-5-4	貸付制度の周知	生活福祉課（市社協） こどもみらい課	★
3-5-5-5	分野横断的な福祉サービスの展開に関する情報提供と利用促進	福祉政策課 市民相談課	◎
3-5-5-6	防犯教室や街頭キャンペーンなどによる防犯啓発事業	福祉政策課（市社協） 市民安全課	□





番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-5-5-7	家族介護者に対する支援の情報提供と利用促進	高齢者支援課	●
3-5-5-8	高齢者向け福祉サービスの案内・情報提供の充実	高齢者支援課	●
3-5-5-9	日常生活自立支援事業の周知	高齢者支援課 障害福祉課	●
3-5-5-10	成年後見制度に関する情報提供と利用促進	高齢者支援課 障害福祉課	●■
3-5-5-11	高齢者相談窓口に関する情報提供と利用促進	高齢者支援課	●
3-5-5-12	認知症施策に関する情報提供と利用促進	介護保険課	●
3-5-5-13	福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供	介護保険課 障害福祉課	●■
3-5-5-14	障害関係の当事者団体の周知	障害福祉課	■
3-5-5-15	障害者雇用に関する情報提供と理解促進	障害福祉課	■
3-5-5-16	障害福祉相談員に関する情報提供と利用促進	障害福祉課	■
3-5-5-17	障害者の相談窓口に関する情報提供と利用促進	障害福祉課	■
3-5-5-18	【再掲】障害者支援アプリの導入	障害福祉課	■
3-5-5-19	障害児者への福祉サービスに関する情報提供と利用促進	障害福祉課 発達支援室	■
3-5-5-20	【再掲】子育て情報提供の充実	こどもみらい課	★
3-5-5-21	子育ての相談窓口に関する情報提供と利用促進	こども家庭相談課	★
3-5-5-22	ひとり親家庭の相談窓口に関する情報提供と利用促進	こどもみらい課	★
3-5-5-23	子育て支援センターに関する情報提供と利用促進	こども家庭相談課	★
3-5-5-24	発達の相談支援に関する窓口に関する情報提供と利用促進	発達支援室	◎
3-5-5-25	点字、音声による情報提供の推進	広報課	■
3-5-5-26	市ホームページ等の充実を通じた情報提供と支援の利用促進	広報課	■★
3-5-5-27	ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口に関する情報提供と利用促進	市民相談課	◇
3-5-5-28	消費生活相談窓口に関する情報提供と利用促進	市民安全課	◇
3-5-5-29	外国籍市民に対する地域情報等の提供の推進	市民相談課	◎
3-5-5-30	外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供の推進	市民相談課	◎
3-5-5-31	安全安心情報メールなどによる情報提供事業	市民安全課	□
3-5-5-32	メール配信による防災・安全情報の提供	市民安全課	□
3-5-5-33	【再掲】 居住支援相談窓口に関する情報提供と利用促進	都市計画課	◇
3-5-5-34	地域の拠点となる施設等への図書貸出に関する情報提供と利用促進	中央図書館	◇

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



(6) 福祉を支える人材の育成・確保（福祉専門人材）

【現状と課題】

アンケート調査では、福祉人材の育成・確保に向けた人材定着のためのキャリア支援や働きやすい職場づくりが重要であることが指摘されており、新たな人材の確保については、育成教育機関との連携強化が必要であることがうかがえます。

住民座談会（ワークショップ）では、福祉専門職の担い手不足が意見として挙げられ、将来的な福祉サービスの維持に向けた人材確保が課題となっています。

このため、具体的な取組として、福祉専門職の確保・定着を支える仕組みの整備や地域での連携を強化していく必要があります。

【取組と目標を結ぶビジョン】

以下は、「現状と課題」を踏まえ、この取組を進めることで中長期的に実現していきたい地域や暮らしの姿（ビジョン）を示したものです。

- 福祉人材の確保と専門性の向上を図ることで、福祉サービスの安定的な提供につなげることを目指します。
- 将来にわたり子育て・介護・障害福祉サービスを支えるため、専門人材の育成と確保を目指します。

① 福祉専門職の確保・定着と市内就労支援の仕組みの整備



福祉の仕事にやりがいを感じながら長く働けるよう、専門職の確保と定着を進めるとともに、市内での就労を支える仕組みを整えます。

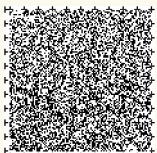
（※本施策は「人材育成」に関する横断的な取組として位置づけています。）

【主な取組】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-6-1-1	福祉人材の確保	介護保険課 障害福祉課 保育・幼稚園課	●■

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画

◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



② 学び合い、支え合う人材育成の仕組みと地域連携体制の構築

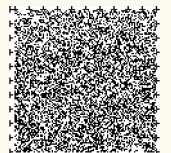


福祉や介護に関わる人たちが互いに学び合い、支え合うことで成長できる環境をつくり、地域全体で人材を育てる仕組みと連携体制を整えます。

【 主な取組 】

番号	取組内容	担当課	位置づけ
3-6-2-1	(介護) 福祉人材が学びあい、ささえあう場の確保	介護保険課 障害福祉課	◎

※◎：本計画、●：高齢者保健福祉計画、■：障害者基本計画、★：こども計画
 ◆：自殺対策計画、□：安全安心まちづくり推進プラン、◇：その他計画



第 5 章

計画評価と推進体制

1 本計画の評価について

(1) これまでの評価の考え方

鎌倉市地域福祉計画（令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度））では、関連する取組の個々の進捗や所管課による点検・評価（内部評価）を積み上げる形で全体評価を行い、年度ごとに推進状況を報告してきました。しかし、評価を行う鎌倉市地域福祉計画推進委員会から、次のような指摘がありました。

- ・事業単体の実施状況や担当課ごとの評価に議論が偏りがちで、目標に照らして鎌倉の地域福祉が全体としてどう進んでいるか（地域の変化）を捉えにくい。目標達成に向けた進展を大きな視点で議論することが必要である。
- ・取組の実施回数や参加者数といった量的指標は示せるが、それによって地域福祉への理解や関わり度合いが深まったか等の質的効果は数値で示しにくい。
- ・目標に紐づく事業の進捗が必ずしも目標達成に直結していないと思われるものもある。
- ・内部評価だけでは、評価の根拠が十分に共有されにくい。
- ・資料に掲載される取組数が多く資料が膨大で、かつ総括的でないため、委員が全ての取組を読み込み評価するのは困難である。

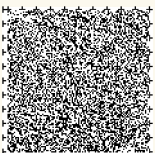
これらを踏まえ、本計画の策定にあたっては、計画の評価および運用体制の見直しを行うこととしました。

(2) 新しい評価の考え方

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの目標ごとに「取り組むべき施策の方向性」と「具体的な施策」を整理し、取組を進めることで「どのような状態を目指しているのか」を共有するための将来像（ビジョン）として「取組と目標を結ぶビジョン」を明示します。評価にあたっては、このビジョンを踏まえ、取組の進捗や成果を把握します。

本計画における評価の対象は、本計画に位置付けた施策・取組とします。

ただし、福祉分野には複数の関連計画が存在し、同一の施策・取組が他の計画でも評価の対象となっている場合があります。このため、他計画における評価結果や進捗情報を共有・活用し、評価の重複を避けつつ、市が中心となって全体の進行管理を行います。



今後の進捗管理においては、目標ごとに、①評価参画者（誰が評価に参加するか）、②どのような観点から評価するか（成果・進展度・質的变化など）、③どのような方法で評価するか（定量・定性の両手法を活用）を予め明確にしたうえで、評価を行います。評価にあたっては、定量的な指標による数値評価と、住民・関係者・専門職など多様な主体の経験や意見を踏まえた定性的な評価を組み合わせ、取組の成果やプロセス、関係性の変化などを把握します。得られた結果は、PDCAサイクルの考え方に基づき、各主体の個々の取組や活動の見直し、施策全体の改善につなげていきます。

本計画の推進にあたっては、市が計画の管理主体として責任を持ちつつ、市社協、福祉事業所、地域団体、ボランティア、市民など多様な関係主体と連携し、それぞれの特性や役割を生かして取り組むこととします。特に、市社協が策定する地域福祉活動計画（通称：かまくらささえあい福祉プラン）との中長期的な連動を見据え、役割分担や協働体制の強化が重要な視点となります。

（目標1）地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

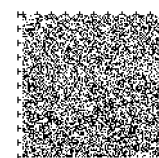
①評価参画者	②評価の視点	③評価方法
市（主管課）、地域住民、地域団体、地域の活動やボランティアの担い手等	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な参加者層の参加促進 ●つながりの広がりや質 ●居場所・活動機会の充実度 ●地域の活動やボランティア等の担い手の育成や定着 	●ヒアリング調査（定性）

（目標2）包括的な支援体制と協働ネットワークの構築

①評価参画者	②評価の視点	③評価方法
市（主管課）、社会福祉法人、民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●多機関連携の実効性 ●重層的支援体制の推進度 ●地域づくりにかかる新たな取組・仕組みの創出状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査（定性・定量） ●ヒアリング調査（定性） ●数値目標の検証（定量）

（目標3）制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進

①評価参画者	②評価の視点	③評価方法
市（主管課）、社会福祉法人、民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●多機関連携の実効性 ●権利擁護の強化 ●制度周知の充実度 ●新たな狭間の発見・対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査（定性・定量） ●ヒアリング調査（定性） ●数値目標の検証（定量）

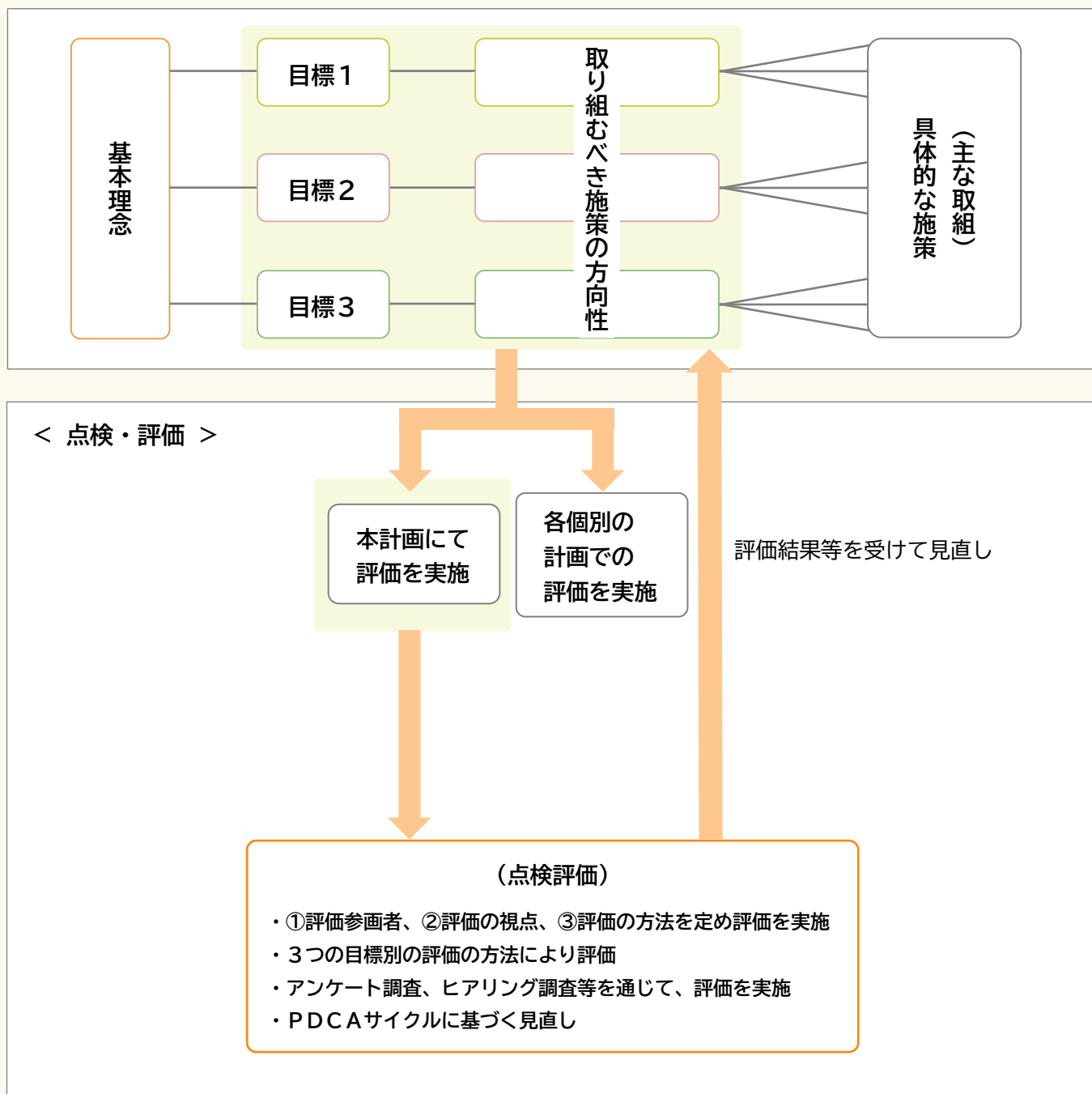


(3) 評価の進め方

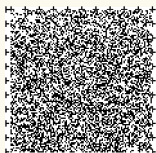
本計画では、毎年、目標ごとの評価の視点を踏まえて、関係する評価参画者とともに、評価シートを用いて、評価を実施します。評価シートは、評価参画者と適宜、更新していきます。

評価の内容については、「鎌倉市地域福祉推進委員会」に報告し、次年度の取組の方向性を見直しにつなげていきます。

進捗状況の点検評価と見直しのサイクル（イメージ）



※評価シートの詳細については、資料 123 ページを参照ください。



(4) 計画の推進体制

本市の地域福祉計画の推進にあたっては、市、市社協、福祉事業所、地域団体・ボランティア、そして市民が、それぞれの役割を發揮しながら、情報を共有し、協働・連携して取り組むことが重要です。

① 市

市は、計画の策定・進行管理において中核的役割を担い、関係機関との調整や、制度・予算の整備、包括的な相談窓口の整備、重層的支援体制整備事業の推進を行います。また、進捗評価の場を設け、多様な参画者の意見を反映させます。こうした行政としての取組状況は、定量・定性の両面から計画評価に活用します。

② 市社会福祉協議会

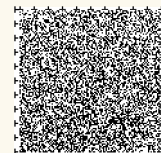
市社協は、市と地域をつなぐ中間支援組織として、地区社会福祉協議会を含む地域の多様な主体とともに、(1)地域住民を主体としたゆるやかな見守り活動の促進・支援、(2)インクルーシブな交流の場づくり、(3)地域団体・ボランティアとのネットワーク構築を通じて地域活動を活性化し、地域全体の支え合い体制の構築を担います。また、日ごろのコミュニティワークの成果を活かし、地域での取組や成果事例を収集・提供します。これらの実績は、定性的評価の指標として、計画の進行管理に活用します。

③ 福祉事業所

福祉事業所は、地域ニーズに応じたサービス提供、ケアラー支援、外出・移動支援などを通じて、地域の暮らしを支えます。また、行政・市社協・地域団体と情報を共有し、切れ目のない支援体制の構築の一翼を担います。事業実施の成果や課題は、計画評価の場で共有され、主に目標2および目標3における進捗把握や多機関連携の進行管理に活用します。

④ 地域団体・ボランティア

地域団体・ボランティアによる日常的なゆるやかな見守りや交流の場づくり、孤独・孤立対策、災害時の支え合い体制づくり等の取組は、住民同士のつながりを育む基盤となります。また、地域団体・ボランティア同士や市、市社協、事業者との連携が進むことで、地域における各種活動やまちづくりの取組の活性化が期待されます。活動の現場で得られた声や気づき、活動の記録等は、定性的評価の一環として、進行管理に活用します。



⑤ 市民

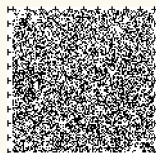
市民一人ひとりが、福祉活動や互助の取組に参加し、相互理解を深めることで、支え合いが生まれます。自らの暮らしや地域活動の経験に基づく声は、成果や質的变化の把握における重要な情報として、計画評価に反映されます。

⑥ 鎌倉市地域福祉推進委員会

鎌倉市地域福祉推進委員会は、本計画における評価結果を受け、委員の視点から見た改善点や重要な論点について意見を述べ、次年度以降の取組方針の見直しに寄与します。

⑦ 鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会

鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会は、関係各課の情報共有と連携体制の強化を目的に、計画の庁内推進を横断的に担います。施策の進捗や課題について庁内で整理し、現場の声や実行上の課題を集約します。集約された情報は、計画の進行管理や次年度方針の検討に活用されます。



第 6 章

資料編

1 鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例

平成 31 年 3 月 29 日条例第 41 号

(趣旨及び設置)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく鎌倉市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、鎌倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者

(3) 市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第 2 項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第 5 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

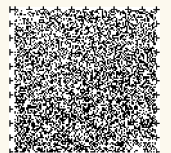
3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。



2 鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例施行規則

平成 31 年 3 月 29 日規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市地域福祉計画推進委員会条例（平成 31 年 3 月条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、鎌倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第 4 条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第 5 条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 委員長は、必要に応じ、委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員又は臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員又は臨時委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 前 3 条の規定は、部会について準用する。

(幹事)

第 7 条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

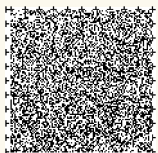
第 8 条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

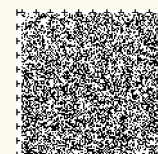
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

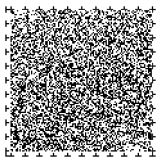


3 本計画策定における鎌倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

令和7年5月7日現在

選出区分	団体（所属）名簿	氏名
市民		山口 重久
市民		脇田 美帆
市民		近藤 壽子
学識経験を有する者又は知識経験を有する者	駒澤大学文学部社会学科（教授）	川上 富雄
学識経験を有する者又は知識経験を有する者	鎌倉女子大学短期大学部（教授）	小泉 裕子
公共的団体が推薦する者	鎌倉市自治町内会総連合会（副会長）	田島 重雄
公共的団体が推薦する者	鎌倉市民生委員児童委員協議会（会長）	千代 美和子
公共的団体が推薦する者	みらいふる鎌倉（相談役）	奴田 不二夫
公共的団体が推薦する者	鎌倉市障害者支援協議会（全体会委員）	平田 はる奈
公共的団体が推薦する者	鎌倉市社会福祉協議会（常務理事）	田中 良一
臨時委員	鎌倉市基幹相談支援センター（センター長）	鈴木 夏華
臨時委員	湘南きょうだいの会（代表）	深見 勝弘





4 社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

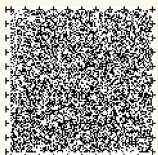
第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

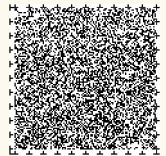
（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策



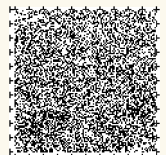
- 2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

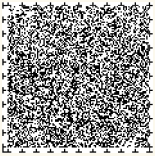


(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
- (1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業
- (2) 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- (3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業
- (4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- (5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業





(6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

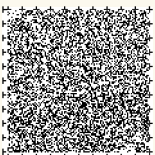
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、児童福祉法第 10 条の 2 第 2 項に規定することも家庭センター、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)第 81 条第 1 項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 市町村は、第 2 項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

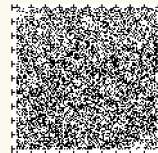
(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

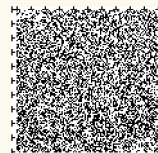




5 地域福祉計画に盛り込むべき事項（ガイドライン）（抄）

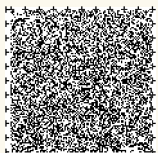
市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

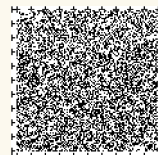
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
 - シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
 - セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
 - ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - タ 全庁的な体制整備
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
 - ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
 - イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
 - ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
 - エ 利用者の権利擁護
 - オ 避難行動要支援者の把握及び見守り・支援の推進方策
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
 - イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
 - ウ 地域福祉を推進する人材の養成



(5) 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる
ことができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体
制の整備
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築





6 地域福祉の推進について（神奈川県策定）

神奈川県地域福祉支援計画〔第5期〕（令和6年（2024年）10月見直し）

【計画の基本目標】

誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現
～誰もがその人らしく暮らせる、いのち輝く地域共生社会づくり～

【法的位置付け】

社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成に資するために、広域的な見地から、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定める計画。

【他の個別計画との関係】

他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を盛り込んでいる。また、2024（令和6）年3月に策定された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」（以下、「条例基本計画」という。）との整合性を図るため、2024（令和6）年10月に見直しを行った。

【計画の期間】

令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）までの4年間。

【「地域福祉」とは】

誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくこと。

【「地域福祉の担い手」とは】

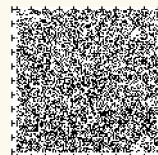
地域住民、自治会・町内会、学校、NPO法人等、高齢者や障がいのある本人及び家族、子育て中の親、若者など、すべての個人・団体が地域福祉の担い手であり、地域福祉の推進に当たっては、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要。

【「当事者目線」の理念の反映】

条例基本計画が推進する「当事者目線の障害福祉」は、障がい福祉に限らず、あらゆる分野に通ずるものであるため、本計画においても、様々な困難を抱える当事者の目線に立った施策を推進し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指す。

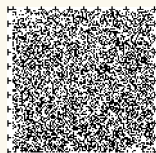
【今後取り組むべき重点事項】

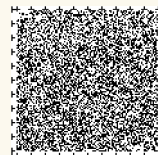
本計画では、地域福祉をめぐる課題を踏まえた10の事項に重点的に取り組むこととし、施策体系の中柱として設定する。また、24の支援策（小柱）に個別の事業・取組を位置付け、総合的・計画的な地域福祉の推進を図る。



【施策体系】

大柱	中柱（10の重点事項）	支援策（小柱）
1 こころづくら	(1)「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。 2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
	(2)高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成	3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。 4 包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。 5 地域福祉の推進を担う福祉関係機関等の職員のスキルアップを図ります。
	(3)福祉介護人材の確保・定着対策の推進	6 福祉介護人材を確保します。 7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。 8 福祉介護人材の定着を促進します。
2 地域（まち）づくら	(1)地域における支え合いの推進	9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。 10 民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。 11 外国籍県民等の暮らしやすさを支援します。
	(2)当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり	12 当事者が主体となる活動や本人の意思を尊重するための取組を推進し、誰もが自分らしく暮らすことができる地域の実現を図ります。
	(3)バリアフリーの街づくりの推進	13 バリアフリーの街づくりを推進します。 14 情報アクセシビリティの向上を図ります。
	(4)災害時における福祉的支援の充実	15 災害時における福祉的支援の充実を図ります。
3 しんみづくら	(1)一人ひとりの状況に応じた適切な支援	16 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。 17 制度の狭間にある課題への対応に取り組みます。 18 課題等を抱える当事者活動を支援します。
	(2)高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	19 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。 20 未病改善の取組など、人生100歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。 21 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。
	(3)生活困窮者等の自立支援	22 生活困窮者等の自立を支援します。
		23 子どもの貧困対策を推進します。
		24 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。





7 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

鎌倉市条例第 32 号

前文

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第 13 条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。

近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。

自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。

(定義)

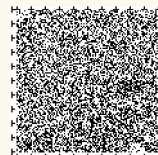
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

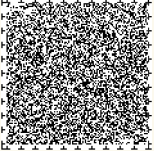
- (1) 共生社会 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 合理的配慮 共生社会の実現に当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののうち、市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適切な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないものをいう。

(基本理念)

第 3 条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3) 市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。





(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって、必要となる認識や理解を市民及び事業者と相互に深めるとともに、合理的配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。

2 市は、市職員一人一人が共生の重要性の理解を深めるため、市職員に対して啓発等を実施するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に努めるものとする。

(基本的施策)

第6条 市、市民及び事業者が、基本理念にのっとり、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。

(1) 共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図るための次に掲げる施策

ア 学校教育、社会教育その他の教育等の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。

イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び広報活動を行うこと。

(2) 十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策

ア 市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。

イ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。

(3) 市民が安全で安心した生活ができるような多様性に配慮した社会基盤施設等の整備に努めること。

(4) 共生の地域づくりを活性化させるための次に掲げる施策

ア 市民及び事業者が本来持っている力を発揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。

イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。

ウ 保健、医療、福祉、教育、就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。

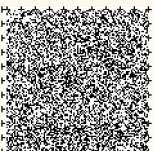
エ 支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。

(5) 共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の必要に応じた改善

2 市は、基本的施策を通じて、合理的配慮が行われるよう取組むものとする。

(災害等への対応)

第7条 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）においては、自助及び共助の意識の浸透を図るとともに、基本理念にのっとり、市民及び市内滞在者が行う自らの身体及び生命を守るための行動に対して、多様性に配慮した支援を行うことができるよう取組むものとする。



(計画等への反映等)

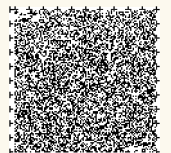
第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。

2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、基本理念の尊重及び基本的施策の実現のため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。

付 則

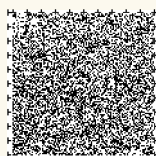
この条例は、平成31年4月1日から施行する。



8 計画の策定経緯

令和7年度（2025年度）

時期	内容
5月	30日 第1回地域福祉計画推進委員会 ○ 第2期鎌倉市地域福祉計画策定の進め方について ○ 計画の骨子案について ○ 地区別住民会議（ワークショップ）について ○ アンケート調査について
6月	市民及び福祉関係団体等へのアンケート調査（6月～7月） 地区別住民会議（ワークショップ）（6月14日～8月2日） 6月14日 腰越地区（腰越学習センター） 西鎌倉地区（腰越学習センター） 6月22日 鎌倉地区①（第1地区社協）（福祉センター） 6月29日 深沢地区（深沢学習センター） 玉縄地区（たまなわ交流センター）
7月	7月5日 大船地区①（大船中学校区）（鎌倉芸術館） 大船地区②（岩瀬中学校区）（鎌倉芸術館） 7月12日 鎌倉地区③（第3地区社協）（福祉センター）
8月	8月2日 鎌倉地区②（大町・材木座）（福祉センター） 29日 第2回地域福祉計画推進委員会 ○ 地域課題の整理について ○ 第2期計画の体系（案）と具体的な施策について ○ 評価・進行管理の仕組みの見直しについて
11月	21日 第3回地域福祉計画推進委員会 ○ アンケート調査および地区別住民会議の結果について ○ 計画の素案およびパブリックコメントの実施について
12月	パブリックコメント（12月5日～1月4日）
2月	2日 第4回地域福祉計画推進委員会 ○ 計画（案）について ○ 計画の評価の方針検討について
3月	★計画策定



9 評価シート

本評価シートは、鎌倉市地域福祉計画に掲げる取組を、単なる実施状況の確認にとどめず、地域や関係機関の動き・関係性の変化を捉えながら、次年度の改善につなげていくための進捗管理・評価ツールとして作成したものです。

本計画では、第5章「計画評価と推進体制」において、取組のプロセスや地域における質的な変化を重視し、市・関係機関・地域の多様な主体が評価に参画しながら、計画を育てていくことを評価の基本的な考え方としています。

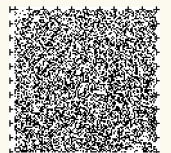
本評価シートは、このような考え方を定期的な評価の場面で共有し、目指す方向性を互いに具体的に確認するために活用することを想定しています。

各評価シートでは、目標の達成に向け、現在の取組状況を段階的な評価の視点に照らして整理し、「いま、どの段階にあるのか」「どのような変化や課題が見えているのか」「次にどの段階を目指すのか」「次年度に取り組むこと」などを関係者間で確認できる構成としています。

世帯への包括的支援や制度の狭間の課題に取り組む必要性を踏まえ、目標2と目標3については、各事業・取組の担当者が制度の縦割に陥ることなく、視野を広く持って関係機関と連携し、関連する目標の達成につなげられるよう、評価シートを通じて点検と整理を促すことを狙いとしています。

これにより、取組の成熟度や連携の広がりを可視化し、年度ごとの振り返りや次年度の取組検討に活かすことを目的としています。

本シートを通じて、日々の取組を振り返ることそのものが地域に関わるすべての人の対話と関係構築の機会となり、鎌倉市の地域福祉の取組が持続的に発展していくことを期待しています。

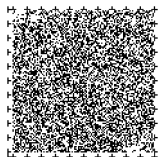


鎌倉市地域福祉計画の評価のシートの見方について

目標	目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづく
施策	(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支 (2) 地域における活動機会・人材育成・居場所の創 (3) 住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支
地域・地区	
評価参画者 (ヒアリング対象者)	<input type="checkbox"/> 地域団体 () <input type="checkbox"/> 地域住民 (地域の活動やボランティアの担い手含
進捗の段階 (評価の視点)	<input type="checkbox"/> 理解・共感の醸成が進む 地域での学び・啓発 (福祉教育等) や防災訓練、 相互理解や関係性が育つ工夫が取り入れられ、「支え合い」「配慮が必要な 人がいること」への共通理解が広がっている 1. 進んでいない 2. あまり進んでいない 3. どちらともいえない 4. ある程度進んでいる 5. 進んでいる <input type="checkbox"/> はじめての人が気軽に来られる場が増える 居場所、行事、交流機会など、参加の入口として「役割を求められず」 「約束がなく」「自分らしく」地域にいられる場面が増え 若者・初参加 者・単独参加者を含めた参加の選択肢が広がっている 1. 増えていない 2. あまり増えていない 3. どちらともいえない 4. ある程度増えている 5. 増えている <input type="checkbox"/> ゆるやかな見守りの定着が進む 声かけ・気づき・つなぎ等の「ゆるやかな見守り」 取り入れられる形で地域に広がっている 1. 進んでいない 2. あまり進んでいない 3. どちらともいえない 4. ある程度進んでいる 5. 進んでいる <input type="checkbox"/> 無理のない関わり方 (小さな役割・出番) が増える 地域の間・機会において、短時間・単発・得意分野 「小さな役割」や出番が用意され、自分のペースで ったりできる 1. 増えていない 2. あまり増えていない 3. どちらともいえない 4. ある程度増えている 5. 増えている <input type="checkbox"/> 関係・ネットワークが維持され、さらに広がる 地区社協・地域団体・ボランティア・学校等のつながりにおいて、これ までの取組を土台に、世代差や担い手不足等の課題に対応するため、運営 や参加の工夫・改善、地域住民との関わり方の工夫が進んでいる。 1. 進んでいない 2. あまり進んでいない 3. どちらともいえない 4. ある程度進んでいる 5. 進んでいる <input type="checkbox"/> 災害時に強い支え合い・助け合いが地域に広がる 平時からのつながりや見守りが、避難支援や災害時の助け合いにつなが る形で整いつつあり、高齢者・障害者・子育て等への支援が地域の仕組み の一部になっている 1. 広がっていない 2. あまり広がっていない 3. どちらともいえない 4. ある程度広がっている 5. 広がっている
実施状況 (事例なども交えて 要点を記載)	
将来に向けた特記事項	

【評価参画者】
 評価に関わる主体。関係
 機関や事業者など、取組に
 関わる立場の視点を取り
 入れながら評価を行いま
 す。

【評価の視点】
 現在の取組状況が、どの
 段階かを確認する評価軸。
 事業の実施有無だけで
 なく、関係者の動きや連携
 の深まり、変化の度合いに
 着目して該当する段階を
 選びます。

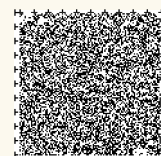


※評価の視点 (項目・指標) は試行段階のため、実施結果のフィードバックを踏まえ、見直す場合
 があります。

【目標1】

目標	目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進
施策	(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援 (2) 地域における活動機会・人材育成・居場所の創出 (3) 住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支えあいの仕組みづくり
地域・地区	
評価参画者 (ヒアリング対象者)	<input type="checkbox"/> 地域団体 () <input type="checkbox"/> 地域住民 (地域の活動やボランティアの担い手含む) ()
進捗の段階 (評価の視点)	<input type="checkbox"/> 理解・共感の醸成が進む 地域での学び・啓発(福祉教育等)や防災訓練、場づくり等を通じて、相互理解や関係性が育つ工夫が取り入れられ、「支え合い」「配慮が必要な人がいること」への共通理解が広がっている 1. 進んでいない 2. あまり進んでいない 3. どちらともいえない 4. ある程度進んでいる 5. 進んでいる <input type="checkbox"/> はじめての人が気軽に来られる場が増える 居場所、行事、交流機会など、参加の入口として「役割を求められず」「約束がなく」「自分らしく」地域にいられる場面が増え、若者・初参加者・単独参加者を含めた参加の選択肢が広がっている 1. 増えていない 2. あまり増えていない 3. どちらともいえない 4. ある程度増えている 5. 増えている <input type="checkbox"/> ゆるやかな見守りの定着が進む 声かけ・気づき・つなぎ等の「ゆるやかな見守り」が、住民が無理なく取り入れられる形で地域に広がっている 1. 進んでいない 2. あまり進んでいない 3. どちらともいえない 4. ある程度進んでいる 5. 進んでいる <input type="checkbox"/> 無理のない関わり方(小さな役割・出番)が増える 地域の間・機会において、短時間・単発・得意分野での関わりなど、「小さな役割」や出番が用意され、自分のペースで地域と関わったり手伝ったりできる 1. 増えていない 2. あまり増えていない 3. どちらともいえない 4. ある程度増えている 5. 増えている <input type="checkbox"/> 関係・ネットワークが維持され、さらに広がる 地区社協・地域団体・ボランティア・学校等のつながりにおいて、これまでの取組を土台に、世代差や担い手不足等の課題に対応するため、運営や参加の工夫・改善、地域住民との関わり方の工夫が進んでいる。 1. 進んでいない 2. あまり進んでいない 3. どちらともいえない 4. ある程度進んでいる 5. 進んでいる <input type="checkbox"/> 災害時に強い支え合い・助け合いが地域に広がる 平時からのつながりや見守りが、避難支援や災害時の助け合いにつながる形で整いつつあり、高齢者・障害者・子育て等への支援が地域の仕組みの一部になっている 1. 広がっていない 2. あまり広がっていない 3. どちらともいえない 4. ある程度広がっている 5. 広がっている
実施状況 (事例なども交えて 要点を記載)	
将来に向けた特記事項	

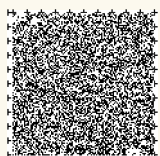
※評価の視点(項目・指標)は試行段階のため、実施結果のフィードバックを踏まえ、見直す場合があります。



【目標2】

目標	目標2 包括的な支援体制と協働ネットワークの構築
施策	(1) 包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の体制づくり (2) 庁内・関係機関の連携体制の強化と重層的支援の推進 (3) 情報共有とICT活用による支援基盤の整備
評価参画者	<input type="checkbox"/> 市 (課) <input type="checkbox"/> 委託事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
回答区分	<input type="checkbox"/> ①業務(業務名:) <input type="checkbox"/> ②市全体
①業務における進捗の段階	<input type="checkbox"/> 世帯全体の課題を見立てる 課題との接点が相談・活動・場づくりのいずれであっても、生活背景・家族状況・社会的孤立等を含めて把握し、分野・領域を横断した論点整理をしている 1. 進んでいない 2. あまり進んでいない 3. どちらともいえない 4. ある程度進んでいる 5. 進んでいる <input type="checkbox"/> 多機関で協働し、フォローする 分野・領域を超えて必要な機関・事業者と連絡・調整し、つないだ後も状況を適宜確認するなど、支援の途切れを防いでいる 1. 進んでいない 2. あまり進んでいない 3. どちらともいえない 4. ある程度進んでいる 5. 進んでいる <input type="checkbox"/> 世帯全体を受け止める 世帯全体への支援の必要性を踏まえ、関係者と役割分担・次の対応を明確にしなが、世帯の困りごとに丸ごと対応している 1. 進んでいない 2. あまり進んでいない 3. どちらともいえない 4. ある程度進んでいる 5. 進んでいる <input type="checkbox"/> 社会参加につなげる 既存の福祉サービスにつながりにくい場合でも、参加・学び・居場所等の機会につなぐ工夫をしている。あわせて、地域で課題を共有する場づくり等を通じ、当事者理解・共感が広がるよう働きかけている 1. 繋がっていない 2. あまり繋がっていない 3. どちらともいえない 4. ある程度繋がっている 5. 繋がっている <input type="checkbox"/> 地域資源を育てる 地域資源の不足や地域における類似課題の増加に着目し、人・活動・場のコーディネート等を通じて、あるいは、情報提供や課題共有の機会を設け、課題に基づく地域づくりの取組や新たなつながりの創出に向けた働きかけをしている 1. 育てていない 2. あまり育てていない 3. どちらともいえない 4. ある程度育てている 5. 育てている <input type="checkbox"/> その他 () () 内に当てはまる視点を記載ください。 1. 進んでいない 2. あまり進んでいない 3. どちらともいえない 4. ある程度進んでいる 5. 進んでいる
①実施状況(事例なども交えて要点を記載)	
①業務上の課題	
②市の取組全体における進捗の段階	<input type="checkbox"/> 制度の狭間のリスクを早期に把握する 高齢・障害・子ども・生活困窮など制度別の支援において、本人(家族)にとって「制度が届きにくい点」「支援が切れそうな点」を早めに把握できる体制となっている 1. 把握できていない 2. あまり把握できていない 3. どちらともいえない 4. ある程度把握できている 5. 把握できている <input type="checkbox"/> 制度・サービス・地域資源につなげる ケアラー支援、ひきこもり支援、再犯防止支援など、支援を必要としているが支援が届きにくい困りごとに対し、本人(家族)の状況に合わせて具体的な選択肢を示し、必要に応じて伴走支援をすることができている。制度につながりにくい場合でも地域資源を提案しており、不足があれば課題として共有している 1. 繋がっていない 2. あまり繋がっていない 3. どちらともいえない 4. ある程度繋がっている 5. 繋がっている <input type="checkbox"/> 権利擁護の視点をもった支援を行う 虐待・差別・消費者被害・経済的搾取等の権利侵害リスクや、意思決定の困難の兆候を早期に捉え、本人の意思を確認しながら必要な支援につないでいる。あわせて、成年後見制度の利用促進や親亡き後を見据えた支援など、継続的・長期的な視点で支援できている 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている <input type="checkbox"/> 支援の途切れを防いでフォローする つないだ後の動きを双方で確認・共有し合い、支援の空白が生じないようにしている。空白が生じそうな場合は再調整や代替となる支援の検討を行っている 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている <input type="checkbox"/> 領域横断の連携・協議を活用する 複数課題が絡む場合や、制度間のつながりが必要な場合などに、関係者と連携し情報共有・役割分担・次の対応を整理している。必要に応じて多機関連携・会議体を活用して協議している 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている <input type="checkbox"/> 福祉を支える人材の育成・確保が図れている 将来の福祉サービスを支える専門人材の育成・確保に向けた取組がすすんでいる。福祉や介護に関わる人たちが互いに連携できる環境づくりがすすんでいる 1. 図れていない 2. あまり図れていない 3. どちらともいえない 4. ある程度図れている 5. 図れている <input type="checkbox"/> その他 () () 内に当てはまる視点を記載ください。 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている
②市の取組に関する課題	

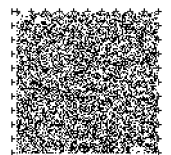
※評価の視点(項目・指標)は試行段階のため、実施結果のフィードバックを踏まえ、見直す場合があります。



【目標3】

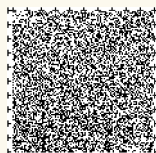
<p>目標</p>	<p>目標3 制度の狭間をつくらぬ福祉支援と権利擁護の推進</p>
<p>施策</p>	<p>(1) 既存の制度やサービスが届きにくい人へのセーフティネットの強化 (2) 制度や分野の狭間にある課題への領域横断的な対応の推進 (3) ケアラーへの支援【新】 (4) 全世代・多様な人の自立と居住を支える地域づくり (5) 権利擁護にかかる専門性の向上と支援制度の理解促進 (6) 福祉を支える人材の育成・確保（福祉専門人材）</p>
<p>評価参照者</p>	<p><input type="checkbox"/> 市（ 課） <input type="checkbox"/> 委託事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
<p>回答区分</p>	<p><input type="checkbox"/> ①業務（業務名： ） <input type="checkbox"/> ②市全体</p>
<p>①業務における進捗の段階</p>	<p><input type="checkbox"/> 制度の狭間のリスクを早期に把握する 高齢・障害・こども・生活困窮など制度別の支援において、本人（家族）にとって「制度が届きにくい点」「支援が切れそうな点」を早めに把握できる体制となっている 1. 把握できていない 2. あまり把握できていない 3. どちらともいえない 4. ある程度把握できている 5. 把握できている</p> <p><input type="checkbox"/> 制度・サービス・地域資源につなげる ケアラー支援、ひきこもり支援、再犯防止支援など、支援を必要としているが支援が届きにくい困りごとに対し、本人（家族）の状況に合わせて具体的な選択肢を示し、必要に応じて伴走支援をすることができている。制度につながりにくい場合でも地域資源を提案しており、不足があれば課題として共有している 1. 繋がっていない 2. あまり繋がっていない 3. どちらともいえない 4. ある程度繋がっている 5. 繋がっている</p> <p><input type="checkbox"/> 権利擁護の視点をもった支援を行う 虐待・差別・消費者被害・経済的搾取等の権利侵害リスクや、意思決定の困難の兆候を早期に捉え、本人の意思を確認しながら必要な支援につないでいる。あわせて、成年後見制度の利用促進や親亡き後を見据えた支援など、継続的・長期的な視点で支援できている 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている</p> <p><input type="checkbox"/> 支援の途切れを防いでフォローする つないだ後の動きを双方で確認・共有し合い、支援の空白が生じないようにしている。空白が生じそうな場合は再調整や代替となる支援の検討を行っている 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている</p> <p><input type="checkbox"/> 領域横断の連携・協議を活用する 複数課題が絡む場合や、制度間のつながりが必要な場合などに、関係者と連携し情報共有・役割分担・次の対応を整理している。必要に応じて多機関連携・会議体を活用して協議している 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉を支える人材の育成・確保が図れている 将来の福祉サービスを支える専門人材の育成・確保に向けた取組がすすんでいる。福祉や介護に関わる人たちが互いに連携できる環境づくりがすすんでいる 1. 図れていない 2. あまり図れていない 3. どちらともいえない 4. ある程度図れている 5. 図れている</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）（ ）内に当てはまる視点を記載ください。 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている</p>
<p>①実施状況（事例なども交えて要点を記載）</p>	
<p>①業務上の課題</p>	
<p>②市の取組全体における進捗の段階</p>	<p><input type="checkbox"/> 制度の狭間のリスクを早期に把握する 高齢・障害・こども・生活困窮など制度別の支援において、本人（家族）にとって「制度が届きにくい点」「支援が切れそうな点」を早めに把握できる体制となっている 1. 把握できていない 2. あまり把握できていない 3. どちらともいえない 4. ある程度把握できている 5. 把握できている</p> <p><input type="checkbox"/> 制度・サービス・地域資源につなげる ケアラー支援、ひきこもり支援、再犯防止支援など、支援を必要としているが支援が届きにくい困りごとに対し、本人（家族）の状況に合わせて具体的な選択肢を示し、必要に応じて伴走支援をすることができている。制度につながりにくい場合でも地域資源を提案しており、不足があれば課題として共有している 1. 繋がっていない 2. あまり繋がっていない 3. どちらともいえない 4. ある程度繋がっている 5. 繋がっている</p> <p><input type="checkbox"/> 権利擁護の視点をもった支援を行う 虐待・差別・消費者被害・経済的搾取等の権利侵害リスクや、意思決定の困難の兆候を早期に捉え、本人の意思を確認しながら必要な支援につないでいる。あわせて、成年後見制度の利用促進や親亡き後を見据えた支援など、継続的・長期的な視点で支援できている 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている</p> <p><input type="checkbox"/> 支援の途切れを防いでフォローする つないだ後の動きを双方で確認・共有し合い、支援の空白が生じないようにしている。空白が生じそうな場合は再調整や代替となる支援の検討を行っている 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている</p> <p><input type="checkbox"/> 領域横断の連携・協議を活用する 複数課題が絡む場合や、制度間のつながりが必要な場合などに、関係者と連携し情報共有・役割分担・次の対応を整理している。必要に応じて多機関連携・会議体を活用して協議している 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉を支える人材の育成・確保が図れている 将来の福祉サービスを支える専門人材の育成・確保に向けた取組がすすんでいる。福祉や介護に関わる人たちが互いに連携できる環境づくりがすすんでいる 1. 図れていない 2. あまり図れていない 3. どちらともいえない 4. ある程度図れている 5. 図れている</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）（ ）内に当てはまる視点を記載ください。 1. 出来ていない 2. あまり出来ていない 3. どちらともいえない 4. ある程度出来ている 5. 出来ている</p>
<p>②市の取組に関する課題</p>	

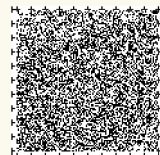
※評価の視点（項目・指標）は試行段階のため、実施結果のフィードバックを踏まえ、見直す場合があります。



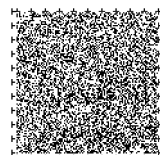
10 用語解説

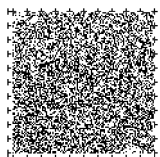
用語	説明	掲載箇所 (最初に掲載が あるページ)
【あ行】		
ICT	<p>コンピューターやスマートフォン、インターネットなどを使って、情報をやりとりするための技術のことです。</p> <p>例えば、メールやオンライン会議、インターネット上での資料などの共有などがあります。</p> <p>Information and Communication Technology の略で「情報通信技術」と訳されます。</p>	79
アウトリーチ	<p>支援をする人や組織が、困っている人々の元へ積極的に出向き、声をかけて助ける取組のことです。</p> <p>困っていても自分から相談しにくい人を早く見つけて支えるための方法です。</p>	61
インクルーシブ教育	<p>すべての子どもが同じ教室で学べるように工夫する教育の考え方です。障害のある子どもも、外国につながるのある子どもも、性別や家庭環境が違っている子どもも、一人ひとりのちがいを大切にしながら、それぞれに合った支援を受け、一緒に学び成長していくことを目指します。</p> <p>インクルーシブは(英: inclusive)は「包摂的な」「包括的な」「包含する」「分け隔てない」という意味を持ちます。</p> <p>※関連⇒インクルーシブ広場、共生社会</p>	62
インクルーシブ広場	<p>年齢や性別、障害のある・ないにかかわらず、だれでも安心して利用でき、一緒に遊んだり交流したりできる広場や遊び場のことです。</p> <p>例えば、車いすのまま遊べる遊具や、体の動きに合わせてゆっくり動く遊具、だれでも使い方がわかる工夫のある遊具などが設置されていることがあります。</p> <p>※関連⇒インクルーシブ教育、共生社会</p>	19
SNS	<p>インターネットを使って、人とつながったり、情報を発信したりできるサービスのことです。</p> <p>文章や写真、動画を投稿したり、コメントやメッセージで交流したりすることができます。</p> <p>Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、Facebook、Instagram、X(旧 Twitter)、TikTok、YouTube、LINE などがあります。</p>	38



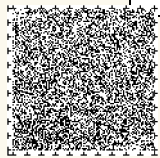


用語	説明	掲載箇所 (最初に掲載があるページ)
【か行】		
虐待	こどもや高齢者、障害のある人など、立場の弱い人に対して、体や心を傷つけたり、必要な世話をしなかったりすることです。叩くなどの暴力だけでなく、ひどい言葉を言う、無視する、お金を勝手に使うなどの行為も虐待にあたります。	6
共生社会	市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会のことです。 鎌倉市は、こうした共生社会の実現を目指し、平成31年(2019年)に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しました。 ※関連⇒インクルーシブ教育、インクルーシブ広場、地域共生社会	1
居住サポート住宅	高齢者、障害者、生活困窮者など、住まいに特別な配慮が必要な人が安心して入居し、住み続けられるように、入居後の見守りや連絡体制まで整えた賃貸住宅のことです。 入居後の支援を担う団体等が大家(家主)と連携し、入居中の居住サポートとして、①日常の安否確認、②訪問等による見守り、③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスや相談先へのつなぎ等を行います。貸す側にとっても、困ったときの連絡先や対応の枠組みが明確になることで不安が減り、配慮が必要な人が入居しやすくなることをねらいとしています。 ※関連⇒住宅セーフティネット制度	93
クールシェアスポット	夏の暑い時期に、だれでも涼しく過ごせる場所として開放されている施設や場所のことです。 公民館や図書館などのほか、お店や公園などがクールシェアスポットになることもあります。	95
ケア	こども、高齢者、障害や病気のある人、助けが必要な人などに対して、安心して生活できるように支えることです。食事や入浴の手助け、家事、通院の付き添い、話を聞くこと、気づかいもケアのひとつです。 ケアは(英:care)は「世話、配慮、気配り、手入れ、メンテナンス、看護、介護」などの意味を持ちます。 ※関連⇒ケアラー、ケアラー支援、ヤングケアラー、若者ケアラー	18
ケアラー	高齢者、障害や病気のある家族・友人など、手助けが必要な人の世話や手伝いを、仕事としてではなく、家族や身近な人として行っている人のことです。 ※関連⇒ケア、ケアラー支援、ダブルケア、ヤングケアラー、若者ケアラー	3

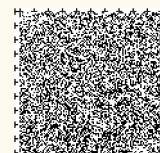


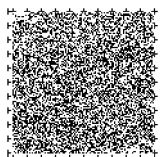


用語	説明	掲載箇所 (最初に掲載があるページ)
ケアラー支援	<p>ケアラー（家族などの世話をしている人）が、無理をしすぎず生活できるように助ける取組のことです。相談を受けたり、介護サービスにつなげたり、休む時間を持てるようにしたりする支援などがあります。</p> <p>ケアラーは過重な負担を抱え、学業や仕事、生活の継続に影響が出たり、周囲に相談できず孤立してしまう場合があります。鎌倉市は、ケアラーが必要な支援につながり、社会的に孤立することのないよう、令和6年（2024年）に「鎌倉市ケアラー支援条例」を制定しました。</p> <p>※関連⇒ケア、ケアラー、ダブルケア、ヤングケアラー、若者ケアラー</p>	3
合理的配慮	<p>日常生活や社会生活の中で、制度や慣習、環境などが「障壁」となり、本人が困っている場合に、その障壁を取り除くために行う、必要で適切な工夫や対応のことをいいます。対応する側にとって負担が大きすぎない範囲で行うものとしします。</p>	19
コーディネーター	<p>人や団体の間に入り、話し合いや協力がうまく進むように調整する人のことです。福祉の分野では、困りごとの解決に向けて、関係する人や機関をつなぐ役割をします。</p> <p>例えば、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター、コミュニティスクールコーディネーター、市民活動コーディネーターなどがあります。</p> <p>※関連⇒生活支援コーディネーター</p>	15
5行政地域	<p>鎌倉市では、市内を次の5つに分け、それぞれを行政地域と呼んでいます。（鎌倉地域、腰越地域、深沢地域、大船地域、玉縄地域）</p>	15
孤独感	<p>一人ぼっちだと感じること。</p> <p>孤独とは、安心できる人や心の通じあう人がおらず、寂しいと感じる状態を指しますが、一人でいることを自分で選んで楽しいと感じる場合は、寂しさとは異なります。また、一人でいるときだけでなく、人と一緒にいても気持ちが通じないと感じるときに、孤独感を感じる場合があります。</p>	36
個別避難計画	<p>避難行動要支援者（自分だけで避難することが難しい人）のために、災害時の避難方法をあらかじめ決めておく計画です。どこへ、どのように避難するか、連絡先、車いすや薬の管理、コミュニケーションの方法など必要な配慮を、本人や家族と一緒に整理します。あらかじめ決めておくことで、災害時にあわてず、安全に避難しやすくなります。</p> <p>※関連⇒避難行動要支援者名簿</p>	63
コミュニティ	<p>地域や共通の目的、関心などでつながった人々の集まりのことです。</p> <p>例えば、自治会や町内会などの地域の集まりのほか、子育ての仲間や同じ趣味を持つ人の集まりなどがあります。また、インターネットを使って交流するコミュニティもあります。</p> <p>※関連⇒コミュニティワーク、自治会・町内会</p>	17

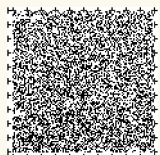


用語	説明	掲載箇所 (最初に掲載があるページ)
コミュニティワーク	地域の人たちが協力して、地域の困りごとを解決したり、暮らしやすい地域をつくったりするための、地域づくりの実践や働きかけのことです。住民や地域の団体、専門の職員、市役所などが力を合わせて進めます。 ※関連⇒コーディネーター、コミュニティ、ソーシャルワーカー、地区社会福祉協議会	61
【さ行】		
再犯防止	犯罪をした人がもう一度同じ事をしてしまわないように支援することです。社会に戻って自立した生活ができるよう、仕事や住まい、生活の支援などを行い、安全で安心して暮らせる社会を目指します。福祉の視点での包括的な支援や地域の支え合いも大切な取組の一つとされています。	4
支援	他の誰かを支え助けることや、力を貸すことを指します。困っている人を助けたり、活動をサポートしたりすることをいいます。 ※関連⇒支援会議	1
支援会議	困りごとを抱えている人を支えるために、主に市町村が開く話し合いの場のことです。法律により、個人情報保護しつつ支援会議を開催することが可能となっています。	48
自主防災組織	地域の人たちが協力して災害に備えるためにつくるグループのことです。多くの場合、自治会や町内会の中で活動しており、防災訓練や見回りなどを行います。地震や火事などの災害が起きたときには、初めの消火や避難の声かけ、助け合いなどを行い、地域で安全を守る役割があります。 ※関連⇒自治会・町内会	63
自治会・町内会	市町村内の一定の区域を単位に、同じ地域に住む人たちが協力して、地域の生活をよくするためにつくる集まりのことです。お祭りや清掃活動、防災活動、見守り活動など、地域のためのさまざまな取組を行います。地域の状況に応じて、より広い範囲の組織（自治会・町内会連合会など）と連携しながら活動することもあります。 ※関連⇒コミュニティ、自主防災組織、地区社会福祉協議会	36
市民活動	市民が自分たちの考えや思いをもとに、地域や社会のために行う活動のことです。例えば、ボランティアや地域づくり、住民主体のイベント、趣味を通じた地域貢献活動などを含みます。	12

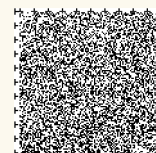




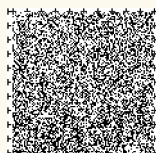
用語	説明	掲載箇所 (最初に掲載があるページ)
重層的支援	年齢や分野ごとに分かれている福祉の支援を、必要に応じて組み合わせ、つなぎながら行う支援の考え方です。ひとつの困りごとだけでなく、仕事・家計・健康・家族関係・住まいなど、いくつもの課題が重なっている場合でも、本人や世帯の状況に合わせて、必要な支援につなげていくことをいいます。 ※関連⇒重層的支援体制整備事業、支援会議、制度の狭間	3
重層的支援体制整備事業	重層的支援を進めるために、市町村が制度に基づいて行う取組(事業)です。だれでも相談しやすい窓口を整え、必要な支援につなげます。いくつもの課題が重なっている世帯については、関係機関が情報を共有しながら、地域社会での受け止めも含めた支援の方針を一緒に考えます。 ※関連⇒重層的支援、支援会議、地域包括支援センター、制度の狭間	6
住宅セーフティーネット制度	高齢者、若者、障害者、DV被害者、生活困窮者、外国人など、家を見つけにくい人が安心して暮らせるようにする仕組みです。家主・不動産関係者など貸す側が、こうした人の入居を原則拒まない賃貸住宅を登録し、住まいの情報を分かりやすく示します。登録された住宅では、住みやすくするための改修工事や、入居にかかる費用の助けなどの支援が受けられることがあります。困っている人が早く安全な住まいを見つけ、長く安心して暮らせるようにすることを目的とした制度です。 ※関連⇒居住サポート住宅	93
少年院	家庭裁判所が決めた処分で送られた少年が、社会で正しく生活できるように学ぶ施設です。生活のルールを身につける教育を行うほか、社会に戻るための準備や支援を行います。 少年院は、少年に教育や指導を行う施設で、児童相談所が関わる自立支援施設や、刑務所のように刑を受ける場所とは別の組織です。	96
スクールソーシャルワーカー	こどもが生活や学校で困っているとき、家庭や学校、地域で抱えている問題を改善するために助ける福祉の専門家のことです。 スクールカウンセラーが心の相談(カウンセリング)で問題を解決するのに対して、スクールソーシャルワーカーは、家庭や学校、地域と連携して人間関係や生活の問題を整理したり、必要な支援につなげたりするなど、多様な方法を使って、問題に対応します。 ※関連⇒ソーシャルワーカー	91
生活困窮	お金や仕事のことなどで困り、生活するのがとても難しい状態をいいます。 ※関連⇒生活困窮者	6



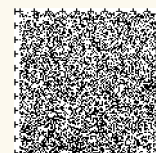
用語	説明	掲載箇所 (最初に掲載があるページ)
生活困窮者	仕事や心と体の状態、地域の人との関わり、その他の理由で、経済的に困り、最低限度の生活を続けることが難しくなるおそれのある人のことです。 ※関連⇒生活困窮	4
生活支援コーディネーター	地域のニーズに応じて、地域住民の日常生活の困りごとや生きがいづくりなどについて、住民や団体と連携して具体的な活動や場を調整し、助け合い(生活支援)の仕組みをつくる人のことです。平成27年(2015年)の介護保険制度改正を踏まえて進められてきた生活支援体制整備事業の中で配置されてきました。 令和2年(2020年)の社会福祉法等改正により創設された重層的支援体制整備事業に取り組む自治体では、既存の地域づくりの取組(生活支援体制整備事業など)により、分野をまたぐ地域づくりが進められています。 ※関連⇒コーディネーター(地域支え合い推進員)	61
制度の狭間	現在ある制度や支援サービスに当てはまらず、支援につながりにくい状態のことです。 例えば、ホームレスの問題や、成人の引きこもり(8050問題)、高齢者や障害のある人への虐待などは、当初は対応する制度が整っておらず、『制度の狭間』と呼ばれてきました。近年は、家族構成や就労形態、地域での見守りの変化などにより、こうした支援の見落としやすい課題が増えているとされています。	4
セーフティネット	生活の中で起こるさまざまな困りごとから、人や家庭を守るための制度や取組のことです。 生活に困窮したときや、虐待、障害、住む場所がなくなってしまうときなど、さまざまな問題に対応する福祉の仕組みを指します。	2
世代間交流	こどもからお年寄りまで、年齢や世代の違う人たちが交流することをいいます。	37
ソーシャルワーカー	生活の中で困りごとや不安を抱えている人に寄り添い、相談にのり、問題の解決や生活が安定するように支える福祉の専門家です。 市町村、社会福祉協議会、福祉施設、企業、NPOなど、さまざまな場所で働いています。 ※関連⇒スクールソーシャルワーカー、コミュニティワーカー	91



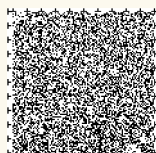
用語	説明	掲載箇所 (最初に掲載があるページ)
【た行】		
ダブルケア／トリプルケア	<p>ダブルケアは、こどもの世話と親の介護を同時に行っている状態のことです。高齢化や家族の人数が少なくなったことにより、家庭の中で負担が重くなる問題として知られています。</p> <p>近年では、こどもの世話と、夫婦それぞれの親の介護を同時に行うトリプルケアの状況も増加しています。</p> <p>※関連⇒ケアラー支援</p>	6
地域共生社会	<p>制度・分野ごとの「縦割り」をまたぎ、多様な人々が「支える側」「支えられる側」の立場を入れ替えながら支え合い、それぞれが自分らしく生きられる地域を共につくっていかうとする社会のことをいいます。</p> <p>※関連⇒共生社会</p>	1
地域包括支援センター	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護・福祉・医療・保健などの相談を受け、必要なサービスや支援につなげる相談窓口です。虐待の防止や介護予防の支援なども行います。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業が進むことで、高齢者の相談だけでなく、年齢や分野にかかわらず複合的な困りごとを抱える世帯についても、関係機関と連携しながら支援につなげられるようになります。</p>	51
地区社会福祉協議会	<p>地域に住む人たちが中心となって、だれもが安心して暮らせるまちにするための福祉の活動を行う団体です。自治会・町内会等とも連携を取りながら活動しています。</p> <p>設置されていない市町村もあり、設置されている場合も名称もさまざまです。地区社協と呼ばれ、鎌倉市内には9つの地区社協があります。</p> <p>※関連⇒自治会・町内会、コミュニティワーク</p>	15
DV	<p>ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略で、家庭の中や、恋人・パートナーや配偶者などの親しい関係にある人から受ける暴力のことです。暴力には、叩くなどの身体への暴力だけでなく、言葉の暴力、お金を自由に使わせないなどの経済的な暴力も含まれます。</p>	37



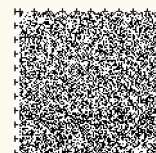
用語	説明	掲載箇所 (最初に掲載があるページ)
【は行】		
8050 問題	<p>高齢の親に対し、ひきこもり状態にある中高年の子が、親の収入や支えに頼って生活しており、世帯として困窮する状態に陥ってしまうことをいいます。親の年齢 80 歳と子の年齢 50 歳を例に、「8050 問題」と呼ばれています。</p> <p>家庭内の困りごとが長い期間、外から見えにくく、本人や家族が相談につながりにくいことも多いため、早めに支援につなげることが重要とされています。</p> <p>※関連⇒ひきこもり、生活困窮、制度の狭間</p>	6
バリアフリー	<p>高齢者、障害のある人、こどもなど、誰もが安全かつ円滑に利用できるよう、生活環境や施設、制度、情報などに存在する障壁（バリア）を取り除く考え方および取組をいいます。</p>	4
ひきこもり	<p>特定の病気や障害ではなく、ひきこもっている状態を指す言葉です。</p> <p>生きづらさを感じていたりして、家族など他の人とあまり関わらない状態にある人、支援が必要な状態にある人を指します。</p> <p>※関連⇒8050 問題</p>	6
避難行動要支援者名簿	<p>大きな地震や台風などの災害時に、自分だけで避難することが難しい人を、あらかじめ行政が把握しておく名簿です。高齢者や障害のある人、病気などで支援が必要な人が対象になります。名簿の提供・共有には本人の同意が必要です。名簿があることで、災害時に安否確認や避難の手助けを行いやすくなり、安全な避難につながります。</p> <p>※関連⇒個別避難計画</p>	63
福祉タクシー	<p>高齢者や障害のある人、体に不自由がある人の外出や移動を助けるタクシーサービスです。</p> <p>国が定めるルールにしたがって、特別な設備を備えた福祉車両で運行されます。</p> <p>公共の交通機関での移動がむずかしい人が利用でき、年齢や介護の必要の有無は問われません。家族や介助者も一緒に乗ることができます。</p> <p>似たサービスに「介護タクシー」があります。こちらは、介護が必要な人が公共の交通で移動するのがむずかしいときに使い、介護保険の対象になっています。</p>	95
福祉避難所	<p>災害が起きたとき、通常の避難所での生活が難しい人たちを受け入れる避難所です。</p> <p>主に高齢者や障害のある人、病気の人など、支援が必要な人を想定し、あらかじめ市町村と施設の人とが協定を結び、災害が起きたときにその施設を福祉避難所として受け入れを行います。</p>	63



用語	説明	掲載箇所 (最初に掲載があるページ)
プラットフォーム	物事のもとになる場所や土台のことです。駅のホーム（乗る場所）も「プラットフォーム」と呼ばれるように、いろいろな方向から人が集まる共通の場所という意味があります。福祉の分野では、人や団体が集まって情報を共有したり、一緒に活動したりするための場や仕組みのこともプラットフォームと呼びます。	6
保護観察	犯罪をした人や非行に走った少年が、社会の中で生活しながら立ち直ることを目指して、保護観察所の職員や保護司から見守りや助言を受けられる制度です。刑務所や少年院に入るのではなく、家や地域で生活しながら再び同じ事をしないように支援を受ける仕組みです。	93
ボランティア活動	ボランティアとは、自分の意思で、社会やほかの人のために役立つことをすることです。ボランティア活動の内容は、福祉の活動だけでなく、環境を守る活動、スポーツや文化活動の支援、国際的な支援など幅広く、さまざまな分野で行われています。	35
【ま行】		
民生委員・児童委員	地域で生活に困りごとを抱える人を見守り、相談にのったり、行政や社会福祉協議会につないだりする地域のボランティアです。町内会などの推薦をもとに国から委嘱され、担当する地域（およそ70～400世帯）で活動します。任期は3年で、無償で活動しています。また、民生委員はこどもの福祉を守る役割も持っているため、児童委員を兼ねています。こどもや子育てに関する相談を主に担当する主任児童委員もいます。	47
【や行】		
ヤングケアラー	家族の介護や世話、家事などを大人の代わりに日常的に行っているこどもや若者のことを指します。例えば、病気や障害のある家族の世話をしたり、食事の準備や洗濯、きょうだいの世話などを担ったりする場合があります。このような負担が大きいと、勉強や部活動、友だちとの時間などに影響が出てしまうことがあり、社会全体で支えていくことが大切だと考えられています。 ※関連⇒ケア、ケアラー、ケアラー支援	6



用語	説明	掲載箇所 (最初に掲載があるページ)
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍、年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人を使いやすいように考えてつくられたデザインのことで す。 例えば、段差の少ない建物、だれでも見やすい表示、使いやすい道具などがユニバーサルデザインの例です。 「すべての人のためのデザイン」ともいわれ、バリアフリーの考え方をさらに広げたものです。	13
【ら行】		
ライフスタイル	人が毎日の生活の中で選んでいる「暮らし方」や「生活のしかた」のことです。 例えば、どんな仕事をするか、どこに住むか、家族とどう過ごすか、休日をどう楽しむかなど、人それぞれの生活のパターンや考え方を表します。	6
老人クラブ	老人福祉法に基づき、おおむね 60 歳以上の高齢者が地域で安心して元気に生活するために集まって活動する、会員制の自主的なグループのことです。健康づくりや介護予防の活動、ひとり暮らしの高齢者を見守る活動、地域を安全で住みやすくするボランティア活動などを行います。 鎌倉市では『みらいふる鎌倉』として活動しています。	60
老々介護	高齢者（65 歳以上）が、同じく高齢者を介護している状態のことです。特に、75 歳以上の方同士で介護している場合は「超老老介護」と呼ばれ、介護する人と介護を受ける人の両方が認知症である状態は「認認介護（にんにんかいご）」と呼ばれます。 老老介護は今後も増加が予想されています。老老介護や超老老介護は、介護する人の体や心の負担が大きくなったり、虐待などにつながったりすることが懸念されています。	6
【わ行】		
若者ケアラー	ケアラーのうち、おおむね 18 歳から 40 歳に達するまでの人のことをいいます。 ※関連⇒ケア、ケアラー、ケアラー支援、ダブルケア、ヤングケアラー	90



鎌倉市地域福祉計画

令和8年3月

発行：鎌倉市

編集：鎌倉市 健康福祉部 福祉政策課 地域福祉担当（令和8年4月から）

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

TEL 0467-23-3000（代表）

FAX 0467-23-8700

